

未定稿

別 冊

平成 28 年度 生活保護実施要領等

※ 内容は調整中のものを含み、今後変更することがあります。

○ 平成 28 年 4 月施行予定分

1	生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）【改正案】	1
2	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生省事務次官通知）【改正案】	15
3	生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）【改正案】	15
4	生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）【改正案】	15
5	生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）【改正案】	103
6	生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【改正案】	125
7	金融機関本店等に対する一括照会の実施について（平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号）【改正案】	131
8	生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）【改正案】	133
9	生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和 48 年 5 月 1 日厚生省社会局保護課長通知社保第 87 号）【改正案】	135
10	生活保護法による医療券等の記載要領について（平成 11 年 8 月 27 日厚生省社会・援護局保護課長通知社援保第 41 号）【改正案】	137
11	生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について」の一部改正について（通知）（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】	139
12	生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務に係る留意事項等についての一部改正について（通知）（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】	143
13	生活保護法の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知社援保発 0516 第 1 号）【改正案】	147
14	平成 28 年度後発医薬品使用促進計画の策定等にかかる留意事項について（事務連絡）【案】	155
15	頻回受診者に対する適正受診指導について（平成 14 年 3 月 22 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知社援保発第 0322001 号）【改正案】	157
16	生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】	163
17	生活保護法の一部を改正する法律等の施行についての一部改正について（通知）（厚生労働省社会・援護局長通知）【案】	167
18	医療扶助の適正実施に関する指導監査等について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】	169
19	生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施に関する指導監査）の実施について（留意事項）（事務連絡）【案】	171

20	生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知)【改正案】	173
21	生活保護法の規定により国保連に対し介護報酬の支払等について委託する場合における被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票に係る記載要領について(平成12年4月28日厚生省社会・援護局保護課長通知社援保第27号)【改正案】	185
22	生活保護法による介護券の記載要領及び留意点について(平成12年3月13日厚生省社会・援護局保護課長通知社援保第11号)【改正案】	187
23	就労支援促進計画の策定について(平成27年3月31日社援保発0331第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)【改正案】	189
24	「居住の安定確保支援事業」の実施について(平成25年5月15日社援保発0515第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)【改正案】	207
25	被保護者就労準備支援事業(生活困窮者等の就農訓練事業分)の実施について(厚生労働省社会・援護局長通知)【案】	211

**1 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生
省告示第 158 号）【改正案】**

平成28年度生活保護基準額(案)

1 一般生活費認定基準表

1級地-1

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	21,510円	26,660円
3歳～5歳	27,110	29,970
6歳～11歳	35,060	34,390
12歳～19歳	43,300	39,170
20歳～40歳	41,440	38,430
41歳～59歳	39,290	39,360
60歳～69歳	37,150	38,990
70歳以上	33,280	33,830

第 2 類

基準額及び加算額	世帯人員別					
	1人	2人	3人	4人	5人	
基準額①	44,690円	49,460円	54,840円	56,760円	57,210円	
基準額②	40,800	50,180	59,170	61,620	65,690	
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額	世帯人員別					
	6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額	
基準額①	57,670円	58,120円	58,570円	59,020円	450円	
基準額②	69,360	72,220	75,080	77,940	2,860	
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

1級地-2

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	20,540円	25,520円
3歳～5歳	25,890	28,690
6歳～11歳	33,480	32,920
12歳～19歳	41,360	37,500
20歳～40歳	39,580	36,790
41歳～59歳	37,520	37,670
60歳～69歳	35,480	37,320
70歳以上	32,020	32,380

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		42,680円	47,240円	52,370円	54,210円	54,660円
基準額②		39,050	48,030	56,630	58,970	62,880
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		55,110円	55,570円	56,020円	56,470円	450円
基準額②		66,390	69,130	71,870	74,590	2,730
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

2級地-1

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	19,570円	24,100円
3歳～5歳	24,680	27,090
6歳～11歳	31,900	31,090
12歳～19歳	39,400	35,410
20歳～40歳	37,710	34,740
41歳～59歳	35,750	35,570
60歳～69歳	33,800	35,230
70歳以上	30,280	30,580

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		40,670円	45,010円	49,900円	51,660円	52,070円
基準額②		36,880	45,360	53,480	55,690	59,370
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		52,480円	52,890円	53,300円	53,710円	410円
基準額②		62,700	65,280	67,850	70,440	2,580
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

2級地-2

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	18,600円	23,540円
3歳～5歳	23,450	26,470
6歳～11歳	30,320	30,360
12歳～19歳	37,460	34,580
20歳～40歳	35,840	33,930
41歳～59歳	33,990	34,740
60歳～69歳	32,140	34,420
70歳以上	29,120	29,870

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		38,660円	42,790円	47,440円	49,090円	49,510円
基準額②		36,030	44,310	52,230	54,390	57,990
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		49,920円	50,330円	50,740円	51,150円	410円
基準額②		61,240	63,760	66,280	68,800	2,520
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

3級地-1

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	17,640円	22,490円
3歳～5歳	22,240	25,290
6歳～11歳	28,750	29,010
12歳～19歳	35,510	33,040
20歳～40歳	33,980	32,420
41歳～59歳	32,220	33,210
60歳～69歳	30,460	32,890
70歳以上	27,290	28,540

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		36,640円	40,560円	44,970円	46,540円	46,910円
基準額②		34,420	42,340	49,920	51,970	55,420
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		47,280円	47,650円	48,020円	48,390円	370円
基準額②		58,520	60,930	63,330	65,740	2,410
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

3級地-2

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	16,670円	21,550円
3歳～5歳	21,010	24,220
6歳～11歳	27,170	27,790
12歳～19歳	33,560	31,650
20歳～40歳	32,120	31,060
41歳～59歳	30,450	31,810
60歳～69歳	28,790	31,510
70歳以上	26,250	27,340

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		34,640円	38,330円	42,500円	43,990円	44,360円
基準額②		32,970	40,550	47,810	49,780	53,090
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
基準額①		44,730円	45,100円	45,470円	45,840円	370円
基準額②		56,050	58,350	60,670	62,970	2,300
地区別冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

基準生活費の算定

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A \times 0 / 3 + B \times 3 / 3 + C$$

算式の符号

- A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の通減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額
- B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の通減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする）
- C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

通減率

第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000
率②	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140

第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
率①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
率②	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	0.6645

期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
1級地—1	13,890円	22,650円	23,340円	26,260円	27,370円
1級地—2	13,260	21,620	22,290	25,070	26,130
2級地—1	12,640	20,600	21,230	23,880	24,890
2級地—2	12,020	19,590	20,190	22,720	23,680
3級地—1	11,390	18,560	19,140	21,530	22,440
3級地—2	10,760	17,540	18,080	20,340	21,210

級地別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人増すごとに加算する額
1級地—1	31,120円	33,060円	35,010円	36,670円	1,670円
1級地—2	29,710	31,570	33,420	35,020	1,590
2級地—1	28,310	30,080	31,850	33,360	1,510
2級地—2	26,920	28,610	30,280	31,730	1,450
3級地—1	25,520	27,110	28,710	30,070	1,360
3級地—2	24,110	25,610	27,120	28,410	1,290

(8) 生業扶助基準(1・2・3級地)

区 分		基 準 額 (1・2・3級地)	
生 業 費		46,000円以内	
技 能 修 得 費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	78,000 円以内	
	高等学校等就学費	基本額(月額)	5,450円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額
		入学料及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
		学習支援費(月額)	5,150円
就 職 支 度 費		30,000 円以内	

(9) 葬祭扶助基準

ア 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1・2級地	206,000円以内	164,800円以内
3級地	180,300円以内	144,200円以内

イ 別表第8の3に該当

級 地 別	金 額
1・2級地	円 15,290
3級地	13,380

3 加 算 関 係

(1) 妊産婦加算

級 地 別	妊 産 婦 加 算		産 婦 加 算
	妊 娠 6 か 月 未 満	妊 娠 6 か 月 以 上	
	円	円	円
1・2級地	8,960	13,530	8,320
3級地	7,610	11,500	7,070

(2) 障害者加算

ア 別表第1第2章の2の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅	入 院 ・ 入 所
	円	円
1 級 地	26,310	
2 級 地	24,470	21,890
3 級 地	22,630	

イ 別表第1第2章の2の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅	入 院 ・ 入 所
	円	円
1 級 地	17,530	
2 級 地	16,310	14,590
3 級 地	15,090	

ウ 別表第1第2章の2の(3)に該当

級 地 別	加 算 額
	円
1・2・3級地	14,480

(平成28年7月1日から14,600円)

エ 別表第1第2章の2の(4)に該当

級 地 別	加 算 額
	円
1・2・3級地	12,140

(平成28年7月1日から12,230円)

オ 別表第1第2章の2の(5)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	69,960円以内

(3) 介護施設入所者加算

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	9,690円以内

(4) 在宅患者加算

級 地 別	加 算 額
	円
1・2級地	13,020
3級地	11,070

(5) 放射線障害者加算

ア 別表第1第2章の5の(1)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	42,990 円

イ 別表第1第2章の5の(2)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	21,500 円

(6) 児童養育加算(1・2・3級地)

児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。)	15,000 円
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	10,000
第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	15,000
	小学校修了後中学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)	10,000

(7) 母子加算

級 地 別	児 童 1 人		児童が2人の場合 に加える額		児童が3人以上1 人を増すごとに加 える額	
	在 宅	入院・入所	在 宅	入院・入所	在 宅	入院・入所
	円	円	円	円	円	円
1 級 地	22,790		1,800		920	
2 級 地	21,200	18,990	1,690	1,530	850	750
3 級 地	19,620		1,580		780	

4 控 除 関 係

(1) 基礎控除額表

(別 表)

(2) 新規就労控除（月額）

級 地 別	控 除 額
1・2・3級地	11,100 円

(3) 未成年者控除（月額）

級 地 別	控 除 額
1・2・3級地	11,400 円

課税標準	控除額	課税標準	控除額
0	0	0	0
100	0	100	0
200	0	200	0
300	0	300	0
400	0	400	0
500	0	500	0
600	0	600	0
700	0	700	0
800	0	800	0
900	0	900	0
1000	0	1000	0
1100	0	1100	0
1200	0	1200	0
1300	0	1300	0
1400	0	1400	0
1500	0	1500	0
1600	0	1600	0
1700	0	1700	0
1800	0	1800	0
1900	0	1900	0
2000	0	2000	0
2100	0	2100	0
2200	0	2200	0
2300	0	2300	0
2400	0	2400	0
2500	0	2500	0
2600	0	2600	0
2700	0	2700	0
2800	0	2800	0
2900	0	2900	0
3000	0	3000	0
3100	0	3100	0
3200	0	3200	0
3300	0	3300	0
3400	0	3400	0
3500	0	3500	0
3600	0	3600	0
3700	0	3700	0
3800	0	3800	0
3900	0	3900	0
4000	0	4000	0
4100	0	4100	0
4200	0	4200	0
4300	0	4300	0
4400	0	4400	0
4500	0	4500	0
4600	0	4600	0
4700	0	4700	0
4800	0	4800	0
4900	0	4900	0
5000	0	5000	0
5100	0	5100	0
5200	0	5200	0
5300	0	5300	0
5400	0	5400	0
5500	0	5500	0
5600	0	5600	0
5700	0	5700	0
5800	0	5800	0
5900	0	5900	0
6000	0	6000	0
6100	0	6100	0
6200	0	6200	0
6300	0	6300	0
6400	0	6400	0
6500	0	6500	0
6600	0	6600	0
6700	0	6700	0
6800	0	6800	0
6900	0	6900	0
7000	0	7000	0
7100	0	7100	0
7200	0	7200	0
7300	0	7300	0
7400	0	7400	0
7500	0	7500	0
7600	0	7600	0
7700	0	7700	0
7800	0	7800	0
7900	0	7900	0
8000	0	8000	0
8100	0	8100	0
8200	0	8200	0
8300	0	8300	0
8400	0	8400	0
8500	0	8500	0
8600	0	8600	0
8700	0	8700	0
8800	0	8800	0
8900	0	8900	0
9000	0	9000	0
9100	0	9100	0
9200	0	9200	0
9300	0	9300	0
9400	0	9400	0
9500	0	9500	0
9600	0	9600	0
9700	0	9700	0
9800	0	9800	0
9900	0	9900	0
10000	0	10000	0

別表

基礎控除額表(月額)

収入金額別区分		1人目	2人目以降
円	円	円	円
0 ~	15,000	0~15,000	0~15,000
15,001 ~	15,199	15,001~15,199	15,000
15,200 ~	18,999	15,200	15,000
19,000 ~	22,999	15,600	15,000
23,000 ~	26,999	16,000	15,000
27,000 ~	30,999	16,400	15,000
31,000 ~	34,999	16,800	15,000
35,000 ~	38,999	17,200	15,000
39,000 ~	42,999	17,600	15,000
43,000 ~	46,999	18,000	15,300
47,000 ~	50,999	18,400	15,640
51,000 ~	54,999	18,800	15,980
55,000 ~	58,999	19,200	16,320
59,000 ~	62,999	19,600	16,660
63,000 ~	66,999	20,000	17,000
67,000 ~	70,999	20,400	17,340
71,000 ~	74,999	20,800	17,680
75,000 ~	78,999	21,200	18,020
79,000 ~	82,999	21,600	18,360
83,000 ~	86,999	22,000	18,700
87,000 ~	90,999	22,400	19,040
91,000 ~	94,999	22,800	19,380
95,000 ~	98,999	23,200	19,720
99,000 ~	102,999	23,600	20,060
103,000 ~	106,999	24,000	20,400
107,000 ~	110,999	24,400	20,740
111,000 ~	114,999	24,800	21,080
115,000 ~	118,999	25,200	21,420
119,000 ~	122,999	25,600	21,760
123,000 ~	126,999	26,000	22,100
127,000 ~	130,999	26,400	22,440
131,000 ~	134,999	26,800	22,780
135,000 ~	138,999	27,200	23,120
139,000 ~	142,999	27,600	23,460
143,000 ~	146,999	28,000	23,800
147,000 ~	150,999	28,400	24,140
151,000 ~	154,999	28,800	24,480
155,000 ~	158,999	29,200	24,820
159,000 ~	162,999	29,600	25,160
163,000 ~	166,999	30,000	25,500
167,000 ~	170,999	30,400	25,840
171,000 ~	174,999	30,800	26,180
175,000 ~	178,999	31,200	26,520
179,000 ~	182,999	31,600	26,860
183,000 ~	186,999	32,000	27,200
187,000 ~	190,999	32,400	27,540
191,000 ~	194,999	32,800	27,880
195,000 ~	198,999	33,200	28,220
199,000 ~	202,999	33,600	28,560
203,000 ~	206,999	34,000	28,900
207,000 ~	210,999	34,400	29,240
211,000 ~	214,999	34,800	29,580
215,000 ~	218,999	35,200	29,920
219,000 ~	222,999	35,600	30,260
223,000 ~	226,999	36,000	30,600
227,000 ~	230,999	36,400	30,940
231,000 ~		(※)	(※)

(備考)

収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加するごとに、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算する。

- 2 **生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生省事務次官通知）【改正案】**
- 3 **生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）【改正案】**
- 4 **生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）【改正案】**

生活保護法による保護の実施要領について

生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領による。

第1 世帯の認定

㊦ 第1

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが相当であるときは、同様とすること。

㊦ 第1

1 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)（ウを除く。）及び(6)並びに第2の1において同じ。）している場合
- (6) 職業能力開発校等に入所している場合
- (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

問（第1の4） 出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第1の5） 生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱ってよいか。

答 貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。

(1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合

(2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが相当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあつては、世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）

(3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが相当でないとき（当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。）

(4) 次に掲げる場合であつて、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合

イ ア以外の場合であつて、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合

(5) 次に掲げる場合であつて、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立成長を著しく阻害すると認められるとき

ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係に

ない場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

イ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ウ ア又はイに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合

エ イ又はウに該当することにより世帯分離された者が、退院若しくは退所後6か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(6) (5)のイ、ウ及びエ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき

(8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）の入所者（障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

問（第1の8） 世帯分離が認められる場合については、局長通知第1の2及び5に各々その要件が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除した上、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものと考えているが、どうか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的には握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて、少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

問（第1の9） 世帯分離をした場合において、分離により保護を要しないとした者（世帯）については、継続的に収入等を把握し、要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年1回は検討を行うこととされているが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また再三届出を求めたにもかかわらず届出がなされないため要件の確認が行えないような場合は、どのように取り扱えばよいか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則のもとで一定の要件を満たしていることを条件に保護の実施機関が適当

と判断したときに例外的な取扱いとして認められているものである。したがって、世帯分離中は継続して分離の要件を満たしており、分離が適切であるとの実施機関の判断が前提となっているものであるから、設問のように福祉事務所において分離要件を見直すことが必要であると考え調査したが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により、この確認ができない場合には当然世帯単位の原則に立ち帰り同一世帯と認定すべきものである。

以上の考え方からすれば、設問のような場合においては、実施機関は、まず、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する変更決定を行うとともに、再度必要な資料等の提出を求め、なお指示に従わない場合は所要の手続を経て保護の廃止を検討すべきである。

問（第1の10） 世帯分離により入院若しくは入所中又は局長通知第1の2の(8)に掲げる施設に入所中の者のみを相当長期間保護している場合であって、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が代替わりしたこと等により、同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、別世帯とみなして差しつかえないか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、社会通念上同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、出身世帯と分離して保護している者を別世帯とみなして差しつかえない。

- 1 世帯分離後、入院入所期間がおおむね5年以上にわたっており、今後も引き続き長期間に及ぶこと。
- 2 世帯分離されている者に対し、出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと。
- 3 世帯分離後出身世帯の生計中心者が代替わりしていること。

なお、別世帯とみなした場合にも、従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこととなる。

3 高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下「高等学校等」

という。）に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。

ただし、専修学校又は各種学校については、高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるものと認められるものであって、その者がかつて高等学校等を修了したことのない場合であること。

問（第1の7） 局長通知第1の3にいう「高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるもの」とは、どのようなものをいうか。

答 専修学校又は各種学校の修業年限が3年以上であり、かつ、普通教育科目を含む就業時間数がおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合であって、就学する者の意欲、能力、健康状態等から判断して、当該被保護世帯の自立助長のうで高等学校等での就学と同程度の効果が期待されるものをいう。

4 次の各要件のいずれにも該当する者については、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差しつかえないこと。

- (1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。
- (2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。

5 次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。

- (1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その課程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合
- (2) 次の貸与金を受けて大学で就学する場合

ア 独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金
イ 国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業による貸与金であってアに準ずるもの

ウ 地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金（イに該当するものを除く。）であってアに準ずるもの

(3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

問（第1の6） 局長通知第1の5の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。

答 例えば、財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。

6 同一世帯に属していると認められるものであって、次の者については別世帯として取り扱うこと。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに ~~及び~~ 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 後の自立の支援に関する法律第19条に定める特定中国残留邦人等（以下「特定中国残留邦人等」という。）及び同法第14条に定める ~~その者の~~ 特定配偶者等（以下「~~その者の~~ 特定配偶者等」という。）

第2 実施責任

㊦ 第2

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

㊦ 第2

1 居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。

(1) 保護を受けていなかった単身者で居住地のないも

のが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介護扶助又は入院若しくは入所に伴う生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関に連絡のあった時点における、要保護者の現在地（ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行なうことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。）を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。

(2) 入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこと。

(3) (2)のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失ない、又は入院若しくは入所後（入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後）3箇月以内に入院又は入所を原因として居住地を失なった者（入院又は入所後3箇月を経過した後において保護を申請した者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。）については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（現在地保護の例による。）を負うこと。

問（第2の1） 単身者たる入院患者又は介護老人保健施設入所者の入院又は入所前の居住地がなくなった場合は、他に親族等の縁故先で退院又は退所後の着き先となることが期待される場所があるとしても、当該入院又は入所が法によるものであると否とを問わず、すべて居住地として認定されないと解してよいか。

答 局長通知第2の1の(2)に該当する場合を除き、お見込みのとおりである。

問（第2の2） 世帯分離された入院患者又は介護老人保健施設入所者については、出身世帯の居住地を

その居住地として認定すべきであり、出身世帯が移転した場合も同様であると解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第2の3） 同一世帯員として認定すべき者のうち一方が病院又は療養所にあり、他方が保護施設にある場合で、入院又は入所前の居住地が消滅しているときの実施責任は、どのように判断すべきか。

答 それぞれ世帯を別にしてしているものとして判断すべきである。

すなわち、保護施設にある者については法第19条第3項により、入院患者については局長通知第2の1又は2により取り扱うべきである。

問（第2の4） 次の場合の要保護者にかかる実施責任はいずれにあるか。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担（結核に係るものに限る。）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けていない被保護者で居住地のないものが転院したとき。

(2) 医療扶助により入院していた者で局長通知第2の1の(3)又は2により保護を実施されていたものが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助（入院患者日用品費）を要するとき。

(3) 医療観察法による措置廃止により、居住地のない被保護者が転院したとき。

答 (1)については、局長通知第2の2は適用されず、当該被保護者の現在地である転院先の医療機関所在地の実施機関が、入院患者日用品費等の支給について実施責任を負うものである。

(2)については、同一の医療機関に入院している限り引き続き局長通知第2の1の(3)又は2により実施責任が定められるものである。

(3)については、措置廃止と同時に転院となった場合は、局長通知第2の1により転院先の医療機関所在地の実施機関が実施責任を負うものである。

問（第2の5） 局長通知第2の1の(3)にいう「入

院後3箇月以内」及び「入院後3箇月を経過した後」の「3箇月」はどのように算定すべきか。

答 いずれも入院した日の属する月を含めて4箇月目の月の入院日に相当する日の前日までをいうものである。

問（第2の7） 被保護者がケアハウスに入所した場合、ケアハウス所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、ケアハウス所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。

答 お見込みのとおりである。

なお、同様の取扱いとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。

また、平成18年3月31日以前から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居している者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。

問（第2の8） 平成18年10月以前より児童福祉法に基づく措置により児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所している児童が、引き続き契約に基づき当該施設に入所する場合、その児童の入所期間中、当該施設（複数の施設に継続して入所措置された場合には最初に入所措置された施設）に入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、当該児童に対する保護の実施責任を負うものと考えてよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

2 居住地のない被保護者又は要保護者について、保護の実施機関が、所管区域内に適当な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合（生活保護法による医療扶助を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に保護の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含む。）には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の(2)に該当する場合の

ほかは現在地保護の例による。)を負うこと。

- 3 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。
- 4 単身の被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）が国立保養所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における保護の実施機関にあるものとする。
- 5 保護施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中（保護施設通所事業については1年以内に限る。）、当該施設に入所していたときの保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。
- 6 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。
- 7 老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に保護を開始されるときその者に対する保護の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとする。
- 8 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとする。ただし、第1の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。

- 9 被保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設に入所し、又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、12の(1)の取扱いに拠らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。

- 10 児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所している者に対する保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。
- 11 法第18条第2項第1号の規定に基づく死亡した被保護者の葬祭を行なう者に対する葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとする。
- 12 居住地又は現在地の認定は次によること。

(1) 第1の1によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。

(2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。

なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。

(3) 刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこと。

(4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。

ただし、左記の施設入所者の多くが配偶者からの

暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。

ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設

イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

第3 資産の活用

㊦ 第3

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分を考え、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実には最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを適当としないもの

㊧ 第3

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

また、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を

行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

1 土地

(1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

(2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

(3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 事業用（植林事業を除く。）又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの。

イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以

内に利用することにより世帯の収入増加に著しく
貢献するようなものであること。

2 家屋

(1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値
に比して著しく大きいと認められるものは、この限
りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世
帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕がある
と認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利
用が可能なものについては、当該貸付資金の利用に
よってこれを活用させること。

(2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的
条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域
の低所得世帯との均衡を失することにならないと
認められる規模のものは、保有を認めること。た
だし、処分価値が利用価値に比して著しく大きい
と認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世
帯の要保護推定期間（おおむね3年以内とする。）
における家賃の合計が売却代金よりも多いと認め
られる場合は、保有を認め、貸家として活用させ
ること。

3 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。
ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと
認められるものは、この限りでない。

(1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であつ
て、営業種目、地理的条件等から判断して、これら
の物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失す
ることにならないと認められる程度のものであるこ
と。

(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利
用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若
しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1
年以内（事業用設備については3年以内）に利用す
ることにより世帯の収入増加に著しく貢献するよう
なもの。

4 生活用品

(1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要
があると認められる品目及び数量は、保有を認める
こと。

(2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

(3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

(4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構
成等から判断して利用の必要があり、かつ、その
保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失
することにならないと認められるものは、保有を
認めること。

5 判断基準

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付
属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供
される家屋であつて、当該ただし書きにいう処分価値
が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否か
の判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置
するケース診断会議等において、総合的に検討を行う
こと。

問（第3の18） 生活保護の受給中、既に支給された
保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場
合はどのように取り扱ったらよいか。

答 被保護者に、預貯金等がある場合については、ま
ず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたもの
ではないこと、不正な手段（収入の未申告等）によ
り蓄えられたものではないことを確認すること。当
該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによ
って生じたものと判断されるときは、当該預貯金等
の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣
旨目的に反しないと認められる場合については、活
用すべき資産には当たらないものとして、保有を容
認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯
金等があてられる経費については、保護費の支給又
は就労に伴う必要経費控除の必要がないものである

こと。

また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。

さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

問（第3の18-2） 高等学校等に就学中の者がいる被保護世帯において、当該者が高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費に充てるため、保護費のやり繰りにより預貯金等をすることは認められるか。

答 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認して差しつかえない取り扱いとしている。

生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校への就学については、本来、高等学校等就学費を支給された者は卒業資格を活かして就労を目指すことが必要であるが、一方で、自立助長に効果的であると認められる等局第1-5の要件を満たす場合には世帯分離をしたうえで認めている。

また、大学への就学については、貸与金を受けて就学する場合に世帯分離をしたうえで認めているが、大学への就学によって、就労に資する資格取得が見込まれることも考えられる。

そのため、次のいずれにも該当する場合、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等は、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるものとして、保有を容認して差しつかえない。

なお、保護の実施機関は、当該預貯金等の使用前に預貯金等の額を確認するとともに、使用後は下記3の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。

1 具体的な就労自立に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から卒業時

の資格取得が見込めるなど特に自立助長に効果的であると認められること。

2 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学すること。

3 当該預貯金等の使用目的が、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金等に限り）に充てるものであること。

4 やり繰りで生じる預貯金等に対応する経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっているものであって、原則として、やり繰りを行う前に保護の実施機関の承認を得ていること。

（第3の18-3） 活用すべき資産には当たらないものとして認められた預貯金等を保有する場合であって、保護の停廃止を受けた後、保護を再開する時の取扱いを示されたい。

答 保護の停止は、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される場合又は保護を要しない状態がなお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要がある場合に行うものであり、保護停止中においても、その生活状況の経過を把握し、必要に応じて、助言指導を行うこととなっている。

このため、保護受給中に認められていた当該預貯金等を保護停止中に保有することは認められるものである。なお、保護再開時に当たっては、自立更生計画等により、当該預貯金等の使用目的及び金額が保護停止前と変更ないものかどうか、変更されている場合はその事情等を確認すること。

一方、保護の廃止は、特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がない場合又はおおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続する場合に行うものであり、保護廃止後は生活保護制度下の制約を受けないものである。

したがって、保護廃止後は当該預貯金等を何に充てるかは本人の自由となるが、再び要保護状態となって保護の申請があった場合、保護廃止前に活用すべき資産には当たらないものとして認められた預貯金等を保有していたとしても、保護開始時の要否判定においては、活用すべき資産として

取り扱うことに留意すること。

なお、これらの手続について、被保護者に対し、

上記の取扱いを十分に説明した上で行うこと。

問（第3の13） 局長通知第3において、要保護者に資産の申告を行わせることとなっているが、保護受給中の申告の時期等について具体的に示されたい。

答 被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については、少なくとも12箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不審がある場合には必要に応じて関係先について調査を行うこと。

この場合、不動産の保有状況については、固定資産税納税通知書がある場合は写しを提出させるとともに、必要がある場合は、更に訪問調査等により的確に把握すること。

なお、保護の実施機関において関係機関の協力等により被保護者の保有不動産の状況を的確に把握できる場合には、必ずしも被保護者から申告を行わせる必要はないこと。

おって、不動産を取得又は処分したときの申告については、予め被保護者に申告の義務があることを十分に理解させ、速やかに申告を行わせること。

問（第3の15） 局長通知第3の5というケース診断会議等の検討に付する目安を示されたい。

答 ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする。

なお、当該目安額は、あくまでも当該検討会等の検討に付するか否かの判断のための基準であり、保護の要否の決定基準ではないものである。

問（第3の16） 局長通知第3の5というケース診断会議等ではどのような点について検討を行うのか示されたい。

答 当該土地・家屋に居住することによって営まれる生活の内容が、最低生活の観点から、他の被保護世帯や地域住民の生活内容との比較においてバランスを失しない程度のものであるか、また、生活保護の補足性の観点からみて、居住用の不動産としてその価値が著しい不公平を生じるものではないか等について、住民意識及び世帯の事情等を十分勘案して長期的な視点で行うものとする。

具体的には、

- ① 当該土地・家屋の見込処分価値の精査
- ② 当該土地・家屋の処分の可能性
- ③ 当該世帯の移転の可能性
- ④ 当該世帯員の健康状態・生活歴
- ⑤ 当該世帯と近隣の関係
- ⑥ 当該世帯の自立の可能性
- ⑦ 当該地域の低所得者の持ち家状況、土地・家屋の平均面積、地域感情
- ⑧ その他必要な事項

について検討し、当該世帯の実情に応じた土地・家屋の保有の容認あるいは活用の方策等の総合的な援助方針について意見をまとめること。

なお、土地・家屋の活用について援助方針を樹立する際には、当該世帯に将来の生活の不安を抱かせることのないよう配慮する必要があることから、単に資産活用に係る関係諸機関との連携、活用までの間の急迫保護のあり方、指導指示の内容について検討するのみでなく、個別の世帯の事情に即した他法他施策の活用、不動産を担保とした貸付の活用、不動産の賃貸等による活用、公営住宅等への入居による活用、親族との関係など当該世帯の自立助長の観点から、全般にわたり十分な配慮を行った援助方針の樹立に努める必要があること。

また、土地・家屋の保有を容認することが適当と判断された場合においても、検討の結果を活かして改善を図られる援助方針の樹立について留意されたいこと。

問（第3の6） 局長通知第3の4の(4)のイに「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」ことの判断基準を示されたい。

答(1) 「当該地域」とは、通常の場合、保護の実施機

関の所管区域又は市町村の行政区域を単位とすることが適当であるが、実情に応じて、市の町内会、町村の集落等の区域を単位として取り扱って差しつかえない。

(2) 「一般世帯との均衡を失することにならない」場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度（利用の必要性において同様の状態にある世帯に限って見た場合には90%程度）の普及率を基準として認定すること。

問（第3の17） 寝たきり老人、身体障害者等のいる世帯が、当該寝たきり老人等の身体状況又は病状からルームエアコンを利用している場合であって、その保有が社会的に適当であると認められる場合は、当該地域の普及率が低い場合であっても次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第3の8） 生活用品としての楽器、テレビ、カメラ及びステレオは、趣味装飾品、家具什器又はその他の物品のいずれに分類すべきか。

答 「その他の物品」として取り扱うこと。

問（第3の8-2） 債券の保有は認められないこととなっているが、有価証券はすべて保有が認められないのか。

答 株券、国債証券、投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券は、保有を認められない。

なお、保護申請時において、未公開株券等の直ちに処分することが困難な有価証券であって、一定期限の到来により処分可能となるものを保有する場合に限り、保護適用後売却益を受領した時点で、開始時の資力として法第63条を適用することを条件に保護を適用して差し支えない。

問（第3の9） 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認め

てよいか。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合
- 3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合
- 4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- (2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

問（第3の9の2） 通勤用自動車については、現に就労中の者にしか認められていないが、保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれる場合であっても、保有している自動車は処分させなくてはならないのか。

答 概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第3の2「現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えない。ただし、維持費の捻出が困難な場合についてはこの限りではない。

また、概ね6か月经過後、保護から脱却していない場合においても、保護の実施機関の判断により、その者に就労阻害要因がなく、自立支援プログラム

又は自立活動確認書により具体的に就労による自立に向けた活動が行われている者については、保護開始から概ね1年の範囲内において、処分指導を行わないものとして差し支えない。

なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではないので、予め文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない。

また、期限到来後自立に至らなかった場合については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこと。

問（第3の11） 保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金のある場合は、すべて解約させるべきか。

答 保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。

問（第3の19） 保護申請時において学資保険に加入している場合においても、本通知第3の問11と同様の条件を満たす場合については、解約させないで保護を適用してよいか。

答 当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第63条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差しつかえない。

- 1 同一世帯の構成員である子が15歳又は18歳時に、同一世帯員が満期保険金（一時金等を含む）を受け取るものであること。
- 2 満期保険金（一時金等を含む）又は満期前に解約した場合の返戻金の使途が世帯内の子の就学に必要な費用にあててを目的としたものであること。

こと。

- 3 開始時点の1世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以下であること。

問（第3の20） 保護受給中に学資保険の満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係も踏まえて取扱いを示されたい。

答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を適用し返還を求めることとなるが、本通知第8の問40の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。

開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。なお、この取扱いは、保有を認められた他の保険についても同様である。

問（第3の12） 次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者（児）が通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車を必要とする場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

答 次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

- 1 障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合
(1) 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であるこ

と。用者の代金負担

(2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実情に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。

(4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

(5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

(1) 当該者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。

(2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院等が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車による以外に通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最

小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）

であること。

(4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

(5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

問（第3の14） ローン付住宅を保有している者から保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。

答 ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。

問（第3の21） 局長通知第3の1の(1)及び第3の2の(1)において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させることとし、その活用後に保有を認めることとされているが、当該貸付資金の利用が可能にも関わらず、その利用を拒む世帯に対しては、どのように対応するのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なお場合には、当該貸付資金の利用が優先されるべきである。

したがって、当該貸付資金の利用を拒む世帯に対しては、資産の活用は保護の受給要件となることを説明し、その利用を勧奨するとともに、貸付期間中も相談に応じること、貸付の利用が終了した後、他の要件を満たす場合には生活保護が適用になる旨を説明することとされたい。

それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を恣意的に忌避し、法第4条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、

1 生活保護受給中の者については、所要の手続きを経て、保護を廃止する

2 新規の保護申請者については、保護申請を却下

することとされたい。

問（第3の22） 保護受給中の者が要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合、貸付日以前に支給された保護費はどのように取扱うのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用の可否については、社会福祉協議会による審査によって決定されることから、保護の実施機関による当該居住用不動産の保有認否の判断は、この審査結果を待つて行うことになる。

したがって、この場合、貸付契約の成立をもって、当該居住用不動産が具体的に活用可能な資産になったものと判断されるべきであり、初回の貸付分が受けられる月の初日を資力発生日ととらえ、貸付日以前に支給された保護費については、法第63条による返還請求を行わないこと。

なお、この取扱いは、保護の実施機関が貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様である。

問（第3の23） 保有が容認されていた自動車在使用に耐えない状態となった場合、自動車の更新を認めてよいか。

答 次のいずれにも該当する場合であつて、自動車を購入することが真にやむを得ないと認められる場合は、自動車の更新を認めて差し支えない。

ただし、保護の実施機関による事前の承認を得ることを原則とする。その際、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により賄う場合においては、本通知第3の18に従い、不正の手段により蓄えられたものではないこと等を確認すること。

- 1 保有が容認されていた自動車在使用に耐えない状態となったこと。
- 2 保有が容認されていた事情に変更がなく、自動車の更新後も引き続き本通知第3の9又は同第3の12に掲げる保有の容認要件に該当すること。
- 3 自動車の処分価値が小さく、通勤、通院等に必要範囲の自動車と認められるものであること。
- 4 自動車の更新にかかる費用が扶養義務者等他からの援助又は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により確実に賄われること。

第4 稼働能力の活用

㊸ 第4

要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。

㊹ 第4

1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

問（第4の1） 現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるか否かについては、どのように判断したら良いのか。

答 局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。

具体的には、その者の現在の就労状況が2により評価した本人の稼働能力から見て妥当な水準にあると認められる場合には、その者は稼働能力を活用していると判断することができるものである。

一方、本人の稼働能力から見て妥当な水準にない

と認められる場合には、3及び4で示した事項を含めて1により客観的かつ総合的に判断されたい。

第5 扶養義務の取扱い

㊦ 第5

要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。

㊦ 第5

1 扶養義務者の存否の確認について

(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア 絶対的扶養義務者。

イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの。

(ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者。

(イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。

問（第5の1） 局長通知第5の1の(1)のイの(イ)にいう「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答 民法第877条第2項にいう特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の3親等内の親族についても、親族間に生活共同体的関係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという

観点から判断することが適当であるとされている。

したがって、本法の運用にあたっては、この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣行等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合には、それぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適当である。ただし、当該判断にあたっては機械的に取り扱うことなく、原則当事者間における話し合い等によって解決するよう努めること。

- 1 その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合。
- 2 その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合。
- 3 当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合。

(2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。

[表略]

(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

2 扶養能力の調査について

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等（以下「精神的な支援」という。）の可能性についても確認するものとする。

問（第5の2） 局長通知第5の2の(1)による扶養の可能性の調査により、例えば、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者並びに夫の

暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であつて、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の局長通知第5の2の(2)及び(3)の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。

- 答 1 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、局長通知第5の2の(2)のアのただし書きにいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適當でない場合として取り扱って差しつかえない。
- 2 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。
- 3 なお、いずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。

問(第5の3) 生活扶助義務関係にある者の扶養能力を判断するにあたり、所得税が課されない程度の収入を得ている者は、扶養能力がないものとして取り扱ってよいか。

答 給与所得者については、資産が特に大きい等、他に特別の事由がない限り、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。給与所得者であってもこの取扱いによることが適當でないと認められる者及び給与所得者以外の者については、各種収入額、資産保有状況、事業規模等を勘案して、個別に判断すること。

(2) 次に掲げる者(以下「重点的扶養能力調査対象者」という。)については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

- ① 生活保持義務関係にある者
- ② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者
- ③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関

の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適當でないと認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連

絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ 実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適当でないと思われれば、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝えとともに、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(4) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行うものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要保護者と扶養義務者との関係が一義的であるので、要保護者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。

(5) 扶養の程度は、次の標準によること。

ア 生活保持義務関係（第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。）においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分

イ 第1の2の(4)のイ、同(5)のイ若しくはエ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係並びに直系血族（生活保持義務関係にある者を除く。）兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係（以下「生活扶助義務関係」という。）においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

生活保持義務関係にある者の同居の事実の有無又は親権の有無にかかわらず適用されるものと思うが、どうか。

答 お見込みのとおりである。

(6) 扶養の程度の認定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。

イ 重点的扶養能力調査対象者以外の者が要保護者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

3 扶養義務者への通知について

保護の開始の申請をした要保護者について、保護の開始の決定をしようとする場合で、要保護者の扶養義務者に対する扶養能力の調査によって、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始の決定を通知するまでの間に通知すること。

4 扶養の履行について

(1) 扶養能力の調査によって、要保護者の扶養義務者のうち、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、書面により履行しない理由について報告を求めること。

(2) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせることが適当でないとは判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(3) (2)の場合において、必要があるときは、(2)の手

問（第5の4） 局長通知第5の2の(5)のイは、生

続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(4) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、扶養能力の調査を行い、必要に応じて(1)の報告を求めたうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うこと。

問(第5の5) 局長通知第5の3及び4の(1)における「明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とはどのような者をいうか。

答 当該判断に当たっては、局長通知第5の2による扶養能力の調査の結果、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、扶養義務の履行を家庭裁判所へ調停又は審判の申立てを行う蓋然性が高いと認められる者をいう。

第6 他法他施策の活用

㊦ 第6

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

㊧ 第6

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないの

で、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- 1 身体障害者福祉法
- 2 児童福祉法
- 3 知的障害者福祉法
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 5 老人福祉法
- 6 売春防止法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 8 災害救助法
- 9 農業災害補償法
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 12 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 13 公害健康被害の補償等に関する法律
- 14 特別支援学校への就学奨励に関する法律
- 15 健康保険法
- 16 厚生年金保険法
- 17 恩給法
- 18 各共済組合法
- 19 雇用保険法
- 20 労働者災害補償保険法
- 21 石綿による健康被害の救済に関する法律
- 22 国民健康保険法
- 23 国民年金法
- 24 高齢者の医療の確保に関する法律
- 25 介護保険法
- 26 児童扶養手当法
- 27 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 28 児童手当法
- 29 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- 30 未帰還者留守家族等援護法
- 31 引揚者給付金等支給法
- 32 自動車損害賠償保障法
- 33 墓地、埋葬等に関する法律
- 34 母子及び父子並びに寡婦福祉法
- 35 母子保健法
- 36 学校保健安全法

37 生活福祉資金

38 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに~~及び~~永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者後の自立の支援に関する法律

39 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

第7 最低生活費の認定

㊦ 第7

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

1 経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。

実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。

2 臨時的最低生活費（一時扶助費）

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

- (1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
- (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要
- (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

㊦ 第7

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

1 級地基準の適用

㊦ 第7

1 級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、2（一般生活費）に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとする。

- (1) 葬祭扶助については、葬祭地の級地基準によること。
- (2) 旅先等で急迫保護を必要とする場合は、当該要保護者の現在地の級地基準によること。

2 経常的一般生活費

(1) 基準生活費

㊦ 別表第1 生活扶助基準 第1章

1 居 宅

- (1) 基準生活費の額（月額）……（略）
- (2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A \times 0 / 3 + B \times 3 / 3 + C$$

算式の符号

- A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額
- B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の逓減率の表に定める世

帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする）

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

通減率の表……（略）

期末一時扶助費の表……（略）

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

（冬期加算地域区分）

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他 の都府 県

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

⑦ 第7

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児（1歳の誕生日の前日までの間にある児童をいう。）が世帯員にいる場合であって、保護の基準別表第1章の1の(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に1.3を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げた額とする。）の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、保護受給中の者について、冬季加算認定期間（各地区区分ごとに設定されている冬季加算を認定する期間をいう。）における月の途中で新たに冬季加算に係る特別基準を認定し、又は認定

をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から当該特別基準の認定変更を行うこと。

ただし、月の途中で保護開始となった場合又は保護廃止となった場合など、冬季加算について日割計算により認定する場合は、冬季加算に係る特別基準についても日割計算により認定を行うこと。

イ 同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の途中で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第1第1章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。

ウ 同一の月において救護施設等基準生活費（保護の基準別表第1の第一章の2に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。）と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、救護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

エ 救護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

ただし、居宅基準生活費を算定されている者が、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）に基づき救護施設等に一時入所する場合、当該一時入所期間中については、居宅基準生活費の変更は要しないものとする。

オ イ、ウ及びエによるほか、出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで

他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

カ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であつて、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があつたものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額の25パーセントに相当する額を計上すること。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

キ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時扶助費又は各種加算については、その期間当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク オにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ケ 救護施設等基準生活費（期末一時扶助費及び各種加算を含む。）は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、2級地又は3級地に所在する保護施設に入所している者について、1級上の級地の基準を、特別基準の設定があつたものとして適用して差しつかえないこと。

コ オにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、出身世帯員の人員の世帯に適用される額と世帯人員1人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、第7の2の(4)のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

サ 特定中国残留邦人等及びその者の特定配偶者等と同居している世帯に係る基準生活費は、当該特定中国残留邦人等及びその者の特定配偶者等

を同一世帯員とみなした場合に算出される当該基準生活費の額から当該特定中国残留邦人等及びその者の特定配偶者等に係る基準生活費の額を減じた額とする。

問（第7の1） 入院患者に、付添いのため、出身世帯の世帯員がその級地を異にする地の病院又は療養所において生活する場合は、入院患者に準じ最低生活費の認定をしてよいか。

答 当該入院患者が未成熟の子、身体障害者等であつて付添いが必要であると認められ、かつ、その出身世帯員が付添いを行なうときは、入院患者及び付添いを行なう世帯員の基準生活費については、局長通知第7の2の(1)により、病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかえない。

また、住宅費についても、出身世帯員が入院患者に付添う期間中、局長通知第7の4の(1)のエ（入院患者がある場合の住宅費）を適用して差しつかえない。

問（第7の19） 最低生活費の認定にあたり、日割計算を行なわなければならないときは、各月の実日数によるべきか。

答 30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。

問（第7の28） 冬季加算を一括前渡支給してよいか。

答 生活扶助のうち冬季加算に相応する分についても、1月分以内を限度として前渡することが原則であるが、薪炭等冬期必需物資について、当該地域の実態からみて適宜の時期に一括購入するのでなければ以後の購入が著しく困難となるような状態であれば、個々の被保護世帯において、これを他の生活需要に充当するおそれの有無等を確認し、必要やむを得ないと認められる場合は必要な額を一括前渡して差しつかえない。

問（第7の29） 局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」とは、どのような者が該当するのか。

答 重度障害者加算を算定している者又は要介護度が

3、4若しくは5である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者（介護人の支援を受けて、通院等のために外出することがある者を含む。）が該当する。その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当する。

問（第7の29の2） 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児がいる世帯であって局長通知第7の2の(1)のアによる特別基準の適用の必要があると実施機関が認めた場合は、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定してよいか。

答 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児が世帯員にすることが確認できれば、冬季に増加する光熱費が地区別冬季加算額で賄える特段の事情がない限り、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定して差し支えない。

問（第7の37） 12月の月の途中で保護の開始又は停止若しくは廃止があった者についての期末一時扶助費の額は日割計算しなくてよいか。

答 期末一時扶助費は12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して越年資金として支給されるものである。

従って、12月中に保護を開始される者については日割計算を行なうことなく支給するものである。また、12月中に保護を停止又は廃止される者については支給しないものである。（この場合すでに支給済であれば、法第80条を適用すべき場合を除き、全額返還させることとなる。）

問（第7の66） 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する場合の基準生活費の算定はどうか。

答 居宅から1か月を超えて短期入所生活介護又は短期入所療養介護（以下この問において「短期入所」という。）を利用する場合には、利用開始日の属する月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から、介護施設入所者に適用される介護施設

入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

なお、利用期間が1か月以内の場合については、介護施設入所者基本生活費の算定は要しないことから、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとする。

この場合、1か月を超えるか否かは、居宅介護支援計画により予め確認するものとし、月の途中で計画に変更があった場合は、直ちに基準生活費を計上すること。

また、医療機関に入院しており、入院患者日用品費が算定されている者が退院し、そのまま短期入所を利用する場合には、入所日から入院患者日用品費及び加算を計上せず、介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

問（第7の71） ケアハウスは、生活保護法による指定介護機関の指定の対象とされているが、新規に被保護者が入所することは可能か。また、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）を住宅扶助から支給することとして差しつかえないか。

答 ケアハウスについては、管理費（家賃相当の利用料をいう。）が住宅扶助基準額以下であって事務費及び生活費が生活扶助費により対応可能であれば、新規に被保護者が入所することは可能であり、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）については、局長通知第7の4の(1)のイにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」であれば、敷金等に係る住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえない。

また、ケアハウス入所中の基準生活費については、居宅の生活扶助基準を適用し、生活費と事務費については生活扶助により対応し、管理費については、住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として認定することとなる。

問（第7の89） 夫婦の一方又は双方がそれぞれ別々に、認知症対応型共同生活介護等に入居した場合の最低生活費の認定方法如何。

答 生計の同一性、あるいは、夫婦としての一定の交

流が継続されている場合は、引き続き同一世帯として認定することになるが、その場合であっても、局長通知第7の2の(1)のエにより、それぞれに一般生活費を計上して差し支えない。

この場合の保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、局長通知第7の2の(1)のケにより、他の世帯員とは別に一人世帯に適用される額を計上するものである。

また、住宅費については、それぞれ住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

問(第7の79) 保護の基準別表第1第1章の1の(2)のアの規定により、居宅における個人別の第1類の額を合算した額に一定の率(以下「逓減率」という。)を乗じて世帯の第1類の額を算定することとされているが、次に掲げる者の第1類の額を含めた合計額について逓減率を適用するのか。

(1) 病院又は診療所において給食を受けないため、第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じた額が算定されている入院患者

(2) 出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする者で、他の世帯員とは別に一般生活費を計上している者

答 逓減率の適用にあたっては、(1)及び(2)に該当する者は居宅における世帯構成員の数には含めないものとする。

したがって、(1)及び(2)に該当する者の第1類の額を除いた合計額に逓減率を適用することとなる。

㊦ 別表第1第1章

2 救護施設等

(1) 基準生活費の額(月額)

ア 基準額

救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
62,940円	66,680円
59,800	63,340
56,650	60,010

イ 地区別冬季加算額

I区	II区	III区	IV区	V区	VI区

(10月 から4 月まで)	(10月 から4 月まで)	(11月 から4 月まで)	(11月 から4 月まで)	(11月 から3 月まで)	(11月 から3 月まで)
5,790円	4,390円	4,180円	3,690円	2,850円	2,010円

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1級地	4,970円
2級地	4,520
3級地	4,070

イ 表におけるI区からVI区までの区分は、1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者(特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額	
	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2の(2)のアの表に定めるところによる。
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者の日常生活及び社	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額	

会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第12項に規定する障害者支援施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設	
児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関	入院患者日用品費の額

(2) 入院患者の基準生活費の算定

㊦ 別表第1第3章-1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及び II区	III区及び IV区	V区及び VI区
22,680円以内	3,530円	2,070円	980円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。

以下同じ。）に1箇月以上入院する者

イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者

ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

㊦ 第7-2

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。

以下同じ。）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとする。

イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生

活費の額は、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じて得た額及び告示別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に20パーセントを乗じて得た額の合計額（12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額）とすること。ただし、第1類の表に定める基準額②に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額②に20パーセントを乗じて得た額の合算額が、第1類の表に定める基準額①に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額①に20パーセントを乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

ウ 保護受給中の者について、入院期間が1箇月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとする。

エ 保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。

オ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行なうこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。

ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第3章の1の(1)の基準額的全額（精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額）を計上すること。

問（第7の27） 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、都道府県が障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児施設に限る。）への入所措置を行った者について、入院患者日用品費を計上してよろしいか。

答 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、都道府県が入所措置を行った者については、児童福祉法の措置として日用品の給付が行われるので、当該児童にかかる日用品費支弁額の月額を収入認定することになるが、事務処理上は入院患者日用品費の基準額とその支弁額の月額との差額を計上することとして差しつかえない。

(3) 介護施設入所者の基準生活費の算定

㊦ 別表第1第3章-2 介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
9,690円以内	3,530円	2,070円	980円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

㊦ 第7-2

(4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、

12月における期末一時扶助は算定するものとする

イ 保護受給中の者が月の中で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月（入所の日が月の初日のときは当該月）から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、

一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割り計算により行うこと。ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所入院する場合には、退所の日における介護施設入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第1第3章の2の(1)の基準額的全額を計上すること。

(4) 加算

ア 妊産婦加算

㊦ 別表第1第2章-1 妊産婦加算

(1) 加算額(月額)

級地別	妊婦		産婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1級地及び2級地	8,960円	13,530円	8,320円

3	級 地	7,610	11,500	7,070
---	-----	-------	--------	-------

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行き、期間は6箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者については、行わない。

㊦ 第7-2

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

ア 妊産婦加算

(ア) 妊産婦加算の計上は、届出によって行なうものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行なうこと。

(イ) 保護受給中の者につき、妊娠月数が月の中で変わる場合にはその翌月から妊産婦加算の額の変更を行なうこと。

(ウ) 産婦加算を行なう期間は、専ら母乳によって乳児を保育する産婦については6箇月間とし、その他の者については3箇月間とすること。

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、保護受給中の者が出産したときは、当該月は妊産婦加算を行ない、翌月から5箇月間（専ら母乳によって乳児を保育する産婦以外の者については2箇月間）を限度として産婦加算を行なうこと。

(オ) 妊娠4箇月以後において人工妊娠中絶を行なった場合及び死産（妊娠4箇月以後の死児の出産）の場合には、3箇月間（保護受給中の者については翌月から2箇月間）産婦加算を行なうこと。

(カ) 妊婦又は産婦から保護の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行なうこと。

問（第7の54） 局長通知第7の2の(2)のアの(ウ)及

び(エ)にいう「専ら母乳によって」とは、どの程度の場合をいうのか。

答 「専ら母乳によって」いる場合とは、当該保育されている乳児について、人工栄養に依存する率が20%未満の場合である。

なお、人工栄養に依存する率は、乳児を養育する者の申立てを基礎として、保護の実施機関の指定する医師、助産師又は保健師の意見をきき、保護の実施機関が決定すること。また、人工栄養に依存する率の変動が予想されるときは、随時、確認を行うこと。

エ 障害者加算

㊦ 別表第1第2章-2 障害者加算

(1) 加算額(月額)

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在 宅 者	1 級 地	26,310円	17,530円
	2 級 地	24,470	16,310
	3 級 地	22,630	15,090
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		21,890	14,590

(注) 社会福祉施設とは保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること(以下同じ)。

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に

定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に14,600円を算定するものとする。

【本部分に係る改正は平成28年7月1日から適用】

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,230円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

【本部分に係る改正は平成28年7月1日から適用】

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、69,960円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

⑥ 第7-2-(2)

エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それら

の事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。ただし、保護の基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行なうて差しつかえないこと。

(エ) 障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、104,950円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第7の58） 保護の基準別表第1第2章の2の(1)の(注)にいう社会福祉施設には、軽費老人ホーム（B型）は含まれないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第7の41） 障害等級表の1級、2級又は3級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者は、障害者加算の認定に当たり「症状が固定している者」に該当するものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第7の65） 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差しつかえないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師

の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

おつて、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

問（第7の87） 告示別表第1第2章-2-(4)に定める家族介護料は、同居の特定中国残留邦人等又はその者の特定配偶者等が被保護者を介護をしている場合にも算定できるものと考えてよいか。

答 お見込みのとおりである。

オ 介護施設入所者加算

㊦ 別表第1第2章-3 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、加算額(月額)は、9,690円の範囲内の額とする。

㊧ 第7-2-(2)

オ 介護施設入所者加算

月の途中で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

カ 在宅患者加算

㊨ 別表第1第2章-4 在宅患者加算

(1) 加算額(月額)

級 地 別	加 算 額
1 級 地 及 び 2 級 地	13,020円
3 級 地	11,070

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ 結核患者以外の患者であつて3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

㊩ 第7-2-(2)

カ 在宅患者加算

(7) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行なつて差しつかえないこと。

(イ) 結核患者であつて現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長6箇月の期間ごとに行なうこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

問（第7の6） 職業能力開発校在学中の者が現に3か月以上治療を要する疾病にかかった場合、在宅患者加算を認定してよいか。

答 職業能力開発校在学中の者であっても、在宅患者加算の要件をみたす場合には在宅患者加算を加算して差しつかえない。

キ 放射線障害者加算

㊪ 別表第1第2章-5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額42,990円、(2)に該当する者にあつては月額21,500円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの（同法第24条第2項に規定す

る都道府県知事の認定を受けた者に限る。)

イ 放射線(広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。)を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者(同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のイに該当しないものに限る。)

イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

㊦ 第7-2-(2)

キ 放射線障害者加算

(ア) 保護受給中の者について、月の途中で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

(イ) 保護の基準別表第1第2章の5の(1)のイ及び(2)のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、保護の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の保護適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。

- a 認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業
- b (1)のイ又は(2)のイの別
- c 負傷又は疾病の名称
- d 放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過
- e 放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要
- f 放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量

ク 児童養育加算

㊦ 別表第1第2章-6 児童養育加算

児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。)	15,000円
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	10,000円
第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	15,000円
	小学校修了後中学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)	10,000円

㊦ 第7-2-(2)

ク 児童養育加算

(ア) 保護受給中の者について、月の途中で新たに児童養育加算を認定し、又はその認定を変更若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

(イ) 児童のみで構成されている世帯において、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育にあたる場合、その養育にあたる者については児童として取り扱わないこと。

問(第7の60) 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算の対象とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。ただし、被保護世帯員である養育者に児童手当が支給されている場合を除く。

ケ 介護保険料加算

⑤ 別表第1第2章-7介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

⑥ 第7-2-(2)

ケ 介護保険料加算

(7) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。

(イ) 月の途中で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。

問（第7の67） 保護開始前の滞納分に係る保険料について介護保険料加算の対象とすることは認められるか。

答 認められない。

問（第7の72） 納期が年4回等少ない市町村において、納付月の翌月以降に保護が廃止となった場合、既に支給した介護保険料加算をどう取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する生活需要を保障するものであり、保護が廃止されたからといって、保護決定時の介護保険料加算の変更は要しない。

問（第7の73） 養護老人ホームに入所する無年金者等介護保険料を負担する収入がない者から生活保護の申請があった場合、要保護者として介護保険料分の扶助費を支給するのか。

答 養護老人ホーム入所者で費用徴収基準の第1階層に区分される者については、介護保険料加算の内容に相当する生活需要は措置を受けている限り、全て施設入所の処遇（措置費）のうちに含まれることとされている。

なお、養護老人ホーム入所者で医療扶助のみを受けている者についても、介護保険料加算を計上する

必要はない。

問（第7の74） 被保護者が被保険者資格を喪失し、資格喪失の日の属する月の前月までの月割りをもつて介護保険料が賦課されたため、当該年度における介護保険料の過払い分が還付された。この場合、還付金をどのように取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、各納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する需要について加算を行うものである。

介護保険料の還付金が生じたときの取扱いは、還付金が被保険者の納付した介護保険料と当該年度の介護保険料額（当該被保険者の被保険者資格を有する期間に応じて賦課される介護保険料の額）との差を還付するものであり、過去に遡つて各納期の介護保険料額を変更するものではないことから、介護保険料加算についても過去に遡つての変更は必要なく、法第63条による返還の問題は生じない。したがつて、支給された時点における収入として取り扱うこと。

問（第7の68） 他の市町村から転入してきた被保護者が、転入前の市町村から月割賦課による未納分（滞納したものを含まない。）の保険料を請求されている場合は、介護保険料加算を認定して差し支えないか。また、加算を行うのは転出前の保護の実施機関か、転出後の保護の実施機関か。

答 請求額のうち、転入前の生活保護受給期間に応じた額を限度として、加算を認定して差し支えない。この場合、転出後の保護の実施機関において加算すること。

なお、逆に転入前の市町村から過納分の還付金があった場合には、転出後の保護の実施機関において当該還付金を収入認定すること。

問（第7の75） 被保護者が死亡したことで、その年度の介護保険料に過払いが生じ、遺族に対して還付金が支給された場合、どう取り扱うべきか。

答 当該還付金については、遺族に対し支給されたものであり、当該遺族が保護を受給している場合には、当該世帯の収入として認定することとなるが、そうでない場合には、収入認定及び返還の問題は生じない。

問（第7の76） 介護保険料の納付月前に介護保険の第1号被保険者である被保護者が亡くなった場合、既に支払った保険料額が亡くなった月の前月までの月割りをもって賦課された保険料に満たなければ、介護保険の保険者から当該被保護者の配偶者又は当該世帯の世帯主に対し、亡くなった月の前月までの保険料を請求されることとなるが、これらの配偶者等に対し介護保険料加算を認定して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

コ 母子加算

㊦ 別表第1第2章-8母子加算

(1) 加算額(月額)

		児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
在宅者	1級地	22,790円	1,800円	920円
	2級地	21,200	1,690	850
	3級地	19,620	1,580	780
施設若しくは介護施設の入所者		18,990	1,530	750

(2) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りではない。

㊦ 第7-2-(2)

コ 母子加算

(7) 保護の基準別表第1第2章の8の(2)にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子

の養育にあたることができない場合をいうものであること。

- a 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
- b 父母の一方又は両方が引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
- c 父母の一方又は両方がおおむね1年以上(船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇したときは、その危難が去った後おおむね3箇月以上)にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き1年以上遺棄していると認められる場合
- d 父母の一方が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた場合

(イ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに母子加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それら事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(ロ) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合には、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(エ) 児童のみで構成されている世帯については原則として母子加算の適用は認められないが、扶養義務者又は知人等による養育が全くなされないため、その世帯における兄又は姉等が弟等の養育に当たらなければならない場合は、その兄又は姉等につき母子加算を受ける者に準ずるものとして母子加算の額(ただし、加算をける者については、児童として取り扱わないこと)を加算して差しつかえないこと。

(オ) 母子加算を受ける者が長期(おおむね1年上)にわたって入院中の場合であっても、その者が

精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができないとき、又は他に養育に当たるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差しつかえないこと。

問（第7の3） 父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。

答 児童扶養手当法第4条第1項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第7の2の(2)のこの(ア)にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者、精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。

問（第7の4） 母子加算をうけている母等が入院し、入院期間が長期になる見込みの場合であって、残存世帯に養育にあたる者があるとき、母等に対する母子加算をやめ、現に養育している者に加算してよいか。

答 母子加算をうけていた者が長期（1年以上）入院することが明らかな場合であって、出身世帯員の中に児童の養育にあたる者があるときは、その者に母子加算を加算して差しつかえない。

問（第7の59） 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所中の児童については、母子加算の対象として差し支えない（養育の実態がない場合を除く）。

サ 重複調整等

㊦ 別表第1第2章-9 重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲

内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

3 臨時的一般生活費

(1) 被服費

㊦ 第7-2

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差しつかえないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する保護開始時及び長期

~~入院~~入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

a 保護開始時

b 長期入院・入所後退院・退所した場合

c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 別	金 額
再生によることができる場合	1組につき12,900円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき18,800円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 13,600円以内

問（第7の61） 局長通知第7の2の(5)のAの(イ)にいう「学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者」とはどのような場合をいうのか。

答 学齢期の児童については、活動が活発な一方、成長が著しいため、学童服等が自然消耗前に使用不能となることから、小学校第4学年に進級する児童に限り認められるものであること。

(ウ) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金額	
	夏季（4月から9月まで）	冬季（10月から3月まで）
2人まで	19,200円以内	34,400円以内
4人まで	36,400円以内	58,300円以内
5人	46,900円以内	74,000円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	6,900円以内	10,200円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

50,300円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

4,200円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 20,100円以内

問（第7の42） 常時失禁状態にある患者等が布おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合は、その費用を月額 20,100円の範囲内で支給してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第7の69） 短期入所者生活介護又は短期入所療養介護を利用している要介護（支援）者のおむつ代は、利用日数に応じて減額した額を認定すべきか。

答 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用が月の2分の1を超える場合には、当該月のおむつ代は基準額に利用日数の割合に応じた額を減じて算定することとし、それ以外は基準額の範囲内で実費を計上して差し支えない。

イ 布団類支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失わない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第1に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

(2) 家具什器費

◎ 第7-2

(6) 家具什器費

被保護者が次のアからオまでのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、27,800円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具を除く。）を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難しいと認められるときは、44,400円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具を除く。）を支給して差し支えないこと。

また、被保護者が次のアからオまでのいずれかに該当した場合であって、それらに該当したとき以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があ

たものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護者が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が20,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、暖房器具の購入に要する費用について、50,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

これらの場合においては、収入充当順位にかかわらず、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないと認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

ウ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

エ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

オ 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

問 (第7の98) 局長通知第7の2の(5)のアの(7)のc及び同通知第7の2の(6)のオにいう「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに転居する場合」に布団類又は家具什器費を支給する際、緊急やむを得ない場合は、転居時点で実施責任を負っている実施機関が支給してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。ただ

し、特別基準の認定や支給後の状況確認に関して、転居前後の保護の実施機関間において、暖房器具の購入を含む特別基準の認定について整合のとれた対応となるよう十分な協議連絡を行うこと。また、支給後の状況確認を転居先の保護の実施機関において行うことを取り決める等、連携を図ること。

(3) 移送費

㊦ 別表第1第3章-3移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

㊧ 第7-2

(7) 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(カ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(7)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(7) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき

被扶養者を引取りに行く場合

(オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

(カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

(ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

(ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であって他に引取らない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

(コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

(サ) 被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(シ) 被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、

入所し、又は退院、退所する場合

(ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(セ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合又は当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

(ソ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

イ 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等に対し移送費を支給する場合には、面接、調査、照会等により知った事情を、できるだけ詳細に、保護台帳、ケース記録等に記入し、警察官の証明書等を参考書類として添付する等、保護の経緯を明らかにしておくように留意し、その保護台帳の写を目的地の保護の実施機関にすみやかに送付すること。

(4) 入 学 準 備 金

㊦ 第7-2

(8) 入学準備金

小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）に入学する児童、生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められ

るときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校等入学時 40,600円以内

中学校等入学時 47,400円以内

問（第7の43） 児童が、児童発達支援センターに入所するときは、当該児童を小学校に入学する児童とみなして入学準備金を認定して差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の90） 児童が転校する場合、新たに転入する学校において、校則等により制服や靴等が定められているため、当該学校の児童の全員が制服や靴等を着用しており、従前の被服では規格等が異なるため、新たに制服や靴等を購入する必要があると認められる児童に限り、入学準備金を支給して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

ただし、小中学校入学時と異なり、転校による特別な事情に対応するものであるため、一律に給付するのではなく、購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

(5) 就労活動促進費

⑤ 第7-2

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

(ア) 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

問（第7の92） 局長通知第7の2の(5)の(ア)の(ア)にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」とはどのような者をいうか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）の2に定める対象者のうち、現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。

(イ) 次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）に基づき、以下のbからdに定める求職活動を行っていること。

なお、bからdに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がbからdの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

b 原則、月1回以上求職先の面接を受けている又は月3回以上求職先に応募していること（地域の求人状況等のやむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

c 原則、月1回以上保護の実施機関の面接を受けること（保護の実施機関との面接予定日に求職先の面接を受けることとなった場合など、求職活動上やむを得ない理由で保護の実施機関の面接を受けることができない場合はこの限りでない。）。

d 確認書に基づく求職活動として、(a)から(c)までを組み合わせて原則週1回以上の活動を月6回以上行っていること（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

(a) 公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1日に複数回行った場合でも1回として算定すること。

- 公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（紹介状が発行されているにもかかわらず、正当な理由なく書類提出や面接を行わなかった場合は、求職活動は行わなかったものとして取り扱う。）

- 求職活動に必要な履歴書、職務経歴書

の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。(同内容のセミナーは1回に限り対象とする。)

(b) 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加(本支援の中で(a)の活動を行った場合には当該活動は重複算定しない。)

(c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」(平成25年3月29日雇児発032930号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」)に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

イ 就労活動促進費は、月額5,000円とする。

ウ 支給対象期間は、原則6か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで(最長1年まで)延長できるものとする。

問(第7の93)局長通知第7の2の(5)のウにいう支給期間はどのように定めるのか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)において定めた原則6か月以内の活動期間とする。なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間(最長3か月間)まで支給期間として差し支えない。

さらに、その延長期間経過時点で、3か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められ、確認書に定める活動期間を延長(最長3か月間)された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。(最長1年間)

エ 支給は、本人の申請に基づき、局第7の2の(5)のアに定める要件を確認の上、行うこと。

オ 支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの(イ)のcにおける原則月1回以上の面接においても活動状況を確認すること。

カ 支給にあたっては、支給前1か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。

キ 就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。

問(第7の94)局長通知第7の2の(5)のオにいう求職活動実績の報告が、正当な理由なく行われないう場合は、支給しないこととして取り扱ってよろしいか。

答 お見込みのとおりに取り扱って差し支えない。

問(第7の95)月の途中から求職活動を開始した場合、その月の活動が支給要件を満たす内容かどうかの確認はどのようにするのか。

答 求職活動を月の途中から開始した場合には、活動開始から局長通知第7の2の(5)のオにいう求職活動の報告までの間の活動実績を確認し、この活動を1か月間継続するとすれば、支給要件を満たすことが見込まれる場合には、支給要件を満たしているものとみなして差し支えない。

問(第7の96)支給要件を超える日数(回数)があらかじめ計画されているセミナー等のプログラムに参加する場合に、局長通知第7の2の(5)のアの(イ)のdの支給要件を満たす回数を出席し

た後、特段の理由なくプログラムの残りの回数を欠席するなど参加状況が適切でないと考えられる場合には、支給しないこととして差し支えないか。

答 日数（回数）があらかじめ計画されているセミナー等は、その全ての日数（回数）に参加することで効果が期待できるものとして設定されていることから、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第7の97）傷病等のやむを得ない理由により、求職活動の継続が困難となった場合には、就労活動促進費の支給についてどのように取り扱うのか。

答 傷病等のやむを得ない理由により求職活動を継続することが困難であると保護の実施機関が判断した場合には、その翌月から支給対象外とする。なお、支給要件を満たす活動を再開できるようになった場合には、再開後の求職活動の実績を確認した上で、確認書において定めた活動期間のうち、既に支給された期間を除く残りの期間について支給することとして差し支えない。

ク 過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から5年が経過している場合にはこの限りでない。

(6) その他

㊦ 第7-2

(10) その他

ア 配電設備費

(7) 被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるよう指導すること。

イ 水道、井戸又は下水道設備費

(7) 被保護者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆んどの世帯が水道若しくは井戸を設けているとき又は被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水（尿尿を除く。）処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、保護の基準別表第3の1補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定して差しつかえない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

また、水道又は井戸の設備に係る特別基準の設定に当っては水道又は井戸の設備費のそれぞれを比較して廉価なものを設備すること。

(イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ウ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては極力これを受けるように指導すること。

問（第7の20） 官有地等における無許可建築物に居住する被保護者に対し、配電設備費又は水道設備費の支給が認められるか。

答 配電設備費等の支給は、要保護者の居住する家屋が適法な所有又は占有関係にあることを前提として決定されるべきものであり、不法に占拠された土地に建築された家屋について配電設備費等を支給することは適当でない。

ただし、当該土地の所有者又は権限ある管理者が当該配電設備等を行なうことを了承している場合は、例外として支給して差しつかえない。

ウ 液化石油ガス設備費

(ア) 被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ロ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けようように指導すること。

エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額13,000円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領

第7の4の(1)のエの(ア)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ 家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院若しくは入所し、又は有料老人ホーム若しくはサービス付き高齢者向け住宅に入居し、入院若しくは入所又は入居見込期間（入院若しくは入所又は入居後に被保護者となったときは、被保護者になった時から）が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえない。

カ 妊婦定期検診料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降）市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

キ 不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。）、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用については、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

ク 除雪費

豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通

路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（4の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

4 教育費

㊦ 別表第2 教育扶助基準

区分	学校別	次に掲げる学校	次に掲げる学校
	一	小学校	一 中学校
	二	義務教育学校の前期課程	二 義務教育学校の後期課程
	三	特別支援学校の小学部	三 中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）
		四 特別支援学校の中学部	
基準額(月額)	2,210円	4,290円	
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額		
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額		
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額		
学習支援費(月額)	2,630円	4,450円	

㊦ 第7

3 教育費

(1) 基準額の算定

教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定す

る基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校等 月額 670円以内

中学校等 月額 750円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本の図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(4) 通学のための交通費

児童又は生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(5) 校外活動参加費

小学校等、中学校等又は教育委員会が行う校外活動（修学旅行を除く。）に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合は、その参加のために必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校等 11,400円以内

中学校等 22,300円以内

(7) 学習支援費

学習参考書等（(3)に含まれるものを除く。）の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上に当たっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

問（第7の23） 教育扶助の基準額及び学習支援費の

額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品、課外のクラブ活動において用いられる用具類等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数か月分の教育扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 教育費の需要の実態にかんがみ、教育扶助費の支給額のある児童生徒の場合に限り、月額で表示された教育扶助の基準額又は学習支援費の額に当該学期の月数（学期の途中で保護を開始された児童の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品費等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問（第7の24） 特別支援学校への就学奨励に関する法律により学用品費及び通学用品費が給付されている児童生徒について教育扶助の基準額及び学習支援費を認定する場合はどうするか。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合、教育扶助はどう認定するのか。

答 教育扶助の基準額及び交通費については、当該法律により給付される学用品費及び通学用品費の額と教育扶助の基準額との差額を計上し、学習支援費については、同法による給付がある場合においても、その全額を認定することとされたい。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合の教育扶助の認定についても同様に扱うこととされたい。

なお、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の適用により支給される学用品費及び通学用品費がある場合も同様に扱うこととされたい。

問（第7の12） 学童が通学に際し、交通機関がなく、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。また、自転車による通学に伴って、ヘルメットを必要とする場合は、ヘルメット購入費を認めてよいか。

答 その地域の殆んどすべての学童が自転車を利用している場合には、自転車の購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。また、学校の指導により、自転車を利用して通学している学童

の全員がヘルメットをかぶっている実態にあると認められる場合には、ヘルメットの購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。

なお、通学のため交通費を要する場合には、年間を通じて最も経済的な通学方法をとらせることが適当であるので、他に交通機関がある場合には、それとの比較において考慮すること。

問（第7の13） 給食費を学校長に直接交付する場合であって前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取り扱いはいかにしたらよいか。

答 前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね2回程度、適宜な時期に、精算を行なうようにされたい。

なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行なわれたい。

問（第7の45） 特別支援学校の小学部若しくは中学部に通学する児童若しくは生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は小学校若しくは中学校に通学する児童若しくは生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第5の3の(4)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、特別支援学校に通学する児童又は生徒のうち、その一部については、特別支援学校への就学奨励に関する法律により付添に要する交通費が支給されるので留意すること。

5 住宅費

(1) 家賃・間代・地代等

◎ 別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
	1級地及び2級地		13,000円以内
3級地		8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の2第1項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

⑤ 第7

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

ア 保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ 月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 被保護者が真に必要やむを得ない事情により月の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

エ 入院患者がある場合等の住宅費の取扱い

(7) 単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所（入院入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下この項において同じ。）後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。

なお、入院入所後における病状の変化等により6か月を超えて入院入所することが明らかとなった場合であっても、その時から3か月以内

に確実に退院退所できる見込みがあると認められる場合には、更に3か月を限度として引き続き当該住宅費を認定して差し支えないこと。

(4) (7)以外の場合であって、保護受給中の単身者が月の途中で病院等に入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合において、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差しつかえないこと。

なお、地域の住宅事情等により、退院又は退所する月において住居を確保することが困難であるため、当該月の前月分の家賃、間代を必要とするときは、退院又は退所した日以前1箇月を限度として1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上して差しつかえないこと。

オ 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（カ、キ及びクにおいて「特別基準額」という。）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8

カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将

来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと（住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。）。

ク 被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第7の64） 局長通知第7の4の(1)のエの(ア)により住宅費が認定される場合の施設にはどのようなものがあるか。

答 次のような施設に入所した場合が考えられる。

- (1) 職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設
- (2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの

問（第7の56） 局長通知第7の4の(1)のオにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。

答 世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。

問（第7の55） 住宅扶助の家賃、間代、地代等の額は月額で表示されているが、被保護者が数か月分の

地代を一括して支払う必要があるときは数か月分の住宅扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 地代については、その支払いの実態にかんがみ住宅扶助費の家賃、間代、地代等の額を12か月の範囲内において必要な月分を地代支払いの時期に支給して差しつかえない。

ただし、新たに、保護を開始した者については、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を認定すること。

問（第7の34） 家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合の住宅費はどのように認定すればよいか。

答 電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定すること。

問（第7の52） 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（世帯人員別の限度額）の適用について、世帯員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少があった場合にはその翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるものと解してよいか。

また、世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。

答 いずれもお見込みのとおりである。

なお、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6ヶ月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差し支えない。

問（第7の30） 局長通知第7の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

- 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
- 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている

家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合

3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合

4 退職等により社宅等から転居する場合

5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）

6 宿所提供施設、無料低額宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。以下同じ。）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合

7 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合

8 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合

9 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合

10 居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合

11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高年齢者若しくは又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合

12 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合

13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合

14 離婚（事実婚の解消を含む。）により新たに住居を必要とする場合

15 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合

または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住

居の近隣に転居する場合

16 被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。）に入居する場合であって、やむを得ない場合

17 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合

問（第7の31） 転居等により、保護継続中の者に対し、敷金が返還される場合、この返還金をどう取り扱うべきか。

答 当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。ただし、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。

なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものである。

問（第7の35） 敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差しつかえない。

問（第7の77） 局長通知第7の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。

- 1 居宅生活ができることと認められること。
- 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。
- 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。
- 4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。

問（第7の78） 局長通知第7の4の(1)のキの「居宅生活ができる」と認められる者の判断方法を示されたい。

答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。

問（第7の88） 契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。

(2) 住宅維持費

④ 第7-4

(2) 住宅維持費

ア 保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。

なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ 家屋の修理又は補修その他維持に要する費用（エにより認定された額を除く。）が保護の基準別表第3の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

ウ 災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわりなく被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこと。

エ 豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等をしなければ家屋が損壊するおそれがある場合には、当該雪囲い雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき保護の基準別表第3の1に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第7の14） 風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。

なお、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の敷設に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。

問（第7の38） 現に居住する家屋に便所がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の8） 下水道法第11条の3により水洗便所への改造義務を負う被保護者が、市町村又は扶養義務者等の助成又は援助により便所を改造する場合であって、当該改造にあたり家屋の一部を補修しなければならない真にやむを得ない事情があるときは、当該家屋の補修に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 市町村又は扶養義務者等から家屋の補修に要する費用の助成又は援助が期待できない場合は、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の48） 白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば、明らかに当該家屋が損壊すると認められるときは、白ありの駆除のために要する必要最小限度の費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の62） 現に居住する家屋に網戸がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 設置の必要が認められるときは、最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差し支えない。

6 医療費

㊦ 別表第4 医療扶助基準

1 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2 薬剤又は治療材料に係る費用(1の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
3 施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4 移送費	移送に必要な最小限度の額

㊦ 第7

5 医療費

指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通達等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上すること。

7 介護費

㊦ 別表第5 介護扶助基準

1 居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2 移送費	移送に必要な最小限度の額

㊦ 第7

6 介護費

指定介護機関において介護サービスを受ける場合の介護費は、介護関係法令通知等に示すところにより、介護サービスを受けるために必要な最小限度の実費の額を計上すること。

8 出産費

㊦ 別表第6 出産扶助基準

1 基準額

区 分	基 準 額
施設分べんの場合の額	258,000円以内
居宅分べんの場合の額	249,000円以内

2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

3 衛生材料費を必要とする場合は、5,700円の範囲内の額を基準額に加算する。

㊦ 第7

7 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、293,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額(1)の要件を満たす場合は、293,000円の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) 病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保護の実施機関が認めるときは、保護の基準別表第6の1又は本通知第7の7の(1)に定める額に加え、30,000円の範囲内において特別基準の設定

があったものとして、同条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定して差し支えないこと。

問 (第7の46) 保護の基準別表第6の2にいう入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度を示されたい。
答 医療扶助において認められる入院に係る費用(入院基本料等)について8日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすること。
問 (第7の47) 局長通知第7の7の(1)にいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。
答 次のいずれかに該当する場合をいうものであること。
1 出産予定日の急変等により、予定していた施設において出産するいとまがない場合又は予定していた施設が満床等で利用できない場合
2 予約していた医師又は助産師の都合により、その介助が受けられない場合
3 傷病により入院している間に出産した場合
問 (第7の51) 出産扶助の入院料については、医療扶助において認められる費目、単価により算定した額を限度とすることになっているが、局長通知第7の7の(1)の特別基準を適用すべき場合、当該施設における出産に係る看護等の実態、当該地域における出産に係る入院費用の実態からみて真にやむを得ないと認められるときは、同程度の看護体制にある医療機関に入院した場合に医療扶助において認められる入院料の範囲内において必要な額を認定することは認められないか。
答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

9 生業費、技能修得費及び就職支度費

㊦ 別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区 分	基 準 額
-----	-------

生業費	46,000円以内	
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	78,000円以内
	高等学校等就学費	5,450円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。)	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものを除く。)に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額
	入学科及び入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,150円
就職支度費	30,000円以内	

2 技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)
は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)
の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内

とし、1年につき78,000円以内の額を2年を限度として算定する。

3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

㊦ 第7

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、77,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ 同一世帯に属する2人以上の者から同時に別個の生業計画により2件以上の申請があった場合には、世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

ウ 世帯を異にする2人以上の者から共同の出資事業につき申請がそれぞれ別個になされた場合には、生業計画について企業責任の所在、経営利潤の配分、資材及び労力の提供、製品の販路等を詳細に検討したうえ、個々の世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

エ 支給品目の品質及び価格は、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(2) 技能修得費

ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うこと

もに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(7) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき78,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、129,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(エ) 前記(7)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額207,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(イ) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当等を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

なお、bに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

a 雇用対策法等に基づき支給される技能習得手当又は求職者支援制度に基づき支給される通所手当

b 職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練をうける者が地方公共団体又はその長から支給されるaに準ずる技能習得手当

(ロ) 被保護者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の更生訓練費給付事業により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でないと認められるときは、前記の取扱いによらず、一般基準額又は(イ)若しくは(ウ)による特別基準額として認められる額の範囲内にお

いて必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

(キ) (ウ)による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、380,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとする。

a 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

b 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）

c 雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座（原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

問（第7の70） 局長通知第7の8の(2)のアの(キ)の

cにいう公的資格とは具体的にどのようなものか。また、受講修了によって公的資格が得られる講座以外では、どのようなものが対象となり得るか。

答 公的資格とは、国家資格又は地方公共団体によって認定されている資格をいうものである。

また、受講修了によって公的資格の受験資格が得られるもの、又はいわゆる民間資格であって、当該講座が目標とする職種の雇用環境及び当該講座修了により得られる技能の優位性並びに申請者の職歴、当該職種への適合性及び就職意欲等について、総合的に判断し、目標とする職業への就職の可能性が高いと見込まれるものについては適用して差しつかえない。

問（第7の40） 告示別表第7の2若しくは局長通知

第7の8の(2)のアの(イ)により技能修得の期間の延長が認められている期間、必要があればその年額について局長通知第7の8の(2)のアの(ウ)に規定する技能修得費の特別基準額129,000円が適用され1年につき129,000円ずつ認定して差しつかえないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第7の80) 局長通知第7の8の(2)のアの(エ)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となるか。また認定にあたって留意する点は何か。

答 技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要な経費についても支給の対象として差しつかえない。

費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないので留意されたい。

イ 高等学校等就学費

(7) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

なお、保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。

(イ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたって

は、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額1,670円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(エ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(オ) 高等専門学校に就学している場合であって、第4学年及び第5学年に該当する場合は、年額297,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、63,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

(キ) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、27,250円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえ

ないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。

(カ) 学習支援費は、学習参考書等（エ）に含まれるものを除く。）の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上に当たっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

問（第7の81） 高等学校等就学費の基本額及び学習支援費の額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品、課外のクラブ活動において用いられる用具類等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の高等学校等就学費を一括交付することとしてよいか。

答 就学費用の需要の実態にかんがみ、高等学校等就学費の支給額のある生徒の場合に限り、月額で表示された高等学校等就学費の基本額又は学習支援費の額に当該学期の月数（学期の途中で保護を開始された生徒の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問（第7の82） 通学のため通学定期券を購入する必要がある場合、通学定期券は原則として6か月単位で購入させることとしてよいか。また、生徒が通学に際し、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。

答 通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導されたい。

なお、給付の際については、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認されたい。

また、自転車の購入費についても、必要最小限度の額を、高等学校等就学費の交通費の実費として認めて差しつかえない。

問（第7の83） 特別支援学校の高等部に通学する生徒のうち、付添がなければ通学することができない

か若しくはきわめて困難な者、又は高等学校等に通学する生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第7の8の(2)のイの(カ)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の84） 高等学校等就学費のうち授業料を受給している場合であって、地方自治体や私立学校等により高等学校等の授業料の減免措置が講じられている場合、高等学校等就学費による授業料の計上はどのように行ったらよいか。

答 自治体等による授業料の減免については、金銭として直接被保護者が受け取るものではないが、本来課される授業料について、他から間接的にその費用が賄われるものであることから、恵与金の一形態として見なすことができる。

恵与金等が高等学校等の就学費にあてられる場合については、被保護世帯の自立更生にあてられるものとして収入として認定しないこととするともに、高等学校等就学費で賄いきれない費用に優先的に充当することを認める取扱いとしており、自治体等による授業料の減免についても、同様に取り扱うことが適当である。

したがって、減免措置が講じられている場合の高等学校等就学費の計上については、授業料の支払いが免除される場合には、当該免除措置により授業料の需要が満たされることから、保護費により授業料を給付する必要はなくなり、授業料の一部が減額される場合には、当該減額分は保護の基準額では賄いきれない授業料に優先的に充当するものとし、減額後、実際に被保護世帯が支払う授業料について、保護の基準額を上限として給付して差しつかえない。

(3) 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。

また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限

り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。

問（第7の18） 新規中卒者等で就職の確定した者が就職地に赴くために要する交通費又は荷物の荷造費及び運賃について、生活扶助の移送費を適用してよいか。

答 就職することにより、生計の本拠を構える場合にかぎり、局長通知第7の2の(7)のAの(イ)として生活扶助の移送費を計上してさしつかえない。

問（第7の18の2） 就職の確定した者が初任給が支給されるまでに通勤費を必要とした場合、就職支度費として交通費実費分を支給して差し支えないか。

答 当座の資金がない場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、通勤のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通勤定期券等を購入するよう指導し、支給後は通勤定期券等の写しを提出するなど購入実績及び通勤実態を確認されたい。

また、初任給支給後は、すでに支給した交通費分は必要経費として控除はせず、収入認定すること。

問（第7の22） 同一人に生業費と就職支度費を計上してよいか。

答 同一人の就職について生業費と就職支度費とを重複して計上することは認められない。

なお、大工、植木職等通常その職業に必要な道具類を自弁することとなっている職業につく者については、当該道具類の購入に要する経費と就職支度に要する経費とを生業費の基準額の範囲内で計上して差しつかえない。この場合、就職の支度に要する経費は就職支度費の基準額の範囲内で計上すること。

10 葬 祭 費

㊦ 別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1 級 地 及 び 2 級 地	600円	500円
3 級 地	480円	400円

1 級 地 及 び 2 級 地	206,000円以内	164,800円以内
3 級 地	180,300円以内	144,200円以内

2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	大 人	小 人
1 級 地 及 び 2 級 地	600円	500円
3 級 地	480円	400円

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、22,630円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	金 額
1 級 地 及 び 2 級 地	15,290円
3 級 地	13,380円

㊦ 第7

9 葬 祭 費

(1) 小人の葬祭に要する費用が保護の基準別表第8の1の小人の基準額をこえる場合であつて、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、保護の基準別表第8の1の基準額について大人の基準を特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえない。

(2) 法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行なう場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算及び(1)により特別基準の設定があった場合を含む。）に1,000円を加算した額を特別基準の設定があったものとして、計上して、差しつかえないこと。

(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が5,250円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。）に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。

(4) 火葬又は埋葬を行なうまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、

必要最小限度の実費を特別基準の設定があったものとして計上して差しつかえないこと。

(5) 妊娠4箇月以上で死産した場合には、葬祭費を認定して差しつかえないこと。

(6) 身元が判明しない自殺者等に対して市町村長が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助の適用は、認められないこと。

問（第7の15） 葬祭費の大人、小人の別は、何を基準とするか。

答 火葬料等について市町村条例に区別の定めのある場合は当該条例により、条例のない場合はその地域の慣行による。

問（第7の16） 民生委員が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助を適用してよいか。

答 死亡者の近隣の民生委員が個人的に行なった場合には、適用して差しつかえない。ただし、自殺者等があった場合において、その地の民生委員が市町村長等の依頼により行なったときは、市町村等が葬祭を行なったものとして、葬祭扶助の適用は認められない。

問（第7の17） 自殺者等について市町村長が埋葬を行なった場合において、埋葬の時より後に葬祭扶助の申請があったときは、これを適用してよいか。

答 当該埋葬後に必要とされる範囲内で、葬祭扶助の適用を行なうことは差しつかえない。

問（第7の21） 葬祭地において、火葬に要する費用の額を定めた条例のない場合の取扱いはどうするか。

答 葬祭地に隣接する市町村の条例に定めるところによりたい。

問（第7の49） 健康保険法等医療保険制度により葬祭扶助基準を若干上回る埋葬料、葬祭費又は葬祭料が支給される場合であって、当該被保険者の職場における交際等から判断して真にやむを得ないと認められるときは、当該埋葬料等のうち実際に葬祭に当てられた額を収入認定の対象としないこととし、かつ、葬祭に係る需要はこれによって消滅したものと取り扱って差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第13の1） 施行規則第22条第2項の規定による相続財産管理人の選任の請求は、保護の実施機関が民法第952条第1項にいう利害関係人として行なうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第13の2） 葬祭を行なう扶養義務者がいないため葬祭扶助を行なった場合において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。

答 郵便貯金通帳は、法第76条第1項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物件であることにかんがみ、別紙1 郵政省貯金局長通知の手續に準じて郵便局から払いもどしを受けるのが適当である。（別紙1…略）

11 特別基準の設定による費用

㊦ 第2

要保護者に特別の事由があつて、前項の基準〔各扶助の基準〕によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

10 特別基準の設定による費用

(1) 特別基準の設定があつたときは、その額のとおり計上すること。

(2) 特別基準の設定があつたものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手続等については、(3)によること。

ア 特別基準設定による費用の認定と援助方針

実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。

イ 特別需要額の認定

需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。

ウ 他法他施策の活用

生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であって当該特別需要をみたすべきものについては、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。

エ 扶養義務者その他からの援助

特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時的援助の有無について、あらためて調査すること。

オ 迅速な事務処理

特別基準による費用の設定が事務処理にならないよう厳に留意すること。

(3) 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等の認定にあたっては、次に掲げる資料を審査して認定すること。

ア 保護台帳

イ 保護決定調書

ウ その他生活の現況、今後の自立更生等援助方針、特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他からの援助の可能性等を判断するために必要な資料

エ 計画書、見積書等

(7) 障害者加算障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面、介護計画書（標準的な週における介護内容が確認できる書面）、領収書（更新時）

(イ) 配電、水道、井戸または下水道設備費設備計画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代替措置の検討

(ウ) 敷金等転居指導等のケース記録の写、敷金等の契約内容が確認できる書面

(エ) 住宅維持費補修計画書、図面、写真、経費見積書

(オ) 生業費、技能修得費生業（技能修得）計画書、経費見積書

(カ) 扶助費の重複支給理由申立書、関係官署の証明書

(キ) 治療材料医師の診断書、医師の意見書、経費見積書

(4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供すること。

第8 収入の認定

1 収入に関する申告及び調査

第8

収入の認定は、次により行うこと。

1 収入に関する申告及び調査

(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行なわせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行なおうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。

(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行なわせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

(4) 収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行なう等収入源について直接に把握すること。

問（第8の55） 収入認定の取り扱いに当たっては、次官通知第8の1において、要保護者に申告を行わせることとなっているが、申告の時期等について具体的に示されたい。

答 収入に関する申告は、法第61条により被保護者の

届出義務とされていることから、次官通知第8の1の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させる必要がある。

また、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。

なお、被保護者が常用雇用されている等各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3箇月ごとで差しつかえないこと。

さらに、前記のほか、保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせること。

2 収入額の認定の原則

㊦ 第8

2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労（被用）収入

㊦ 第8

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労（被用）収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、

通勤費等の実費の額を認定すること。

㊦ 第8

1 収入の取扱い

(1) 勤労（被用）収入

ア 常用収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと。

(イ) 給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接事業主について具体的内容を調査確認すること。

(ロ) 社会保険の被保険者については、10月又は11月に社会保険官署、健康保険組合等につき標準報酬との照会を行なうこと。

(ハ) 昇給及び賞与の時期については、給与先につきあらかじめ調査を行ない記録しておくこと。

(ニ) 就職月、昇給月及び賞与の支給月には、本人から申告させるとともに、給与証明書を徴すること。

(ホ) 賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、支給月から引続く6箇月以内の期間にわたって分割して認定するものとする。

イ 日雇収入

(ア) 日雇で就労する者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分の就労日数に関して公共職業安定所の証明書を徴すること。この場合において、公共職業安定所から証明を徴することが困難な場合には、直接同所におもむいて聞取調査を行うこと。

(イ) 本人から申告された就労日数が当該地域の平均就労日数以上である場合は、申告された日数により収入総額を認定すること。

(ウ) 申告された就労日数が当該地域の平均就労日数未満である場合は、就労できない理由を確かめ、正当な理由がないときは、就労日数を平均就労日数まで増加するように文書で指示したうえ、その実際の就労日数による収入総額を認定すること。

(エ) 本人の申告する賃金に不審のある場合は、直接事業主から証明書を徴するか又は事業主につき聞取調査を行ない、確認すること。

(オ) 夏季手当及び年末手当については(1)のアの(カ)及び(キ)によること。

ウ 臨時又は不特定就労収入

(ア) 臨時又は不特定な就労による収入については、その地域における同様の就労状況にある者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等を調査したうえ、収入総額を認定すること。

(イ) 申告された就労日数又は賃金に不審のある場合は、雇主の全部又は一部について具体的内容を聞取調査し、確認すること。

エ 必要経費として控除すべき労働組合費の範囲

次官通知第8の3の(1)のイにいう「労働組合費」は、当該労働組合の組合員の全員が、各月において徴収される組合費の実費をいうものであり、臨時に徴収されるものを含まないものであること。

問(第8の1) 勤労収入の経費として職場の親睦会費は認められないか。

答 勤労控除の基礎控除額には、職場の慶弔等交際費が含まれているから、重ねて親睦会費を控除することは認められない。

問(第8の25) 被保護者から申告があった収入額に不審がある場合の取扱いをどうするか。

答 申告のあった収入が、被保護者の稼働能力、就労状況、当該地域の同種の業務についての賃金水準等の客観的事実にてらし不審があり、当該申告による収入額を基礎として認定を行なうことは適当でないと判断される場合であって、当該被保護者及び関係先についてさらに調査を行なった結果、なお、不審を解くに足る正当な理由及び立証に欠けると認めら

れるときは、当該地域の同種の業務及び技能に対して支払われている賃金その他について綿密な調査を行ない、これを基礎に推定した収入額をもって認定して差しつかえない。

問(第8の46) 給食付(給食費を徴されていない場合に限る。)で稼働収入を得ている場合の給食の取扱いいかん。

答 告示別表第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じて得た額にその者の給食数に占める就労先で受ける給食数の割合(以下「給食の割合」という。)を乗じて得た額を収入に加算すること。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

ただし、給食の割合が3分の1(1日1食)程度以下である場合は、この限りでない。

イ 農業収入

㊦ 第8-3-(1)

イ 農業収入

(ア) 農業により収入を得ている者については、すべての農作物につき調査し、その収穫量に基づいて認定すること。

(イ) 農業収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、生産必要経費として小作料、農業災害補償法による掛金、雇人費、農機具の修理費、少額農具の購入費、納屋の修理費、水利組合費、肥料代、種苗代、薬剤費等についてその実際必要額を認定すること。

㊧ 第8-1

(2) 農業収入

ア 農作物の収穫量は、本人の申立て、市町村の調査又は意見及び品目別作付面積に町村別等級地別平均反収を乗じたものを勘案して決定するものとし、3者の数字に著しく相違がある場合は、さらに農業協同組合、集荷組合、実行組合、農業改良普及員、民生委員等について調査のうえ、決定すること。

イ 保護開始月における保有農作物は、収穫量と同様の取扱いを行なうこと。

ウ 農業収入を得るための生産必要経費のうち、肥料代、種苗代及び薬剤費については、次に掲げる比率（農林水産省農産物生産費調査による。）に準拠して各福祉事務所ごとに比率を認定したうえで、これをエによる収穫高に乗じて認定すること。

玄米（水稲）	9%	小麦	23%
玄米（陸稲）	26%	その他の農作物	20%

エ 農業収入は、次の算式により認定すること。

(ア) 主食（米、小麦、裸麦、大麦、そば等当該地域の食生活の実態によること。）

収穫高＝販売価格×収穫量

収穫高－生産必要経費＝収入

(イ) 野菜

販売価格×売却量＋自給量を金銭換算した額（別表「金銭換算表」の野菜の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入

オ 各福祉事務所ごとに管内の町村別、品目別、等級地別平均反収及び町村別、品目別農作物販売価格を調査し、調整又は補正しておくこと。

カ 余剰野菜について、その地域に需要がなくこれを売却することができないときは、今後の耕作において穀類等換金の途の広い農作物を作付するよう指導するとともに、その作の収穫に限り自家消費を認めても差しつかえないこと。

キ 農業収入は、収入があった時から将来に向い、原則として、12分の1ずつの額を認定すること。

問（第8の3） 農業災害補償法による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。

答 同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行なって差しつかえない。

問（第8の4） 農作物の必要経費中肥料費、種苗代及び薬剤費は、必ず率により認定しなければならないか。また、逆に右以外の必要経費については、率を用いてはいけないか。

答 前段については、保護の実施機関ごとに客観的資料に基づき定められた必要経费率によることを原則とするが、この率によるよりも正確かつ便宜な方法があれば、必ずしも率によらなくてもよい。後段については、実費によることを原則とするが、地域ごとに正確かつ妥当な率を設定しうる場合には、率によっても差しつかえない。

問（第8の5） 農業用噴霧器（比較的高額のもの）を近隣で共同購入する場合においてその世帯負担額が少額であるときは、農業収入を得るための必要経費として認めてよいか。

答 世帯の負担額が、少額農具の購入費程度の少額のものである場合には必要として認めて差しつかえない。

問（第8の6） 農業収入を得るための必要経費としての納屋の修理費又は農業以外の自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理費については、どの程度まで認めてよいか。

答 納屋の修理費又は店舗の修理費は、生業扶助の額の範囲内において必要最小限度の額を認定すること。

別表

金錢換算表

	1 級地 - 1		1 級地 - 2		2 級地 - 1		2 級地 - 2		3 級地 - 1		3 級地 - 2	
	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜
0 歳 ~ 2 歳	4,470	3,890	4,260	3,710	4,070	3,540	3,860	3,360	3,660	3,190	3,460	3,020
3 歳 ~ 5 歳	7,430	6,330	7,090	6,050	6,760	5,760	6,430	5,480	6,090	5,190	5,750	4,910
6 歳 ~ 11 歳	9,690	8,240	9,250	7,870	8,820	7,500	8,380	7,120	7,950	6,760	7,510	6,390
12 歳 ~ 19 歳	12,150	10,350	11,600	9,880	11,050	9,420	10,510	8,950	9,960	8,490	9,420	8,010
20 歳 ~ 40 歳	10,230	8,700	9,770	8,310	9,310	7,920	8,850	7,520	8,390	7,130	7,930	6,740
41 歳 ~ 59 歳	9,590	8,180	9,160	7,810	8,730	7,450	8,300	7,070	7,870	6,710	7,440	6,340
60 歳 ~ 69 歳	9,280	7,910	8,860	7,550	8,450	7,190	8,020	6,840	7,610	6,490	7,190	6,120
70 歳 ~	8,250	7,010	7,880	6,690	7,510	6,380	7,130	6,060	6,760	5,740	6,400	5,430

ウ 農業以外の事業（自営）収入

㊦ 第8-3-(1)

ウ 農業以外の事業（自営）収入

(7) 農業以外の事業（いわゆる固定的な内職を含む。）により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこと。

(4) 農業以外の事業収入を得るための必要経費は、(4)によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿間貸業であって家屋が自己の所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿間貸代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。

㊦ 第8-1

(3) 農業以外の事業（自営）収入

ア 農業以外の事業収入については、前3箇月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業（店売り、行商又は露店）、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業（小運送）、修理（自転車修理、いかけ業、桶屋）及びサービス業（理髪業、靴磨等）については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業（大工、左官、植木職等）については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。

イ 魚介による収入は、次の算式により認定すること。

売却量×販売価格＋自給量を金銭に換算した額（別表1「金銭換算表」の魚介の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入

ウ 養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を

得ている場合は、収入があった時から将来に向かい、原則として12分の1ずつの額を認定すること。

問（第8の2） 125cc以下のオートバイ、原動機付自転車又は通勤用・事業用自動車の保有の認められた者については、通勤又は事業の利用に伴う燃料費、修理費、車検に要する費用、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料、自動車重量税・自動車税・軽自動車税、自動車運転免許の更新費用等を必要経費として勤労・事業収入から控除してよいか。

答 必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえない。

なお、任意保険料については対人・対物賠償に係る保険料に限るものである。

また、自動車税及び軽自動車税については、身体障害者等の場合、減免されることがあるので留意されたい。

エ その他不安定な就労による収入

㊦ 第8-3-(1)

エ その他不安定な就労による収入

知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額（受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。）が月額15,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。

問（第8の19） 少額かつ不安定の稼働収入は合算額15,000円まで控除されるが、この合算額は世帯単位か、又は個人単位であるか。

答 15,000円の限度額は、個人ごとに算定される額である。

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

㊦ 第8-3

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(7) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(イ) (7)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

㊦ 第8-1

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

問（第8の51） 恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず、1期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないか。

答 恩給、年金等の額の改定時期と支払期月が一致しない場合は、局長通知第8の1の(4)により収入認定することにより保護の停止又は廃止となる場合を除き、お見込みのとおり取り扱って差しつかえないこと。

イ 仕送り、贈与等による収入

㊦ 第8-3-(2)

イ 仕送り、贈与等による収入

(7) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。

(イ) 他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又

は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

(ウ) (7)又は(イ)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

ウ 財産収入

㊦ 第8-3-(2)

ウ 財産収入

(7) 田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定すること。

(イ) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(7)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

エ その他の収入

㊦ 第8-3-(2)

エ その他の収入

(7) 地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（ア又は(3)のエ、ケ、コ若しくはサに該当するものを除く。）については、その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

㊦ 第8-1

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。

ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続き6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

(3) 収入として認定しないものの取扱い

④ 第8-3

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

(7) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

問（第8の58） 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不

足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）、学習塾費等に於てられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第8の58の2）次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 高等学校等で就学しながら保護を受けることができる者ものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)に該当するものとして、当該者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入から控除して認定して差しつかえない。

また、経費の内容や金額によって、一定期間同様の認定を行う必要がある場合には、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理するなどにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該経費が他の目的に使用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合には、下記2の目的のために使用されたことを証する書類等により、用途を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外の用途に消費していた場合には、収入から控除した額に相当する額について法第63条を適用し返還を求めると。ただし、当初承認した目的以外であっても、その用途が本取扱いの範囲内であることが認められる場合にあっては、この限りではない。

1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認

められること。

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

(1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く）

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金等に限る。）

(3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

(4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認していること。

ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額（月額）

コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち36,580円並びに

同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(7) 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は一級に該当する者に支給される場合 34,290円

障害の程度が公害障害等級表の二級に該当する者に支給される場合 17,140円

障害の程度が公害障害等級表の三級に該当する者に支給される場合 10,300円

【本部分に係る改正は平成28年6月1日から適用】

(4) 遺族補償費 34,290円

【本部分に係る改正は平成28年6月1日から適用】

第8

2 収入として認定しないものの取扱い

(1) 社会事業団体その他が被保護者に対して支給する金銭であって、当該給付の資金が、地方公共団体の予算措置によりまかなわれているものは、次官通知第8の3の(3)のアとして取り扱うことは認められないこと。

(2) 被保護者に対して現物が給与された場合は、被贈与資産として取扱い、処分すべきものがあれば売却させてその収入を認定すること。ただし、就労の対価として現物が給与されたときは、その物品の処分価値により金銭換算のうえ、500円を控除した額を就労収入として認定すること。

問（第8の39） 局長通知第8の2の(2)のただし書きに関し、就労先から主食、野菜又は魚介を支給された場合はどのように取り扱うべきか。

答 局長通知第8の2の(2)のただし書きにより取り扱うことは認められず、主食、野菜又は魚介については、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を就労収入として認定する

こととされたい。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(ア) 住宅資金又は転宅資金

(イ) 老人又は身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金

(ウ) 配電設備又は給排水設備

(エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

問（第13の3） 国若しくは地方公共団体により貸付けられる住宅資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として貸付けられる住宅資金と本法による住宅扶助との関係をどう取扱うべきか。

答 設問にかかる住宅資金の貸付けを受けるについての承認は、本法による扶助の対象とはなりがたい需要について行なうものであり、貸付金をもって本法の給付に代替させる趣旨のものではない。

問（第8の61） 局長通知第8の2の(3)のオの(オ)という「日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する」として貸付資金を収入認定除外することができる場合を具体的に示されたい。

答 保護受給中の日常生活に必要な物品については、経常的最低生活費の範囲内で計画的に購入することが原則であるが、次のいずれにも該当し、かつ、経常的最低生活費のやり繰りにより当該貸付資金の償還が可能と認められる者については、当該貸付資金を収入として認定しないものとする。

なお、保護の実施機関は、当該貸付資金の償還が適切に行われるよう、貸付制度を所管する関係機関と十分に調整を図り、適切な償還金の納付指導及び代理納付の活用を行うこと。

(1) 健康の保持や日常生活に著しい支障を来す恐れがあり、必要性が高いと認められる生活用品がないか若しくは全く使用に耐えない状態であること。

(2) 保護開始から概ね6か月経過していない場合や家計管理上特段の問題なく他に急な出費を要した場合など、計画的に購入資金を蓄えることができなかったことに真にやむを得ない事情が認められること。

(3) 購入予定品目、購入予定金額が社会通念上妥当と判断されるものであり、また必要最小限度の貸付であるとともに、償還計画がその後の最低生活の維持に支障を来さないものであると認められること。

(4) 貸付を受けることについて、当該被保護者は自立更生計画を提出するとともに、購入予定品目及び償還方法について保護の実施機関の事前の承認があること。

問（第8の11） 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく福祉資金のうち、災害を受けたことにより臨時に必要な経費及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして取り扱って差しつかえないか。

答 局長通知第8（収入の認定）の2及び同通知第8の4の(3)に該当する場合には、それぞれ収入として認定せず、又は償還金を収入から控除する取扱いを行なって差しつかえない。

問（第8の59） 保護開始時点で既に就学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は支給しないこととしてよいか。

答 高等学校等就学費については、被保護世帯の自立を支援する観点から、貸付を受けなくとも高等学校への就学が可能となるよう、生活保護において積極的に給付を行うものである。

したがって、既に就学資金の貸付を受けている場合であっても、保護開始時点において貸付内容の変更が可能であれば、高等学校等就学費の基準額の範囲内で就学に必要な経費が賄える場合については貸付の停止を、高等学校等就学費で賄いきれない経費が必要な場合については当該経費にあてられる必要最小限度の額に貸付額を変更し、その上で高等学校等就学費を給付することとされたい。

また、保護開始時点において貸付内容の変更が困難な場合であって、保護開始後に貸付金を受領する場合は、当該貸付金のうち高等学校等就学費により賄われる部分について、貸付金の受領後直ちに償還し、その上で高等学校等就学費を給付するとともに、実際に償還が行われているか確認を行うこと。

なお、貸付契約の内容等により、貸付内容の変更や貸付期間中の償還が困難な場合については、当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない。

問（第8の21） 義務教育以外の教育を行う学校で就学する者がいる世帯で世帯員以外の絶対的扶養義務者から当該就学者の教育費にあてるべきものとして仕送りを受けている場合は、その仕送りを、当該就学者の収入として取り扱ってよいか。局長通知第1の3の関連でお尋ねする。

答 設例の場合、就学する者に優先して扶養を受けべき事情があると明らかに認められる者（たとえば当該扶養義務者と生活保持義務関係にある者）が同一世帯内にいるときを除き、当該仕送りのうち教育費にあてられる部分を就学者の収入として取り扱って差しつかえない。

問（第8の10） 引揚者給付金等支給法、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律又は引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による国債の政府買上げにより償還金収入を得たものが、その収入を自立更生のための資金として活用すると申し立てた場合これを収入として認定しないてよい

か。

答 保護の実施機関が具体的な自立更生計画を根拠として現実に自立更生資金として活用されることを確認した場合に限り差しつかえない。

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

(5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。

問（第8の40） 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を

考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ウ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額

キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健

康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額

ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

問（第8の60） 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

問（第8の41） 扶養義務者からの援助金はすべて「他から恵与される金銭」として取り扱うことは認められないか。

答 扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。

問（第8の42） 雇用保険法第57条により支給される常用就職支度金は「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」として取り扱ってよいか。

答 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により収入として認定すること。

問(第8の43) 地方公共団体が条例又は予算措置によって被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、どのようなものが次官通知第8の3の(3)のエにいう「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するか。

答 地方公共団体が条例又は予算措置によって、被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、局長通知第8の2の(4)にいう自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものが、自立更生を目的として恵与される金銭に該当するものであり、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途にあてられる額を、収入として認定しないものとする。

この場合、支出目的として明示されている用途及びその用途に供される額の認定にあたっては、問40の答に示す基準によるものである。

したがって、地方公共団体又はその長が年末、盆、期末等の時期に支給する金銭は、次官通知第8の3の(3)のエによる取扱いは行なわず同(2)のエの(ア)によって取り扱うこととなる。

問(第8の34) 局長通知第8の2の(4)のただし書きにいう「適当な者」とは、どのような者をいうか。

答 社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯の自立更生を援助するために特に設立された団体等金融機関以外の者であって、当該金銭を安全に管理しようと認められるものをいう。

問(第8の26) 市町村又は扶養義務者等が水洗便所設備費等の全部又は一部を助成又は援助する場合は、その助成費又は援助費をどのように取り扱うべきか。

答 当該助成費又は援助費については、これを局長通知第8の2の(4)に準じて収入として認定しないこととして差しつかえない。

なお、これらの費用は法による扶助の対象とはならないものである。

問(第8の53) 保護開始前に臨時的に受けた災害等による補償金、保険金、見舞金又は死亡による保険金の全部又は一部を当該災害等による損失の原状回復等当該世帯の自主更生の用途にあてるべく保有している場合についても、次官通知第8の3の(3)の

オ又はキに準じ収入として認定しない取扱いとすることは認められないか。

答 その目的とする自立更生の用途が世帯員の将来の就学等保護開始後でなければ実現し得ないものと認められる場合には、被保護世帯が補償金等を受けた場合と同様に取り扱い差しつかえない。

(6) 次官通知第8の3の(3)のケに掲げる金銭の取扱いについては、次によること。

ア 社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次に掲げる金銭であること。

(7) 心身障害児(者)の福祉を図るために支給される金銭

(イ) 老人の福祉を図るために支給される金銭

(ロ) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(ハ) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(ニ) 災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(ホ) (ア)から(ハ)までに掲げる金銭に準ずるもの

イ アの(ホ)に該当するものとして取り扱う場合は同一人に対しアの(ア)から(ハ)までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に情報提供すること。

(4) 勤労に伴う必要経費

ア 基礎控除

㊦ 第8-3-4 勤労に伴う必要経費

(1)のアからウ(勤労収入・農業収入・農業以外の事業収入)までに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

㊧ 第8-3 勤労控除の取扱い

(1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額(賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額

に加算して算定するものとする。)に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8の3の(1)のアによる勤労(被用)収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同一による農業収入又は同ウによる農業以外の事業(自営)収入については、生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ 世帯員が2人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用すること。

問(第8の49) 在宅患者加算を認定されている者が、勤労収入を得ている場合には、勤労控除を適用してよいか。

答 真に栄養補給を必要とする者が社会生活適応のため実施機関の指定する医師の指導に基づき就労して勤労収入を得ている場合は、6か月間に限り、療養に専念しているものとみなしてお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問(第8の50) 雇用対策法等に基づく技能修得手当を受給しながら技能修得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し、勤労収入に準じて基礎控除を適用してよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問(第8の20) 勤労控除の基礎控除と少額かつ不安定の収入控除とは重複して差し支えないか。

答 次官通知第8の3の(1)のエにいう「その他不安定な就労による収入」は、同(1)のアからウまでの収入を得ていない者が得る収入をいうものである。したがって、勤労者が内職等により少額の収入を得ている場合は、少額不安定収入としての控除を行わず、勤労収入と当該内職等による収入を合算して基礎控除を適用すべきである。

問(第8の32) 局長通知第8の1の(2)のキにより認定された収入が同一月において重なった場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。また、同通知によって認定された農業収入が1以上あり、かつ、当該月において次官通知第8の3の(1)のア又はウに

該当する収入(勤労(被用)収入又は農業以外の事業収入)がある場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。

答 御照会の場合には、いずれも局長通知第8の3の(1)のイによる収入額を合算し、当該合算額につき各月ごとに基礎控除を適用すること。

問(第8の18) 各種勤労控除の適用に当たり、農業又は農業以外の事業(自営業)を営んでいる場合であって、その事業に専ら従事する者が世帯内に2人以上いること等により、控除対象者の収入を明確に把握できないときは、これらの控除の適用は認められないと解してよいか。

答 同一の事業に従事する者が、世帯内に2人以上いてそれぞれの収入を明確に把握できない場合であっても、当該者の申立てにより事業に従事する各稼働者の事業に対する寄与の割合が推定できるときは、世帯の収入額に推定した寄与率を乗じて得た額を、また、事業に対する寄与の割合が推定できないときは、世帯の収入額を事業に従事する稼働人員で除して得た額を、それぞれの稼働者の収入として取り扱うこととし、各種勤労控除を適用するようにされた。

基礎控除額表……(略)

イ 新規就労控除

㊦ 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費

新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額11,100円をその者の収入から控除すること。

㊧ 第8-3

(2) 新規就労控除

ア 新規就労控除を適用する場合は、次の場合であること。

(ア) 中学校、高等学校等を卒業した者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

(イ) 入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

イ 控除は、当該職業によって得られる収入につき、

はじめて継続性のある職業についた月（当該新規就労に伴う収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月）から6箇月間に限り行なうものとする。

ウ 未成年者控除

㊸ 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費

未成年者については、別に定めるところにより、月額11,400円をその者の収入から控除すること。

㊹ 第8-3

(3) 未成年者控除

ア 未成年者（20歳未満の者をいう。）については、その者の収入から月額11,400円を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。

(7) 単身者

(イ) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合

(ウ) 配偶者と自己の未成熟の子のみで独立した世帯を営んでいる場合

イ 未成年者控除の適用をうけていた者が月の中で成年に達したときは、その翌月から認定の変更を行なうこと。

(5) その他の必要経費

㊸ 第8-3

(5) その他の必要経費

次の経費については、真に必要やむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。

ア 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費

イ 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費

ウ 他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金

エ 住宅金融公庫の貸付金の償還金

オ 地方税等の公租公課

カ 健康保険の任意継続保険料

キ 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

㊹ 第8

4 その他の控除

(1) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する費用につき控除を行なう場合は、一般生活費又は住宅費の実際必要額から、当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いて得た額を必要経費として認定すること。

(2) 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対して受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

問（第8の48） 次官通知第8の3の(5)のイにいう就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。

答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、児童クラブについては、「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月20日18文科生第587号文部科学省生涯学習政策局長、雇児発第0330039号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の別紙「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問（第8の57） 国民年金に任意加入する場合の保険料の控除が認められる場合はどのような場合か。

答 年金の受給権を得るためのものに限って認められるものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められない。

なお、任意加入しても過去の未納分を納付しないと年金受給権を得られない場合には、年金受給権を得るために必要な限度で未納分の保険料についても控除して差し支えない。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金については、当該世帯の全収入）から控除して認定すること。

ア 国若しくは、地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、医療費又は介護費貸付資金については、保護の実施機関の承認のあったものに限ること。

イ ア以外の法人又は私人（絶対的扶養義務者を除く。）により貸し付けられたもののうち、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立っていると認められ、事後において承認することが適当なものについても、同様とする。

ウ アに該当する技能修得資金とともに、当該技能修得期間中、貸付けを受けた生活資金については、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。

(4) 住宅金融公庫法による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。

(5) 次に掲げる貸付資金は、国若しくは地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものに該当するものとして取り扱うこと。ただし、生活福祉資金貸付制度

要綱に基づく貸付資金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものに限る。

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付資金

(イ) 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金

(ロ) 婦人更生資金制度要綱に基づく貸付資金

(ハ) 引揚者給付金等支給法に基づく国債を担保として、国民金融公庫から貸し付けられる生業資金

(ニ) 自作農維持資金融通法に基づく農林漁業金融公庫の各種貸付資金

(ホ) 開拓者資金融通法に基づく政府（地方農地事務局）の貸付資金

(ヘ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく農業協同組合、森林組合又は金融機関の貸付資金

(セ) 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の貸付資金

(ソ) 国民金融公庫からの低所得者に対する更生貸付資金

(ツ) 住宅資金又は転宅資金であって国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金

(6) 生業資金の貸付けをうけた後、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合であって、その事業の資金の全部、または一部が、当該貸付金によりまかなわれているときは、変更した事業によって得られる収入から償還金を控除して認定して差しつかえないこと。

問（第8の23） 被保護者が就労に必要な自転車又は原動機付自転車を購入する場合、その購入額を月割にして、その収入から必要経費として控除してさしつかえないか。

答 当該職業に必要不可欠な場合であって、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定してさしつかえない。また、通勤用を使用する場合においても、通常、交通費等

として計上される程度の額の範囲内で認定してさしつかえない。

第9 保護の開始申請等

◎ 第9

生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も現に慎むこと。

◎ 第9

1 保護の相談における開始申請の取扱い

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続についての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。

なお、申請者が申請書及び同意書の書面での提出が困難である場合には、申請者の口頭によって必要事項に関する陳述を聴取し、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請があったことを明らかにするための対応を行うこと。

2 要保護者の発見・把握

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図ること。

問（第9の1） 生活保護の面接相談においては、保護の申請意思はいかなる場合にも確認しなくてはならないのか。

答 相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該

当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。

問（第9の2） 相談段階で扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取することは申請権の侵害に当たるか。

答 扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は申請権の侵害に当たるものではないが、「扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある。

また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。

問（第9の3） 相談段階で相談者の困窮の状態等を確認するために必要な資料の提出を求めることは申請権の侵害にあたるか。

答 相談段階で、資産及び収入の状況等が確認できる資料の提出を求めること自体は申請権の侵害に当たるものではない。ただし、「資料が提出されてからでない」と申請を受け付けない」などの対応は適切ではない。

なお、申請段階では、速やかかつ正確な保護の決定を行うために、申請日以降できる限り早期に必要な資料を提出するよう求めることは認められるが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも差し支えない。これに関し、当該申請者の事情や状況から必要となる資料の提出が困難と認められる場合には、保護の実施機関において調査等を実施し、要件の確認の審査を徹底することが必要となる。

第10 保護の決定

1 年齢改定

◎ 第10

1 年齢改定

(1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。

(2) 4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準

生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。

問（第10の13） 局長通知第10の1の(2)により年齢改定を行う場合、4月1日生れの者についてはどう取り扱うのか。

答 4月1日生れの者については、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）及び民法（明治29年法律第89号）第143条の規定により、前日である3月31日をもって満年齢に達した者として取り扱うこととなる。

2 保護の要否及び程度の決定

㊦ 第10

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

㊧ 第10

2 保護の要否及び程度の決定

(1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。

ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、次官通知第8の2の「長期間にわたって収入の実情につき観察することを相当とするとき」に該当するときは保護の申請月以降1年間において確実に得られると推定される総収入（収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費として別表2に定める額を控除した額）の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。この取扱いにより保護を要すると判定された者に係る保護の程度の決定は常用収入について第8の1の(1)のイに定める取扱いにより行なうこと。

問（第10の4） 保護開始時の要否判定を行なう際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すものであること。

ア 告示別表第1生活扶助基準（ただし、同第一章の1の(2)の期末一時扶助及び同第三章の3の移送費であって局長通知第7の2の(7)のイの(ウ)以下の場合のものを除く。）並びに局長通知第7の2の(5)のイの(カ)（ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。）

イ 告示別表第2教育扶助基準及び局長通知第7の3の(2)

ウ 告示別表第3住宅扶助基準並びに局長通知第7の4の(1)のオ（ただし、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除く。）

エ 告示別表第4医療扶助基準

オ 告示別表第5介護扶助基準（住宅改修を除く。）

カ 告示別表第6出産扶助基準並びに局長通知第7の7の(1)及び(2)

キ 告示別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の(1)、(2)、(3)及び(4)

問（第10の5） 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「第8によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。

答 次官通知第8の3により、勤労（被用）収入、農業収入、恩給年金等の収入等収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額（世帯員が2人以上就労している場合には、それぞれの額の総額）を認定するものであること。

問（第10の6） 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行うものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者につ

いては、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費としては、局長通知第10の2の(1)に定める別表2の額を認定する）との対比によって判定するものであること。

問（第10の7） 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「常用勤労者」とは如何なる勤労形態にあるものをいうか。

答 「常用勤労者」とは期間を定めず、又は1箇月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月々一定の給与が支給されている者をいう。したがって、就労日に対応して賃金が支払われている者は常用勤労者には該当しないものである。常用勤労者であるかないかの判断に当たっては、日雇健康保険を除く各種被用者保険加入の有無を一応の目安とすることも考えられる。

問（第10の8） 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「労働協約等の実態」には給与、賃金、期末手当、賞与等の額及び支払方法が、法律、条例、労使間の覚書等によって定められている場合、又は明文のとりきめはないが雇用慣習上確定していると認められる場合も含まれるものと解してよいか。また、賞与等を含む年間収入には定期昇給分、勤勉手当等、確実に予測できるものは、含めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第10の9） 他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行なって差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。

問（第10の10） 恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行なうこととし、また保護の程度の決

定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえないか。
答 お見込みのとおりである。

問（第10の10-2） 保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。

答 一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。

したがって、健全な家計運営については自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。

なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。

1 手持金の認定

保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする。

2 月の中途で開始する場合における当該月の程度の決定方式

(1) 勤労収入

最低生活費と収入の対比により、1箇月分の扶助額又は本人支払額を算定した後、月末までの保護受給日数により扶助別に日割りする。

ただし、一時扶助、教育扶助等については日割りしない。

$$\begin{aligned} & \frac{(\text{最低生活費} - \text{平均収入}) \times \text{月末までの日数} (\times \text{日})}{30 \text{日}} \\ & - \text{程度の決定にあたり認定すべき額} = \boxed{\text{開始月扶助額}} \\ & \text{程度の決定にあたり認定すべき額} = \left[\text{給与の残額} + \text{家計上の繰越金として保有を容認する額} \alpha \text{円} \right] \end{aligned}$$

給与の残額については、平均収入として既に評価済みであるから、開始月において給与の残

額たる現金を保有していても再度資産として評価しない。

どれが給与の残額であるか判然としないときは、次の算式により推計する。

$$\text{給与総額} \times \left(1 - \frac{\text{給与日からの経過日数}}{30} \right) = \text{給与残額推計額}$$

(2) 年金収入

年金の残額については、手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給月の前月までに分割して（少額の場合は当月分の）収入充当額に計上する。

$$\text{最低生活費} \times \frac{X \text{日}}{30} - \frac{\text{手持金（年金残額を含む）} - \alpha \text{円}}{\text{次回受給月の前月までの月数}} = \text{開始月扶助額}$$

(3) 農業収入

年金収入の例による。

ただし、経常収入については勤労収入の例による。

(4) 無収入

$$\text{最低生活費} \times \frac{X \text{日}}{30} - (\text{手持金} - \alpha \text{円}) = \text{開始月扶助額}$$

平成27年度 生活保護費支給額

世帯別		個人別		計	
世帯数	世帯収入	個人数	個人収入	世帯収入	個人収入
1	1000	1	1000	1000	1000
2	2000	2	2000	2000	2000
3	3000	3	3000	3000	3000
4	4000	4	4000	4000	4000
5	5000	5	5000	5000	5000
6	6000	6	6000	6000	6000
7	7000	7	7000	7000	7000
8	8000	8	8000	8000	8000
9	9000	9	9000	9000	9000
10	10000	10	10000	10000	10000
11	11000	11	11000	11000	11000
12	12000	12	12000	12000	12000
13	13000	13	13000	13000	13000
14	14000	14	14000	14000	14000
15	15000	15	15000	15000	15000
16	16000	16	16000	16000	16000
17	17000	17	17000	17000	17000
18	18000	18	18000	18000	18000
19	19000	19	19000	19000	19000
20	20000	20	20000	20000	20000
21	21000	21	21000	21000	21000
22	22000	22	22000	22000	22000
23	23000	23	23000	23000	23000
24	24000	24	24000	24000	24000
25	25000	25	25000	25000	25000
26	26000	26	26000	26000	26000
27	27000	27	27000	27000	27000
28	28000	28	28000	28000	28000
29	29000	29	29000	29000	29000
30	30000	30	30000	30000	30000
31	31000	31	31000	31000	31000
32	32000	32	32000	32000	32000
33	33000	33	33000	33000	33000
34	34000	34	34000	34000	34000
35	35000	35	35000	35000	35000
36	36000	36	36000	36000	36000
37	37000	37	37000	37000	37000
38	38000	38	38000	38000	38000
39	39000	39	39000	39000	39000
40	40000	40	40000	40000	40000
41	41000	41	41000	41000	41000
42	42000	42	42000	42000	42000
43	43000	43	43000	43000	43000
44	44000	44	44000	44000	44000
45	45000	45	45000	45000	45000
46	46000	46	46000	46000	46000
47	47000	47	47000	47000	47000
48	48000	48	48000	48000	48000
49	49000	49	49000	49000	49000
50	50000	50	50000	50000	50000
51	51000	51	51000	51000	51000
52	52000	52	52000	52000	52000
53	53000	53	53000	53000	53000
54	54000	54	54000	54000	54000
55	55000	55	55000	55000	55000
56	56000	56	56000	56000	56000
57	57000	57	57000	57000	57000
58	58000	58	58000	58000	58000
59	59000	59	59000	59000	59000
60	60000	60	60000	60000	60000
61	61000	61	61000	61000	61000
62	62000	62	62000	62000	62000
63	63000	63	63000	63000	63000
64	64000	64	64000	64000	64000
65	65000	65	65000	65000	65000
66	66000	66	66000	66000	66000
67	67000	67	67000	67000	67000
68	68000	68	68000	68000	68000
69	69000	69	69000	69000	69000
70	70000	70	70000	70000	70000
71	71000	71	71000	71000	71000
72	72000	72	72000	72000	72000
73	73000	73	73000	73000	73000
74	74000	74	74000	74000	74000
75	75000	75	75000	75000	75000
76	76000	76	76000	76000	76000
77	77000	77	77000	77000	77000
78	78000	78	78000	78000	78000
79	79000	79	79000	79000	79000
80	80000	80	80000	80000	80000
81	81000	81	81000	81000	81000
82	82000	82	82000	82000	82000
83	83000	83	83000	83000	83000
84	84000	84	84000	84000	84000
85	85000	85	85000	85000	85000
86	86000	86	86000	86000	86000
87	87000	87	87000	87000	87000
88	88000	88	88000	88000	88000
89	89000	89	89000	89000	89000
90	90000	90	90000	90000	90000
91	91000	91	91000	91000	91000
92	92000	92	92000	92000	92000
93	93000	93	93000	93000	93000
94	94000	94	94000	94000	94000
95	95000	95	95000	95000	95000
96	96000	96	96000	96000	96000
97	97000	97	97000	97000	97000
98	98000	98	98000	98000	98000
99	99000	99	99000	99000	99000
100	100000	100	100000	100000	100000

別表2

勤労に伴う必要経費として定める額

収入金額別区分		1級地		2級地		3級地	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
円	円	円	円	円	円	円	円
0 ~	8,000	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600
8,001 ~	8,339	5,601 ~ 5,837	5,600	5,601 ~ 5,837	5,600	5,601 ~ 5,837	5,600
8,340 ~	11,999	5,840	5,600	5,840	5,600	5,840	5,600
12,000 ~	15,999	6,320	5,600	6,320	5,600	6,320	5,600
16,000 ~	19,999	6,800	5,780	6,800	5,780	6,800	5,780
20,000 ~	23,999	7,290	6,200	7,290	6,200	7,290	6,200
24,000 ~	27,999	7,770	6,610	7,770	6,610	7,770	6,610
28,000 ~	31,999	8,250	7,010	8,250	7,010	8,250	7,010
32,000 ~	35,999	8,730	7,420	8,730	7,420	8,730	7,420
36,000 ~	39,999	9,210	7,830	9,210	7,830	9,210	7,830
40,000 ~	43,999	9,700	8,240	9,700	8,240	9,700	8,240
44,000 ~	47,999	10,180	8,650	10,180	8,650	10,180	8,650
48,000 ~	51,999	10,650	9,060	10,650	9,060	10,650	9,060
52,000 ~	55,999	11,140	9,460	11,140	9,460	11,140	9,460
56,000 ~	59,999	11,620	9,880	11,620	9,880	11,620	9,880
60,000 ~	63,999	12,100	10,290	12,100	10,290	12,100	10,290
64,000 ~	67,999	12,590	10,700	12,590	10,700	12,590	10,700
68,000 ~	71,999	13,060	11,100	13,060	11,100	13,060	11,100
72,000 ~	75,999	13,550	11,520	13,550	11,520	13,550	11,520
76,000 ~	79,999	14,030	11,920	14,030	11,920	14,030	11,920
80,000 ~	83,999	14,510	12,330	14,510	12,330	14,510	12,330
84,000 ~	87,999	14,990	12,750	14,990	12,750	14,990	12,750
88,000 ~	91,999	15,470	13,150	15,470	13,150	15,470	13,150
92,000 ~	95,999	15,800	13,430	15,800	13,430	15,800	13,430
96,000 ~	99,999	16,060	13,650	16,060	13,650	16,060	13,650
100,000 ~	103,999	16,250	13,820	16,250	13,820	16,250	13,820
104,000 ~	107,999	16,460	13,990	16,460	13,990	16,460	13,990
108,000 ~	111,999	16,660	14,160	16,660	14,160	16,660	14,160
112,000 ~	115,999	16,860	14,330	16,860	14,330	16,860	14,330
116,000 ~	119,999	17,060	14,500	17,060	14,500	17,060	14,500
120,000 ~	123,999	17,260	14,670	17,260	14,670	17,260	14,670
124,000 ~	127,999	17,460	14,840	17,460	14,840	17,460	14,840
128,000 ~	131,999	17,660	15,020	17,660	15,020	17,660	15,020
132,000 ~	135,999	17,860	15,180	17,860	15,180	17,860	15,180
136,000 ~	139,999	18,060	15,350	18,060	15,350	18,060	15,350
140,000 ~	143,999	18,260	15,530	18,260	15,530	18,260	15,530
144,000 ~	147,999	18,460	15,690	18,460	15,690	18,460	15,690
148,000 ~	151,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860
152,000 ~	155,999	18,870	16,040	18,870	16,040	18,870	15,870
156,000 ~	159,999	19,100	16,230	19,100	16,230	18,670	15,870
160,000 ~	163,999	19,290	16,390	19,290	16,390	18,670	15,870
164,000 ~	167,999	19,520	16,600	19,520	16,600	18,670	15,870
168,000 ~	171,999	19,660	16,720	19,660	16,720	18,670	15,870
172,000 ~	175,999	19,870	16,880	19,870	16,880	18,670	15,870
176,000 ~	179,999	20,130	17,110	20,130	17,110	18,670	15,870
180,000 ~	183,999	20,270	17,230	20,270	17,230	18,670	15,870
184,000 ~	187,999	20,470	17,400	20,470	17,400	18,670	15,870
188,000 ~	191,999	20,670	17,570	20,670	17,570	18,670	15,870
192,000 ~	195,999	20,870	17,740	20,710	17,610	18,670	15,870
196,000 ~	199,999	21,170	17,990	20,710	17,610	18,670	15,870
200,000 ~	203,999	21,270	18,070	20,710	17,610	18,670	15,870
204,000 ~	207,999	21,470	18,250	20,710	17,610	18,670	15,870
208,000 ~	211,999	21,700	18,450	20,710	17,610	18,670	15,870
212,000 ~	215,999	21,870	18,590	20,710	17,610	18,670	15,870
216,000 ~	219,999	22,070	18,760	20,710	17,610	18,670	15,870
220,000 ~	223,999	22,270	18,940	20,710	17,610	18,670	15,870
224,000 ~	227,999	22,470	19,100	20,710	17,610	18,670	15,870
228,000 ~	231,999	22,670	19,270	20,710	17,610	18,670	15,870
232,000 ~		22,760	19,350	20,710	17,610	18,670	15,870

(備考)級地区分は、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第9「級地区分」による。
 ・収入金額が0~8,000円の1人目及び2人目以降、8,001~8,339円の1人目の場合の必要経費として定める額は、収入金額に0.7を乗じた額(1円未満の端数は四捨五入)とする。

(2) 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入のある世帯については、保護の申請月以後1箇年間に於ける収穫予想高（前年における収穫高を基とし、平年作の程度、災害の有無、豊凶予想等収穫高の予想増減を勘案したもの）の平均月割額をその月の収入充当額として認定して保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、現在の収入について第8（収入の認定）により認定した額に基づいて、保護の程度を決定すること。ただし、これによりがたい場合は、次の収穫を認定する時期まで、一般の要否判定の要領により、その要否及び程度を決定して差しつかえないこと。

(3) 医療予定期間が4箇月未満の短期傷病を理由として医療扶助のための保護の申請があった場合には、医療予定期間に2箇月を加えた月数の間における最低生活費と収入充当額（農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、(2)による平均月割額、(1)のただし書により収入を推定するべき常用勤労者の収入については、同ただし書により推定された総収入の平均月割額を基礎として算定した額（4）において同じ。）との対比によって、保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、第8により認定した収入によって保護の程度を決定すること。

なお、傷病の医療予定期間が4箇月以上6箇月未満である場合において6箇月間における最低生活費と収入充当額との対比により、同様に扱うこと。

問（第10の1） ある世帯につき、世帯員の疾病（医療期間2箇月）による医療扶助の要否を局長通知の特例により判定した結果、否と決定され、その後1箇月経過したときに別に世帯員が疾病（医療期間2箇月）にかかった場合においては、要否判定のための収支認定は、どのようにしたらよいか。

答 設例の場合においては、最初の疾病に関する要否判定において医療費を4箇月に分割して支出の認定をしてあるから、最初の疾病につき2人目の申請時までには支払われるべきであった医療費の額をこえる額は、2人目の疾病の医療費の額に加算してこの疾病の医療扶助の要否を判定する。

たとえば、世帯の収入月13,000円、同最低生活費（医療費を除く。）月8,000円、最初の疾病の医療費

計18,000円、2人目の疾病の医療費計15,000円の場合には、最初の疾病については、収入13,000円× $\frac{\text{医療期間}}{(2+2)}$ > 支出8,000円× $\frac{\text{医療期間}}{(2+2)}$ + 医療費総計18,000円となり、医療扶助は否と決定するものであり、2人目の疾病については、収入は13,000円× $\frac{\text{医療期間}}{(2+2)}$ と計算し、支出は、8,000円× $\frac{\text{医療期間}}{(2+2)}$ + 医療費総計15,000円 + 18,000円 - (13,000円 - 8,000円) × $\frac{\text{支払済期間}}{1}$ と計算する。したがって、2人目の疾病については、医療扶助は要と決定される。

なお、前記の例において、保護の程度を決定するに際しては、最初の疾病の医療費については、18,000円 - (13,000円 - 8,000円) × $\frac{\text{支払済期間}}{1}$ を支出として認定するものとする。

(4) 保護の要否判定を行う際に算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス及び自立支援医療に要する費用は、概算障害福祉サービス所要額及び概算自立支援医療所要額によるものとし、次により算定すること。

ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額（個別減免等を受けている者については、個別減免等が適用された後における負担上限月額）と食費等実費負担月額（入所施設利用の場合に限る。補足給付等を受けている者については、補足給付等を適用した後における食費等実費負担月額。）の合計額を上限として算定した1か月あたりの平均負担額

イ 自立支援医療

自立支援医療の利用に係る負担上限月額と食費の実費負担額（入院の場合に限る。）を上限とした1か月あたりの平均負担額

(5) 保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。

なお、介護保険の被保険者については、アからキまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。

ア 居宅介護（イを除く。）

居宅介護支援計画に基づき、当該者の要介護状態区分に応じた介護保険の居宅介護サービス費等

区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

イ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護

当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

ウ 施設介護

当該者の要介護状

態区分に応じた1か月あたりの施設介護費用（食事の提供に要する費用を含む。）

エ 介護予防（オを除く。）

介護予防支援計画に基づき、当該者の要支援状態区分に応じた介護保険の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

オ 介護予防特定施設入居者生活

介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護予防当該者の要支援状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

カ 福祉用具購入及び介護予防福祉用具購入

介護扶助の対象となる福祉用具であって、当該者の心身の状況から必要となると判断されるものの購入費について、介護保険の居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額を12で除して得た額を上限として算定した1か月あたりの費用

キ 介護予防・日常生活支援介護予防ケアマネジメントに基づき、市町村の実施要綱等において定められた介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額を上限として算定した1箇月当たりの平均介護費用

問（第10の15） 居宅療養管理指導に係る居宅介護については、概算介護所要額をどのように算定すべきか。

答 原則として、申請日以降の利用に係る本人からの申し立てを基に、利用する予定の指定介護機関及び主治医の意見を確認し、必要と認められる場合には、必要な額を算定すべきである。

ただし、過去の利用実績等から利用の必要性を判断できる場合には、介護保険の1か月あたり上限回数を基に介護費用を算定し、主治医の意見を省略し

て差し支えない。

(6) 保護施設等の取扱い

ア 救護施設・更生施設及び宿所提供施設

救護施設、更生施設又は宿所提供施設に入所することを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、その者を被保護者と決定し又は被保護者とみなして、最低生活費認定額と保護施設事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を保護費及び保護施設事務費支出額として決定すること。

イ 救護施設及び更生施設の行う通所事業

救護施設及び更生施設が行う通所事業を利用する者に係る保護施設事務費支出額の決定は次により行うこと。

(7) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(4) (7)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、当分の間、その者を被保護者とみなして、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

また、前記に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額以下であるときは、当分の間、その者を被保護者とみなして、最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額と収入充当額との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

ウ 授産施設

授産施設を利用する者の生業扶助の決定は次により行なうこと。

(7) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額と保護施設事務費（家庭授産を利用する場合は、家庭授産の事務費の額）の合算額以下の場合、

その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (ア)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費（家庭授産を利用する場合であっても施設授産の事務費の額とする。）の2倍に相当する額を加えた額（以下「限度額」という。）以下であるときは、当該世帯の自立助長を考慮してその者を被保護者とみなし、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

また、現に授産施設を効果的に利用している者については、収入充当額が限度額をこえる場合であっても、当分の間、その者を被保護者とみなし、そのこえる額と当該月の保護施設事務費との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差しつかえないこと。

エ アからウの場合の保護施設事務費は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで月を単位として算定し、支出決定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の途中で入退所する者の保護施設事務費は、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割計算により算定すること。

オ アからウの場合において最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため保護施設事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで、月を単位として算定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の途中で入退所する者の本人支払額は、当該月の収入充当額に基づき算定すること。

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行なうこと。

ア 収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

イ 収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

ウ 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、原則として12分の1相当額をもって支給額の算定を行なうこととするが、これによることが適当でないと認められる場合は、イにより支給額の算定を行なうこと。

エ 賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行なうこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行なうこと。

オ アからエまでによることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

なお、保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月から及びその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。

（この場合、最低生活費の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）

問（第10の11） 局長通知第10の2の(8)では、最低

生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整して差しつかえないか。

答 次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行なって追加支給すること。

この場合、扶助費支給額の変更決定を行なうべき時点は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、次に掲げるところを基準とされたい。

1 予測し得ない事情の変化により、当該月の収入認定額よりも実際の収入額が著しく過少となり、かつ、当該月内において以後必要な追加収入額が得られないと認められる等、扶助費追加支給の必要があると認められる場合は、その事実を確認した日に直ちに所要の変更手続をとること。

2 収入額の変動があった場合であって1以外のときは、法第61条により被保護者から当該月の収入に変動があった旨の届出があった場合であって、当該月の実収入総額を確認したうえ次官通知第8の2に示す収入額の認定の原則並びに局長通知第8及び第10等に示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとること。

(9) 特定中国残留邦人等及びその者の特定配偶者等と同居している場合であって、特定中国残留邦人等及び特定配偶者等が支援給付を受給しない場合における保護の要否の判定は、まず、当該要保護世帯と当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等を同一世帯とみなした場合に算出される当該最低生活費の額と、収入充当額との対比により行うこと。

この場合、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等の収入充当額の算定については、支援給付の実施要領の定めるところにより行い、当該要保護世帯の収入充当額の算定については、本通知の定めるところにより行うこと。なお、要否の判定に当たり、

特定中国残留邦人等とその者の特定配偶者等の資産については考慮する必要がないものであること。

この判定の結果要となった場合には、さらに局長通知第7-2-(1)-サ~~ニ~~による当該要保護世帯の最低生活費と、当該要保護世帯の収入充当額との対比により保護の要否判定及び程度の決定を行うこと。この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の特定配偶者等の収入のうち支援給付の最低生活費を超える額については、収入として認定しないこと。

なお、要否の判定は保護の開始申請時のほか、年1回6月に行うこと。

3 保護の開始時期

◎ 第10

3 保護の開始時期

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。

なお、町村長経由の申請の場合には、町村長が申請書を受領した日、また管轄違いの申請があった場合には、最初の保護の実施機関が申請を受領した日を、それぞれ申請のあった日として取り扱うこと。

問(第10の2) 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

4 扶助費の再支給

◎ 第10

4 扶助費の再支給

前渡された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前渡保護金品等」という。)を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、そ

の世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

- (1) 災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合
- (2) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

問（第10の16） 扶助費の再支給を行うにあたり、留意すべき事項を示されたい。

答 次の点に留意すること。

1 盗難、強奪その他不可抗力の認定

(1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

(2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

2 調査及び指導等

(1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

(2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

3 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

4 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯

金を生活維持に充てさせること。

問（第10の3） 保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。

答 認めるべきではない。

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第34条参照。なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己を本人とする保護台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第75条）によるべきである。

5 保護の廃止

問（第10の12） 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1 保護を停止すべき場合

- (1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される時。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。

ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か前月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から3か前月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の廃止を行なうこと。

問（第10の12の2） 保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、必ず保護の廃止によらなければならないか。生活実態の把握が必要な場合等世帯の状況によっては停止することも可能か。

答 生活福祉資金の要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、当該貸付資金が貸付を利用しなければ要保護状態となる世帯を対象としていることから、貸付の利用が終了した後は生活保護の適用となる可能性が高い世帯であることを踏まえ、当該貸付資金の利用者については、保護の廃止ではなく、保護の停止を行なうこととしても差

しつかえない。

問（第10の12-3） 保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面（以下「辞退届」という。）が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。

答 被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。

ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目的を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導すること。

問（第10の19） 被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。

答 被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を廃止することはできないものである。

しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行なうこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。

また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その用途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第3の18により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第8の3の(3)のエに該当するものとして、当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

- 1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- 2 修学旅行
- 3 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）

第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

1 保護申請時における助言指導

㊦ 第11

1 保護申請時における助言指導

- (1) 要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行なうこと。
- (2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

問（第10の17） 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことのある者が再度借入をし、保護申請を行った場合、資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下してよろしいか。

答 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護

を受給し、その後に保護廃止となった者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を例えばギャンブルや借金返済等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金担保貸付を利用していることになる。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条）ものであることから、老後の基礎的な生活費等として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、これを先に述べたような用途に充てるために費消するような場合には、資産活用（月々の年金受給）を恣意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないと解されることになる。

したがって、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、

- ・ 当該申請者が急迫状況にあるかどうか
- ・ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

といった事情を勘案した上で、原則として、保護の実施機関は資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下して差し支えない。

なお、被保護者に対しては、生活保護受給中には年金担保貸付を受けることができないこと、年金担保貸付を受けている場合には生活保護を受けることができないことを周知しておかれない。

2 保護受給中における指導指示

㊦ 第11

2¹ 保護受給中における指導指示

- (1) 保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行なうほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこと。

ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労（そのた

めに必要な訓練等につくことを含む。)を可能とするに至ったとき。

イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。

ウ 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。

エ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能なとき。

オ 就労中であつた者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。

カ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。

キ 次官通知第8号の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行わないとき。

ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。

ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。

コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。

サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があつたとき。

シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。

ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。

(2) (1)のアからオまでによる指導指示を行うにあつては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあっせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行うものとする。

なお、被保護者の就労又は収入の増加を図るため

に必要があると認められるときは、生業扶助の適用等の措置について配慮すること。

(3) 指導指示を行なうにあつては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

(4) 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。

3 保護停止中における助言指導等

㊦ 第11

3 保護停止中における助言指導等

保護停止中の被保護者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助言指導を行なう等、所要の措置を講ずること。

4 検診命令

㊦ 第11

4 検診命令

(1) 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁(指定都市及び中核市にあつては市本庁とする。)の技術的な助言を求めること。

ア 保護の要否又は程度の決定にあつて稼働能力の有無につき疑いがあるとき。

イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護

者の病状に疑いがあるとき。

エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

オ 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行なうにつき、検診が必要と認められるとき。

キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

(2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行なう医師又は歯科医師は、要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

(3) 検診命令書の発行

(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうものとする。

この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされる旨伝えること。

(4) 検診書の検討および受理

検診を行なった医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればその検診を行なった医師または歯科医師に照会して(1)の各号の疑いを明らかにしたうえ、これを受理すること。

(5) 検診料の支払

検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料のほかに4,630円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては5,970円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(6) 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行なうこと。

問（第11の1） 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待される場合は、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと。

2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入

調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行なうことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行なった場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

問（第11の2） 要保護者が法第28条による検診命令に従わなかった場合の取扱いの基準を示されたい。

答 設問のような場合にはその必要があると認められるときは法第28条第5項により保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は、保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

なお、法第28条第5項により処分を行なう場合は、次によること。

1 保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。

2 保護の変更申請に伴い必要な検診である場合には当該変更申請を却下すること。

3 要保護者が検診を受けなかったため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しないこと。

4 2又は3によりがたい場合は保護を停止することとし、当該被保護者が検診を受け、かつ、その結果保護を要することが明らかになったとき、又は検診を受けさせる必要がなくなったときには停止を解除すること。

なお、保護を停止した後、再度検診命令を行ない、なおこの命令にも従わないときは、法第28条第5項により保護を廃止すること。

5 4にかかわらず、最近1年以内において当該検診命令違反のほか文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、又は停止によっては、当該要保護者をし

て検診命令に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止すること。

なお、4及び5に掲げる保護の変更、停止又は廃止は処分を行なうことを決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ期日を定めて検診命令を行なった場合にはその指定期日の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

第12 調査及び援助方針等

1 訪問調査

◎ 第12

1 訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

(1) 申請時等の訪問

保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。

(2) 訪問計画に基づく訪問

訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。

ア 家庭訪問

世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。

ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差しつかえない。

また、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログ

ラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

この個別支援プログラムを活用する場合にあって、次の要件をすべて満たす高齢者世帯については、その報告や連絡を2回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。なお、被保護者から相談の求めがあった場合等には必要に応じて訪問を行うこととし、常日頃から被保護者との信頼関係の構築に努めること。

(ア) 自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理等が行われており、日常生活に支障がない。

(イ) 配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている。

イ 入院入所者訪問

(ア) 入院している患者については、少なくとも1年に1回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その病状等を確認すること。

(イ) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、1年に1回以上訪問すること。

(3) 臨時訪問

次に掲げる場合については、臨時訪問を行うこと。

ア 申請により保護の変更を行う場合

イ 生業扶助により就労助成を行った場合

ウ 水道設備、電灯設備又は家屋補修に要する経費を認定した場合（事後確認）

エ 保護が停止されている場合

オ その他指導若しくは、助成又は調査の必要のある場合

問（第12の1） 実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。

答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護

の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、前記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

問（第12の2） 無料低額宿泊所に入所中の者に対し、訪問調査を行う場合、居宅の場合と同様、局長通知第12の1（2）に基づき、少なくとも1年に2回以上訪問するべきか。

答 お見込みのとおり。

なお、個々の援助方針に沿った支援等を行うことを目的として、「住宅手当緊急特別措置事業実施要領の一部改正について」（平成25年8月1日社援発0301第1号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する「住宅確保・就労支援員」等を活用して必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の訪問とみなすこととして差し支えない。

なおまた、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

問（第12の3） 局長通知第12の1の（2）のアにいう

「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等」の施設には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）以外にどのようなものがあるのか。

答 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び共同生活援助（障害者のグループホーム）であって、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と同程度の支援体制が整っている施設であること。

この判断に当たっては、次のすべての事項を満たしていることに留意された上で、毎年度体制状況の確認を行うこと。

1 夜勤職員が常駐している等、昼夜の時間帯を通じて支援体制が整っている。

2 当該施設の監督庁に意見を聴取し、当該施設が法令を遵守していることが確認できる。

3 医療機関等の関係機関との協力体制が整っている。

2 関係機関調査

㊦ 第12

2 関係機関調査

保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること。

3 課税調査

㊦ 第12

3 課税調査

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年6月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施すること。

4 援助方針

㊦ 第12

4 援助方針

(1) 援助方針の策定

訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。また、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めること。

(2) 援助方針の評価と見直し

被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこと。

援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年に1回以上行うこと。

5 関係機関との連携

㊦ 第12

5 関係機関との連携

被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、

障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。

第13 その他

1 国民年金保険料の取扱い

㊦ 第13

1 国民年金保険料の取扱い（別紙参照）

国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図られたい。

(1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第89条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものであること。

(2) 生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第90条の規定により、社会保険庁長官は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものとするができること。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行われるべきであるとされていること。なお、社会保険庁長官の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の2年2か月前の月~~直前~~~~の7月~~から当該申請のあった日の属する年の~~その~~翌年の6月までの期間において必要と認める期間である。

2 放送受信料

㊦ 第13

2 放送受信料

被保護者が受信機を設置して締結する受信契約については、日本放送協会受信料免除基準により、放送受信料は免除されるものであること。

なお、受信料免除申請書については、日本放送協会において用紙を印刷し、各放送局に配付することとされているので、もよりの放送局と連絡のうえこれを受領し、あらかじめ福祉事務所に備えておくこと。また受信料を免除されている者に係る保護の継続如何に関する連絡等について、日本放送協会の受信料免除に関する事務に協力すること。

3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

㊦ 第13

3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

- (1) 福祉年金受給権の裁定請求に必要な費用及び児童扶養手当受給資格の認定請求に必要な費用については、次官通知第8の3の(2)の(イ)によって、年金又は手当収入を得るために必要な経費として、その実際必要額を当該収入から控除するものであること。
- (2) 福祉年金（児童扶養手当）裁定（認定）請求に必要な添付書類で費用を伴うものは次に掲げる表の上欄のとおりであるが、これらは同表の下欄に記載するとおり処理することによってその費用を無料又は低額にすることができるのであるから、十分理解したうえで細部は関係機関に連絡し、手続に要する経費は最小限度に止めるとともに、手続が煩雑である等の理由により受給を期待しうる要保護者が裁定（認定）の申請を行なわないことのないよう指導すること。

関係を明らかにすることができる書類	ときは費用を要しない。
福祉年金診断書	次の施設を利用するときは、無料又は低額料金によることができる。 1 無料交付施設 (1) 身体障害者福祉法による身体障害者更生相談所及びその巡回相談 (2) 児童福祉法による障害児福祉施設 2 無料又は低額料金による交付施設 (1) 国立病院、国立療養所、社会保険関係病院、日本赤十字病院、社会福祉法人経営の無料又は低額診療施設 (2) 保健所のうち肢体不自由児療育指定保健所
児童扶養手当障害認定診断書	福祉年金診断書と同様であるが、次の2点に留意すること。 1 国民年金法による障害等級の1級に該当し、障害(福祉)年金を受けている者については省略できる。 2 知的障害者福祉法による知的障害者更生相談所及びその巡回相談においても無料で交付を受けることができる。

第14 施行期日等

(省略)

戸籍の謄抄本又は住民票の写し	戸籍又は住民票の記載事項に関する証明書をもって代えた場合は費用を要しない。
受給権者(受給資格者)配偶者又は扶養義務者の所得証明書	裁定(認定)請求書を提出しようとする市町村長から福祉年金所得状況届(児童扶養手当所得状況届)に審査した旨の記載を受けることによって省略することができるが、この場合は費用を要しない。また、他の市町村長から同様の記載を受ける場合においても費用を免除されることがある。
母子福祉年金又は準母子福祉年金において夫等の死亡日を明らかにすることができる書類、夫等の死亡の当時にける夫、受給権者及び子等の相互の身分関係を明らかにする書類等	戸籍若しくは除籍の抄本又は住民票の写しを必要とするときは上記による。また死亡した夫との関係が内縁関係であったため戸籍抄本等を添えることができないときは、医師、民生委員、社会福祉主事等の証明書で差しつかえなく、したがって費用を要しない。
児童扶養手当において身分関係又は生計	戸籍の謄抄本又は住民票の写しを必要とするときは前記による。また、民生委員、社会福祉主事等の証明書による

**5 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日
厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）
【改正案】**

新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>第1 世帯の認定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 高校・大学等における就学</p> <p>義務教育たる小学校、<u>義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）</u>又は中学校、<u>義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限り、）若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）</u>における就学については、その親権者に子どもを就学させる義務を負わせるとともに（教育基本法第5条）、学齢児の就業を原則として禁止している（労働基準法第56条）。また、授業料は徴収しないなど（教育基本法第5条）経済的保障も行っており、生活保護法もこのような配慮から義務教育を最低生活の内容としてとらえ教育扶助を制度化しているのである。</p> <p>略</p>	<p>第1 世帯の認定</p> <p>1～2 略</p> <p>3 高校・大学等における就学</p> <p>義務教育たる小学校及び中学校における就学については、その親権者に子どもを就学させる義務を負わせるとともに（教育基本法第5条）、学齢児の就業を原則として禁止している（労働基準法第56条）。また、授業料は徴収しないなど（教育基本法第5条）経済的保障も行っており、生活保護法もこのような配慮から義務教育を最低生活の内容としてとらえ教育扶助を制度化しているのである。</p> <p>略</p>
<p>第2 略</p>	<p>第2 略</p>
<p>第3 資産の活用</p> <p>問3-21〔特定中国残留邦人等世帯と同居している場合の自動車の使用〕</p> <p>被保護者が、自動車を保有している特定中国残留邦人等と同居している場合、その自動車を使用することは認められるか。</p> <p>（答）特定中国残留邦人等世帯に対する支援給付制度においては、生活用品としての自動車保有を認めているところであるが、これは「<u>自動車が当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等の生活維持のために使われてい</u></p>	<p>第3 資産の活用</p> <p>問3-21〔特定中国残留邦人等世帯と同居している場合の自動車の使用〕</p> <p>被保護者が、自動車を保有している特定中国残留邦人等と同居している場合、その自動車を使用することは認められるか。</p> <p>（答）特定中国残留邦人等世帯に対する支援給付制度においては、生活用品としての自動車保有を認めているところであるが、これは「<u>自動車が当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の生活維持のために使われて</u></p>

るものであること」等を要件としている。したがって、特定中国残留邦人等名義の自動車を同居の被保護者が自己のために使用することは認められない。

しかしながら、この趣旨は生活保護を受給中の同居の2世等が自動車を運転することを全面的に禁じるものではない。例えば、やむを得ない事情により特定中国残留邦人等又は特定配偶者等の通院時の送迎に2世等が運転する場合など、特定中国残留邦人等の生活維持のために限定的に使用することは認めて差し支えないものである。この場合、残留邦人支援給付の担当者とも十分連携を図り、被保護者への保険の適用など必要な指導援助を行うことが必要である。

問3-25-4〔資産の申告の確認方法〕

資産の申告は書面で行い、挙証資料がある場合には、その提出を求めることとなっているが、課第3の13による保護受給中における資産の申告の場合、挙証資料の徴取を省略してよいか。

(答) 当該世帯が当該月に受給する保護費及び年金手当等収入の合算額を除いた預貯金等の額が1か月の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)以内の預貯金等の場合は、挙証資料を目視で確認するとともに、その使用目的を十分に聴取し、ケース記録に書き留める等の確認を行うことをもって資料の徴取とすることで差し支えない。

なお、資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うことに留意することはいうまでもない。

第4 略

いるものであること」等を要件としている。したがって、特定中国残留邦人等名義の自動車を同居の被保護者が自己のために使用することは認められない。

しかしながら、この趣旨は生活保護を受給中の同居の2世等が自動車を運転することを全面的に禁じるものではない。例えば、やむを得ない事情により特定中国残留邦人等又はその者の配偶者の通院時の送迎に2世等が運転する場合など、特定中国残留邦人等の生活維持のために限定的に使用することは認めて差し支えないものである。この場合、残留邦人支援給付の担当者とも十分連携を図り、被保護者への保険の適用など必要な指導援助を行うことが必要である。

(新設)

第4 略

第5 扶養義務の取扱い

問5-1〔扶養義務履行が期待できない者の判断基準〕

課第5の2にある「実施機関がこれらと同様と認める者」及び「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者」というのは、具体的にどのような者を指すのか。

(答) 略

第6 略

第7 最低生活費の認定

問7-3〔緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)の基準生活費〕

緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)の対象となる受講者に対する最低生活費の計上は如何にすべきか。

(答) 緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)は、様々な要因により、働く自信をなくした若者に対して、合宿形式による集団生活の中での労働体験等を通じて、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導くことを目的とした事業であり、受講期間は3か月(最長6か月)を原則としていることから、局第1の1の(6)により、受講後も出身世帯と同一世帯として認定することになる。

この場合、基準生活費については、出かせぎ等の取り扱い同様に、局第7の2の(1)オにより、他の世帯員とは別に受講する日から終了日までの居宅基準生活費を計上する(食

第5 扶養義務の取扱い

問5-1〔扶養義務履行が期待できない者の判断基準〕

課第5の2の答にある「実施機関がこれらと同様と認める者」及び「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者」というのは、具体的にどのような者を指すのか。

(答) 略

第6 略

第7 最低生活費の認定

問7-3〔緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)の基準生活費〕

緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)の対象となる受講者に対する最低生活費の計上は如何にすべきか。

(答) 緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型(合宿型自立支援プログラム)は、様々な要因により、働く自信をなくした若者に対して、合宿形式による集団生活の中での労働体験等を通じて、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導くことを目的とした事業であり、受講期間は3か月(最長6か月)を原則としていることから、局第1の1の(6)により、受講後も出身世帯と同一世帯として認定することになる。

この場合、基準生活費については、出かせぎ等の取り扱い同様に、局第7の2の(1)エにより、他の世帯員とは別に受講する日から終了日までの居宅基準生活費を計上する(食

費、居住費等の利用者負担費用は、生活扶助により対応)。なお、受講者の生活扶助基準は、合宿所所在地の級地基準によることに留意されたい。

略

問7-60〔入学準備金の一括支給〕

小学校等又は中学校等に入学する児童、生徒に対する入学準備金の支給に当たっては、保護変更申請書を徴することなく職権変更により支給することとして差し支えないか。

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問7-61〔外国から帰国した児童等に係る入学準備金の取扱い〕

次の場合は、それが学年中途又は第2学年以上への編入であっても、転入の準備のために費用が必要な場合は、入学準備金を支給して差し支えないか。

- (1) 外国から帰国した児童が初めて小学校等又は中学校等に就学する場合
- (2) 民族学校に就学していた児童が公立の小学校等又は中学校等に転入する場合

(答) いずれの場合も支給して差し支えない。

問7-68〔2世帯以上で共同水道を設置する場合〕

水道(井戸)設備費の取扱いに当たり、隣接する2世帯以上が共同水道(井戸)を設置しようとする場合、その設備費は共同水道(井戸)1基につき第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準

費、居住費等の利用者負担費用は、生活扶助により対応)。なお、受講者の生活扶助基準は、合宿所所在地の級地基準によることに留意されたい。

略

問7-60〔入学準備金の一括支給〕

小・中学校に入学する児童、生徒に対する入学準備金の支給に当たっては、保護変更申請書を徴することなく職権変更により支給することとして差し支えないか。

(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問7-61〔外国から帰国した児童等に係る入学準備金の取扱い〕

次の場合は、それが学年中途又は第2学年以上への編入であっても、転入の準備のために費用が必要な場合は、入学準備金を支給して差し支えないか。

- (1) 外国から帰国した児童が初めて小学校又は中学校に就学する場合
- (2) 民族学校に就学していた児童が公立の小学校又は中学校に転入する場合

(答) いずれの場合も支給して差し支えない。

問7-68〔2世帯以上で共同水道を設置する場合〕

水道(井戸)設備費の取扱いに当たり、隣接する2世帯以上が共同水道(井戸)を設置しようとする場合、その設備費は共同水道(井戸)1基につき第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準

の設定が認められるものであると解すべきか。

(答) 共同水道を新設する場合であって、当該水道を利用する被保護世帯が水道の設備費を負担しなければならないときは、その世帯につき局第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定をしても差し支えないものである。したがって、2以上の被保護世帯が同一共同水道を利用する場合であってもそれぞれの世帯について局第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定は認められるものである。

2 教育費

<教育扶助の範囲>

教育扶助の対象となるのは、義務教育である小学校等及び中学校等に限定される。憲法第26条第2項により就学が義務づけられていることに関連して最低生活の内容として義務教育への就学を保障しようとするものである。

略

問7-82〔通学に伴う付添交通費〕

小学校等又は中学校等に通学する児童又は生徒が負傷、疾病、障害、精神的理由等により付添を要する場合の付添交通費の支給に当たっては、被保護者からの申立てのみで取り扱ってよいか。

(答) 略

問7-91〔国立学校等への就学の可否及び教育扶助の範囲〕

次に掲げる学校への就学は認められるか。

1 国立の小学校等又は中学校等

の設定が認められるものであると解すべきか。

(答) 共同水道を新設する場合であって、当該水道を利用する被保護世帯が水道の設備費を負担しなければならないときは、その世帯につき局第7の2の(9)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定をしても差し支えないものである。したがって、2以上の被保護世帯が同一共同水道を利用する場合であってもそれぞれの世帯について局第7の2の(10)のイの(ア)に定める額の範囲内で特別基準の設定は認められるものである。

2 教育費

<教育扶助の範囲>

教育扶助の対象となるのは、義務教育である小学校、中学校に限定される。憲法第26条第2項により就学が義務づけられていることに関連して最低生活の内容として義務教育への就学を保障しようとするものである。

略

問7-82〔通学に伴う付添交通費〕

小学校又は中学校に通学する児童又は生徒が負傷、疾病、障害、精神的理由等により付添を要する場合の付添交通費の支給に当たっては、被保護者からの申立てのみで取り扱ってよいか。

(答) 略

問7-91〔国立学校等への就学の可否及び教育扶助の範囲〕

次に掲げる学校への就学は認められるか。

1 国立の小・中学校

2 私立の小学校等又は中学校等

3 公立の中等教育学校の前期課程

(答) 1 国立学校については、就学することが将来の自立に有効であると認められる場合は就学を認めて差し支えない。

なお、教育扶助の範囲は、教育扶助基準額、学習支援費、学校給食費、教材代(学校給食費及び教材代にあっては児童の属する世帯の居住地を校区とする公立小学校等及び中学校等の基準を限度とする)及び通学のための交通費とする。

2 私立学校については、原則として就学は認められない。したがって、現に私立学校に就学している児童が属する世帯から保護の申請があった場合は、公立学校への転校を指導されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合は引き続き就学を認めて差し支えない。

(1) 特待生制度(同様の制度であって名称の異なるものを含む)や経済的な理由による減免措置を講じている学校において、これらの制度を活用することにより授業料等が全額免除される場合であって、引き続き就学することが将来の自立に有効であると認められる場合。

(2) 年度途中等で転校が困難な場合(当該年度中に限る。)

なお、この場合の教育扶助の範囲は、教育扶助基準額、学習支援費、学校給食費及び教材代(学校給食費及び教材代にあっては児童の属する世帯の居住地を校区とする公立小学校等及び中学校等の基準を限度とする)である。

2 私立の小・中学校

3 公立の中等教育学校の前期課程

(答) 1 国立学校については、就学することが将来の自立に有効であると認められる場合は就学を認めて差しつかえない。

なお、教育扶助の範囲は、教育扶助基準額、学習支援費、学校給食費、教材代(学校給食費及び教材代にあっては児童の属する世帯の居住地を校区とする公立小中学校の基準を限度とする)及び通学のための交通費とする。

2 私立学校については、原則として就学は認められない。したがって、現に私立学校に就学している児童が属する世帯から保護の申請があった場合は、公立学校への転校を指導されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合は引き続き就学を認めて差しつかえない。

(1) 特待生制度(同様の制度であって名称の異なるものを含む)や経済的な理由による減免措置を講じている学校において、これらの制度を活用することにより授業料等が全額免除される場合であって、引き続き就学することが将来の自立に有効であると認められる場合。

(2) 年度途中等で転校が困難な場合(当該年度中に限る。)

なお、この場合の教育扶助の範囲は、教育扶助基準額、学習支援費、学校給食費及び教材代(学校給食費及び教材代にあっては児童の属する世帯の居住地を校区とする公立小中学校の基準を限度とする)である。

3 略

3 住宅費

問7-105-3〔法定施設への入居に必要な敷金等の支給について〕

課第7の間30の答16にいう「法定施設に入居する場合であって、やむを得ない場合」とはどういう場合か。

(答) 居宅にて生活していた者の状態が変動し、施設での介護が必要となった場合や、無料低額宿泊施設及び法的位置づけのない施設において、処遇が著しく不適切である場合等、本人の状況に照らし、他の法定施設へ転所することが適切であると実施機関において判断された場合が考えられる。

この判断をするに当たり、転所先の法定施設が管外に所在し、移管を伴う場合は、当該施設所在地を管轄する保護の実施機関と十分な連携を図ることに留意すること。

略

問7-105-4〔高齢者における設備構造が居住に適さないと認められる場合〕

課第7の間30の答11にいう、高齢者における「設備構造が居住に適さないと認められる場合」とはどういう場合か。

(答) 共用部分に手すりやエレベーターがない場合であって、被保護者の日常生活能力では階段の上り下り等に転倒による事故の恐れが認められる場合などが考えられる。

この判断に当たっては、当該被保護者の要介護状態、主治医、ケアマネジャー等の関係者の意見、住宅改修の活用等の他法他施策の活用状況等を踏まえて、生活状況を総合的に勘案して判断すること。

3 略

3 住宅費

問7-105-3〔法定施設への入居に必要な敷金等の支給について〕

課第7の間30の答16にいう「法定施設に入居する場合であって、やむを得ない場合」とはどういう場合か。

(答) 居宅にて生活していた者の状態が変動し、施設での介護が必要となった場合や、無料低額宿泊施設及び法的位置づけのない施設において、処遇が著しく不適切である場合等、本人の状況に照らし、他の法定施設へ転所することが適切であると実施機関において判断された場合が考えられる。

略

(新設)

4 略

5 生業費

(1)～(2) 略

(3) 高等学校等就学費

現在、一般世帯における高校進学率は97.3%（平成15年度）に達している状況であり、また、平成16年3月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられる（後略）」との判断がなされた。

さらに、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成16年12月）においても、「高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。」としたうえで、「生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」とされた。

こうしたことを総合的に勘案した上で、被保護世帯の自立支援という観点から、高校就学費用を生活保護制度において制度化したところであり、具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付内容とし、その給付水準は高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年

4 略

5 生業費

(1)～(2) 略

(3) 高等学校等就学費

現在、一般世帯における高校進学率は97.3%（平成15年度）に達している状況であり、また、平成16年3月の福岡市学資保険訴訟最高裁判決においては、「近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられる（後略）」との判断がなされた。

さらに、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成16年12月）においても、「高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。」としたうえで、「生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」とされた。

こうしたことを総合的に勘案した上で、被保護世帯の自立支援という観点から、高校就学費用を生活保護制度において制度化したところであり、具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付内容とし、その給付水準は高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年

法律第 18 号) に定める額を目安に設定することとしている。

なお、義務教育である小学校等及び中学校等の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、高校就学費用は自立支援の観点から給付されるものであるため、生業扶助によって行うこととしている。また、授業料、入学金等に関しては、各自治体において実施される減免措置が講じられている場合、生活保護による給付は行わない取扱いとされている。

問 7 - 150 [高等学校等就学費の要否判定上の取扱い]

高等学校等就学費については、保護開始時の要否判定の費目に含まれないものとしてよろしいか。

(答) 高等学校等就学費については、義務教育である小学校等及び中学校等の就学費用が「最低限度の生活の需要」として教育扶助によって給付されるものとは異なり、生活保護を受給する有子世帯の自立を助長する観点から行われるものであり、生業扶助によって給付を行うこととしているところである。

略

6 略

第 8 ~ 10 略

第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

問 11 - 21 [労働能力と検診命令]

被保護世帯に、1 年前に転入してきた成年男子がいる。転入と同時に被保護者とし

法律第 18 号) に定める額を目安に設定することとしている。

なお、義務教育である小・中学校の就学費用が教育扶助によって給付されるのとは異なり、高校就学費用は自立支援の観点から給付されるものであるため、生業扶助によって行うこととしている。また、授業料、入学金等に関しては、各自治体において実施される減免措置が講じられている場合、生活保護による給付は行わない取扱いとされている。

問 7 - 150 [高等学校等就学費の要否判定上の取扱い]

高等学校等就学費については、保護開始時の要否判定の費目に含まれないものとしてよろしいか。

(答) 高等学校等就学費については、義務教育である小・中学校の就学費用が「最低限度の生活の需要」として教育扶助によって給付されるものとは異なり、生活保護を受給する有子世帯の自立を助長する観点から行われるものであり、生業扶助によって給付を行うこととしているところである。

略

6 略

第 8 ~ 10 略

第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

問 11 - 21 [労働能力と検診命令]

被保護世帯に、1 年前に転入してきた成年男子がいる。転入と同時に被保護者とし

て同一世帯内で保護を適用し、今日に至っているが、身体も頑健のように見受けられ通常の労働に耐えられると認められたので就労を指導したところ、2か月程前の医師の診断書を呈示し、自分は病弱であるから適当な職がないと申し立てて就労しようとしな。医師の診断書には、胃弱で適度の休養を要するとあるのみで、本人は2か月前のこの時を除きこの1年間医師の治療を受けたようにも思われな。医療扶助を適用したこともない。毎日遊んでばかりで、近隣からも非難の声があがっている状況であるが、このような場合どのように措置したらよいか。

(答) 局第11の4に定めるところにより本人に対して法第28条第1項の規定に基づく検診命令を発し、嘱託医、公的医療機関その他保護の実施機関が適当と認めて指定した医師の検診を受けさせ、その結果によって措置すべきである。検診を拒否した場合は同条第5項の規定により保護の停止又は廃止処分を行う。この際はいわゆる聴聞は必要としない。検診の結果就労可能である場合には、本人に対し就労の指導を行い、必要な場合には公共職業安定所等の協力を得て適当な職場をあっせんしてもら。適当と認められる職場があるにもかかわらず保護の実施機関の指導に従おうとしないときは、就労につき文書で指示し、なおかつこれに従わないときは法第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止を行うことになる。この場合には同条第4項の規定により聴聞を行わなければならないので、留意すること。

第12 調査及び援助方針等

問12-3〔認知症対応型共同生活介護(グ

て同一世帯内で保護を適用し、今日に至っているが、身体も頑健のように見受けられ通常の労働に耐えられると認められたので就労を指導したところ、2か月程前の医師の診断書を呈示し、自分は病弱であるから適当な職がないと申し立てて就労しようとしな。医師の診断書には、胃弱で適度の休養を要するとあるのみで、本人は2か月前のこの時を除きこの1年間医師の治療を受けたようにも思われな。医療扶助を適用したこともない。毎日遊んでばかりで、近隣からも非難の声があがっている状況であるが、このような場合どのように措置したらよいか。

(答) 局第11の4に定めるところにより本人に対して法第28条第1項の規定に基づく検診命令を発し、嘱託医、公的医療機関その他保護の実施機関が適当と認めて指定した医師の検診を受けさせ、その結果によって措置すべきである。検診を拒否した場合は同条第4項の規定により保護の停止又は廃止処分を行う。この際はいわゆる聴聞は必要としない。検診の結果就労可能である場合には、本人に対し就労の指導を行い、必要な場合には公共職業安定所等の協力を得て適当な職場をあっせんしてもら。適当と認められる職場があるにもかかわらず保護の実施機関の指導に従おうとしないときは、就労につき文書で指示し、なおかつこれに従わないときは法第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止を行うことになる。この場合には同条第4項の規定により聴聞を行わなければならないので、留意すること。

第12 調査及び援助方針等

問12-3〔認知症対応型共同生活介護(グ

ループホーム)等を利用する世帯に対する家庭訪問について]

局第12の1の(2)のアにおいて、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等への訪問を1年に1回以上とする場合として、「施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている」としているが、具体的にどのような場合か。

(答) 略

第13 その他

問13-2 [扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例]

次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。(a)～(e) 略

(答) 1 扶助費追加支給の限度

(a)の場合どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追給の措置をとるべきかが問題となる。本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。

2 扶助費戻入決定の遡及の限度

ループホーム)を利用する世帯に対する家庭訪問について]

局第12の1の(2)のアにおいて、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)への訪問を1年に1回以上とする場合として、「施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている」としているが、具体的にどのような場合か。

(答) 略

第13 その他

問13-2 [扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例]

次に示す場合について、扶助費の戻入、返還等の取扱いを教示されたい。(a)～(e) 略

(答) 1 扶助費追加支給の限度

(a)の場合どの範囲まで最低生活費の認定を事後変更していわゆる追給の措置をとるべきかが問題となる。本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は2か月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に60日間とされているところからも支持される考えであるが、2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。

2 扶助費戻入決定の遡及の限度

(b)の場合、(a)と逆に、扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要があるわけであるが、この場合も遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきである。行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。

この場合、不正受給が明らかとなった場合の取扱いに留意する必要があるほか、生活保護法においては、次のような特例がある。

すなわち、遡及変更に基づき返還すべき扶助費の額であっても、法第 80 条の規定に基づき返還を免除することができるわけである。既に決定支給した扶助費の額を減額変更して扶助費を返還させる場合、財務処理上は「戻入」という手続がとられるが、法第 80 条はそのような戻入すべき額の免除を定めたものである。

なお、法第 80 条は、保護廃止、停止、変更に伴う保護金品の返還命令自体の根拠となる規定ではない（保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法第 703 条に示されたところによっている。）。

3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い

(c)及び(d)の場合、それぞれ(a)及び(b)と同様である。

すなわち、収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべきである。

この場合の保護費支給額の事後調整の方法については、(c)のような場合で追加支給を要するときは、課第 10 の 11 にあるように収入充当額の認定を遡及変更して保護費の追加支給を行う。また、(d)のような場合で、

(b)の場合、(a)と逆に、扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要があるわけであるが、この場合も遡及変更の限度は2か月程度と考えるべきである。行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても既に行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。

この場合、不正受給が明らかとなった場合の取扱いに留意する必要があるほか、生活保護法においては、次のような特例がある。

すなわち、遡及変更に基づき返還すべき扶助費の額であっても、法第 80 条の規定に基づき返還を免除することができるわけである。既に決定支給した扶助費の額を減額変更して扶助費を返還させる場合、財務処理上は「戻入」という手続がとられるが、法第 80 条はそのような戻入すべき額の免除を定めたものである。

なお、法第 80 条は、保護廃止、停止、変更に伴う保護金品の返還命令自体の根拠となる規定ではない（保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法第 703 条に示されたところによっている。）。

3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い

(c)及び(d)の場合、それぞれ(a)及び(b)と同様である。

すなわち、収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は2か月程度と解すべきである。

この場合の保護費支給額の事後調整の方法については、(c)のような場合で追加支給を要するときは、課第 10 の 11 にあるように収入充当額の認定を遡及変更して保護費の追加支給を行う。また、(d)のような場合で、

既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10の2の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。

この取扱いは、遡及変更が3か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。

すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。

イ 確認月からその前々月までの分であっても法第80条を適用すべき事情があるときは、この取扱いは認められないこと。

なお、収入の増加が事後になって明らかとなった場合（(d)のケース）も、(b)について述べたと同様、戻入、法第63条による返還、法第80条の適用が考えられる。

ただ、収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法第80条の適用は安易に考えるべきではない。発見月、その前月又は前々月の収入増減（賞与、期末手当等による）については、局第10の2の(7)のエの規定により相当の範囲まで事後調整ができるものとして取り扱うべきであろう。（このことは臨時的な収入について6か月間の分割認定が認められていることとの均衡から

既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10の2の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。

この取扱いは、遡及変更が2か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。

すなわち、戻入として処理すべき金額を当該世帯の資力として認定するという考え方に基づくものであるが、次の点に留意する必要がある。

ア この取扱いが認められるのは、確認月及びその前月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。

イ 確認月及びその前月までの分であっても法第80条を適用すべき事情があるときは、この取扱いは認められないこと。

なお、収入の増加が事後になって明らかとなった場合（(d)のケース）も、(b)について述べたと同様、戻入、法第63条による返還、法第80条の適用が考えられる。

ただ、収入の増について、届出義務との関連もあり、例えば、法第80条の適用は安易に考えるべきではない。発見月又はその前月の収入増減（賞与、期末手当等による）については、局第10の2の(7)のエの規定により相当の範囲まで事後調整ができるものとして取り扱うべきであろう。（このことは臨時的な収入について6か月間の分割認定が認められていることとの均衡からも理解さ

も理解されよう。)

4 扶助決定の取消

(e)の場合、扶助費の決定処分を取消して戻入決定すべきであろう。(事情によっては法第80条の適用も可能ではある。)

事実上は、(e)のような場合でも、保護の廃止又は変更の決定が行われているが、理論的には保護の廃止、変更と保護に関する処分の取消しとは区別されるものである。

問13-4 [戻入又は返還の適用]

扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合、発見月からその前々月の分の処理は必ず戻入の決定又は局第10の2の(8)によらなければならないか。

(答) 発見月からその前々月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない。

問13-6 [費用返還と資力の発生時点]

次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。(1)～(6)略

(答) (1)略

(2) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第909条)とされている。

したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給され

れよう。)

4 扶助決定の取消

(e)の場合、扶助費の決定処分を取消して戻入決定すべきであろう。(事情によっては法第80条の適用も可能ではある。)

事実上は、(e)のような場合でも、保護の廃止又は変更の決定が行われているが、理論的には保護の廃止、変更と保護に関する処分の取消しとは区別されるものである。

問13-4 [戻入又は返還の適用]

扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合、発見月及びその前月の分の処理は必ず戻入の決定又は局第10の2の(8)によらなければならないか。

(答) 発見月及びその前月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない。

問13-6 [費用返還と資力の発生時点]

次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。(1)～(6)略

(答) (1)略

(2) 相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法第882条、第896条)とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法第907条)とされている。

したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給され

た保護費について返還請求の対象とすることとなる。

(3)～(6)略

略

問13-35〔外国人からの不服申立〕

生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱い如何。

(答) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に規定する処分とは、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい、公権力の行使に当たる事実行為で継続的性質を有するものを含むものとされている。

よって、生活保護法による法に基づく保護ではなく、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、予算措置として行われる外国人に対する保護等に関する決定は、行政不服審査法上の処分に該当しないため、当該決定に対する不服申立てについては、処分性を欠くことを理由とした却下裁決をされたい。

また、予算措置として行われる外国人に対する保護等に関する決定に際しては、行政不服審査法第57条第1項の規定の趣旨から、不服申立てをすることができる旨等の教示をしてはならない。

略

問13-40〔法第78条による費用徴収決定処分における審査請求の裁決に係る教示について〕

市町村長が行った法第78条による費用

た保護費について返還請求の対象とすることとなる。

(3)～(6)略

略

問13-35〔外国人からの不服申立〕

生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱い如何。

(答) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に規定する処分とは、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい、公権力の行使に当たる事実行為で継続的性質を有するものを含むものとされている。

よって、生活保護法による法に基づく保護ではなく、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、予算措置として行われる外国人に対する保護等に関する決定は、行政不服審査法上の処分に該当しないため、当該決定に対する不服申立てについては、処分性を欠くことを理由とした却下裁決をされたい。

また、予算措置として行われる外国人に対する保護に関する決定に際しては、行政不服審査法第57条第1項の規定の趣旨から、不服申立てをすることができる旨等の教示をしてはならない。

略

問13-40〔法第78条による費用徴収決定処分における審査請求の裁決に係る教示について〕

市町村長が行った法第78条による費用

徴収決定処分における審査請求の裁決にあたり、厚生労働大臣に対して再審査請求できる旨の教示をしてよいか。

(答) 生活保護に係る不服申立てについては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)、及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びに生活保護法(昭和25年法律第144号)において、審査庁並びに再審査庁を規定しているところである。

法第78条による費用徴収決定処分については、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第66条の適用はなく、行政不服審査法第6条第2項の規定に該当する場合にのみすることができるものである。

したがって、市町村長が処分庁として、法第78条による費用徴収決定処分を行った場合については、行政不服審査法第6条第2項に該当せず、また、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

徴収決定処分における審査請求の裁決にあたり、厚生労働大臣に対して再審査請求できる旨の教示をしてよいか。

(答) 生活保護に係る不服申立てについては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)、及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びに生活保護法(昭和25年法律第144号)において、審査庁並びに再審査庁を規定しているところである。

法第78条による費用徴収決定処分については、保護の決定及び実施に関する事務に該当しないことから、法第66条の適用はなく、行政不服審査法第8条第1項第2号の規定に該当する場合にのみすることができるものである。

したがって、市町村長が処分庁として、法第78条による費用徴収決定処分を行った場合については、行政不服審査法第8条第1項第2号に該当せず、また、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

新 旧 対 照 表

改正後	現 行
<p>第1 医療扶助運営方針</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療扶助運営体制</p> <p>(略)</p> <p>3 町村関係</p> <p>法第19条第7項には「<u>町村長は、保護の実施機関</u>又は福祉事務所の長が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行うものとする。……（以下略）」と規定し、福祉事務所を設置しない町村に対して協力義務を課している。このことは町村長が管内住民の福祉について第一義的に責任を有するものであり、また、<u>保護の実施機関</u>の側からしても町村長の協力を得て初めて本法の円滑な実施運営を期することができるからにほかならない。</p> <p>福祉事務所を設置しない町村の医療扶助関係事務は次のとおりである。</p> <p>ア 保護変更申請書（傷病届）、各給付要否意見書等の受払簿の作成、整備及び保存</p> <p>イ 各給付要否意見書等及び診療依頼書（入院外）の交付</p> <p>ウ 応急医療扶助の実施</p> <p>エ その他医療扶助の実施に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(問53)〔手術時における多量のサラシ〕</p> <p>膀胱手術を受けた被保護者が、その患部を覆うため多量のサラシを必要とする場合、そのサラシ</p>	<p>第1 医療扶助運営方針</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療扶助運営体制</p> <p>(略)</p> <p>3 町村関係</p> <p>法第19条第7項には「<u>町村長は</u>保護の実施機関又は福祉事務所の長が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行うものとする。……（以下略）」と規定し、福祉事務所を設置しない町村に対して協力義務を課している。このことは町村長が管内住民の福祉について第一義的に責任を有するものであり、また、<u>保護の実施機関</u>の側からしても町村長の協力を得て初めて本法の円滑な実施運営を期することができるからにほかならない。</p> <p>福祉事務所を設置しない町村の医療扶助関係事務は次のとおりである。</p> <p>ア 保護変更申請書（傷病届）、各給付要否意見書等の受払簿の作成、整備及び保存</p> <p>イ 各給付要否意見書等及び診療依頼書（入院外）の交付</p> <p>ウ 応急医療扶助の実施</p> <p>エ その他医療扶助の実施に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(問53)〔手術時における多量のサラシ〕</p> <p>膀胱手術を受けた被保護者が、その患部を覆うため多量のサラシを必要とする場合、そのサラシ</p>

については医療扶助の治療材料として認められるか。

(答) 手術に際して通常必要とされている衛生材料は、診療報酬の所定点数中に含まれることとなっているため医療扶助の治療材料として支給することは認められない。

なお、処置及び手術に際して使用した薬剤並びに特定の治療材料（その範囲は「特定保険医療材料及びその材料価格」（平成20年3月5日厚生労働省告示第61号）の別表に定められている）を使用した場合は、処置及び手術の点数にその費用を加算することができることとなっている。

(略)

(問68)〔医療費貸付金との関係〕

保護開始申請者に対する生活福祉資金（福祉費）活用の指導は、どのようにしたらよいか。例えば、必ず福祉費の貸付申請をさせ、その却下を待って医療扶助を適用する取扱いは行きすぎか。

(答) 生活福祉資金（福祉費）は、低所得者が医療費を負担できないために治療を遅らせ、その結果病状を悪化させ、ひいては被保護階層に転落するようになることを防止する趣旨によるものであり、被保護者は貸付対象から除外されている。

したがって、一般に貸付申請を要件として保護の要否を決定することは適当でない。

なお、保護を要するほどに生活に困窮していないとして保護の申請を却下したときは、一般的にはこの貸付資金の貸付要件を具備する場合が少なくないので、このような場合にこそ、この制度の活用について積極的に配慮すべきである。

については医療扶助の治療材料として認められるか。

(答) 手術に際して通常必要とされている衛生材料は、診療報酬の所定点数中に含まれることとなっているため医療扶助の治療材料として支給することは認められない。

なお、処置及び手術に際して使用した薬剤並びに特定の治療材料（その範囲は「特定保険医療材料及びその材料価格」（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）の別表に定められている）を使用した場合は、処置及び手術の点数にその費用を加算することができることとなっている。

(略)

(問68)〔医療費貸付金との関係〕

保護開始申請者に対する生活福祉資金（療養費）活用の指導は、どのようにしたらよいか。例えば、必ず療養費の貸付申請をさせ、その却下を待って医療扶助を適用する取扱いは行きすぎか。

(答) 生活福祉資金（療養費）は、低所得者が医療費を負担できないために治療を遅らせ、その結果病状を悪化させ、ひいては被保護階層に転落するようになることを防止する趣旨によるものであり、被保護者は貸付対象から除外されている。

したがって、一般に貸付申請を要件として保護の要否を決定することは適当でない。

なお、保護を要するほどに生活に困窮していないとして保護の申請を却下したときは、一般的にはこの貸付資金の貸付要件を具備する場合が少なくないので、このような場合にこそ、この制度の活用について積極的に配慮すべきである。

(問 6 9)〔障害者総合支援法第5条第22項に規定する自立支援医療のうち精神通院医療との関係〕

「自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号障害保健福祉部長通知）」別紙4によれば自立支援医療（精神通院医療）の対象となる医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療とすることとあるが「精神障害に起因して生じた病態」とは具体的にいかなるものか。また往診による医療は、精神通院医療の範囲に含まれるか。

(答) 精神障害に起因して生じた病態とは、精神障害の症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態である。なお、精神障害に起因するか否かの判断は、症例ごとに医学的見地から行われるべきものではあるが、一般的に感染症（慢性のもの）、新生物、アレルギー（薬剤副作用によるものを除く）、筋骨格系の疾患については、精神障害に起因するものとは考え難い。また、後段の往診による医療も、往診料を含め公費負担医療の範囲に含まれるものである。

(略)

第6 指導及び検査

(略)

(問 9 6)〔行政区域外の医療機関の検査と行政措置〕

都道府県（指定都市又は中核市）の行政区域外に所在する指定医療機関に対する法第54条の規定による検査については、一般的には当該都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が実施でき

(問 6 9)〔障害者自立支援法第5条第18項に規定する自立支援医療のうち精神通院医療との関係〕

「自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発第0303002号障害保健福祉部長通知）」別紙4によれば自立支援医療（精神通院医療）の対象となる医療の範囲は、精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行われる医療とすることとあるが「精神障害に起因して生じた病態」とは具体的にいかなるものか。また往診による医療は、精神通院医療の範囲に含まれるか。

(答) 精神障害に起因して生じた病態とは、精神障害の症状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態である。なお、精神障害に起因するか否かの判断は、症例ごとに医学的見地から行われるべきものではあるが、一般的に感染症（慢性のもの）、新生物、アレルギー（薬剤副作用によるものを除く）、筋骨格系の疾患については、精神障害に起因するものとは考え難い。また、後段の往診による医療も、往診料を含め公費負担医療の範囲に含まれるものである。

(略)

第6 指導及び検査

(略)

(問 9 6)〔行政区域外の医療機関の検査と行政措置〕

都道府県（指定都市又は中核市）の行政区域外に所在する指定医療機関に対する法第54条の規定による検査については、一般的には当該都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が実施でき

ないものと解されるが、これに対する見解はどうか。

(答) 法第54条の規定に基づいて行う都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)の立入検査権は、指定医療機関の行う医療扶助に関して必要があると認める場合に発動されるものである。

したがって、管轄区域外の都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)も、その管轄に属する保護の実施機関が当該指定医療機関に被保護者を委託している限り、その医療扶助に関して必要があると認めるときは、上記の立入検査を当該指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)と同様に実施し得るものと解すべきである。

(略)

第7 その他の諸問題

(略)

(問103) [入院に関し同意あるときは精神保健福祉法の措置入院の対象にならないのではありませんか]

精神障害者の入院形態については、精神保健福祉法第20条に基づく任意入院、同法第29条第1項に基づく措置入院、同法第29条の2第1項に基づく緊急措置入院、同法第33条第1項又は第2項に基づく医療保護入院及び同法第33条の7第1項に基づく応急入院があるが、本人又はその家族等のうちいずれかの者が入院に対して同意している場合は、措置入院は行わないで、任意入院又は医療保護入院とすべきものと解するがどうか。

(答) 精神保健福祉法第29条第1項に基づく措置

ないものと解されるが、これに対する見解はどうか。

(答) 法第54条の規定に基づいて行う都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)の立入検査権は、指定医療機関の行う診療内容及び診療報酬請求の適否を調査するため必要である場合に発動されるものである。

したがって、管轄区域外の都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)も、その管轄に属する保護の実施機関が当該指定医療機関に被保護者を委託している限り、その診療内容及び診療報酬請求の適否を調査する必要があるときは、上記の立入検査を当該指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事(指定都市市長又は中核市市長)と同様に実施し得るものと解すべきである。

(略)

第7 その他の諸問題

(略)

(問103) [入院に関し同意あるときは精神保健福祉法の措置入院の対象にならないのではありませんか]

精神障害者の入院形態については、精神保健福祉法第22条の3に基づく任意入院、同法第29条第1項に基づく措置入院、同法第29条の2第1項に基づく緊急措置入院、同法第33条第1項又は第2項に基づく医療保護入院及び同法第33条の4第1項に基づく応急入院があるが、本人又はその家族等のうちいずれかの者が入院に対して同意している場合は、措置入院は行わないで、任意入院又は医療保護入院とすべきものと解するがどうか。

(答) 精神保健福祉法第29条第1項に基づく措置

入院は、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という）があると認められた精神障害者を、都道府県知事（指定都市市長）の権限により強制的に入院させるものであるため、本人又はその家族等のうちいずれかの者の同意の有無にかかわらず、自傷他害のおそれがある場合には措置入院の対象となる。

（問104）〔保護の実施機関で精神保健福祉法第22条の申請を行うこととされている趣旨〕

精神障害者について医療扶助の申請がなされた場合で、当該精神障害者を医療及び保護のため入院させなければ自傷他害のおそれがあるときは、福祉事務所長は精神保健福祉法第23条に規定する申請を行うことになっているが、この申請は現に当該精神障害者の保護の任に当たっている者が行うべきではないか。

（答）精神保健福祉法第22条は精神障害者又はその疑いのある者のうち精神保健指定医の診察と必要な保護を要する状態にあるものの所在を知った者が、都道府県知事（指定都市市長）に対して適宜の措置を採るよう申請することができるとする規定であり、現に保護の任に当たっている者による申請の有無にかかわらず、自傷他害のおそれがある場合には申請手続を行われたい。

（略）

（問106）〔急迫時の保護と精神保健福祉法との関係〕

保護の実施機関は精神障害者に急迫した事由がある場合に必要な保護を行って差しつかえないと思われるが、この場合の措置において、精神

入院は、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という）があると認められた精神障害者を、都道府県知事（指定都市市長）の権限により強制的に入院させるものであるため、本人又は保護者の同意の有無にかかわらず、自傷他害のおそれがある場合には措置入院の対象となる。

（問104）〔保護の実施機関で精神保健福祉法第23条の申請を行うこととされている趣旨〕

精神障害者について医療扶助の申請がなされた場合で、当該精神障害者を医療及び保護のため入院させなければ自傷他害のおそれがあるときは、福祉事務所長は精神保健福祉法第23条に規定する申請を行うことになっているが、この申請は当該精神障害者の保護者が行うべきではないか。

（答）精神保健福祉法第23条は精神障害者又はその疑いのある者のうち精神保健指定医の診察と必要な保護を要する状態にあるものの所在を知った者が、都道府県知事（指定都市市長）に対して適宜の措置を採るよう申請することができるとする規定であり、保護者による申請の有無にかかわらず、自傷他害のおそれがある場合には申請手続を行われたい。

（略）

（問106）〔急迫時の保護と精神保健福祉法との関係〕

保護の実施機関は精神障害者に急迫した事由がある場合に必要な保護を行って差しつかえないと思われるが、この場合の措置において、精神

<p>保健福祉法との関係はどうか。</p> <p>(答) 当該精神障害者の症状が、自傷他害のおそれがあると認められる場合には、急迫時の保護の実施と併行して、<u>精神保健福祉法第22条</u>に規定する申請手続を行われたい。</p> <p>(略)</p>	<p>保健福祉法との関係はどうか。</p> <p>(答) 当該精神障害者の症状が、自傷他害のおそれがあると認められる場合には、急迫時の保護の実施と併行して、<u>精神保健福祉法第23条</u>に規定する申請手続を行われたい。</p> <p>(略)</p>
---	---

<p>（この部分には非常に薄い文字の複製された内容がほとんど見えず、主に空白とごくわずかな文字の残骸が確認できる。）</p>	<p>（この部分には非常に薄い文字の複製された内容がほとんど見えず、主に空白とごくわずかな文字の残骸が確認できる。）</p>
--	--

- 6 **生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【改正案】**

○「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」
(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正後

現行

社援保発第0723第1号
平成24年7月23日

社援保発第0723第1号
平成24年7月23日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局保護課長通知

厚生労働省社会・援護局保護課長通知

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護制度は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第4条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。

生活保護制度は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第4条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。

ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第63条に基づき費用返還を当該被保護者に対して求めることとさせていただきます。

ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第63条に基づき費用返還を当該被保護者に対して求めることとさせていただきます。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第78条に基づき費用徴収を行うこととさせていただきます。

また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第78条に基づき費用徴収を行うこととさせていただきます。

本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賅われてい

本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賅われてい

ることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。

また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところです。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いたたくようお願いたします。

記

1 (略)

2 法第 78 条に基づく費用徴収決定について

法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できようになつた段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めらるるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥つたため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に支給しようとする意思がなかつたことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかつたことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかつたような収入があつたことが事後になつて判明したとき等は法第 63 条の適用が妥当であるが、法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものと

ることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。

また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところです。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いたたくようお願いたします。

1 (略)

2 法第 78 条に基づく費用徴収決定について

法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できようになつた段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めらるるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥つたため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に支給しようとする意思がなかつたことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかつたことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかつたような収入があつたことが事後になつて判明したとき等は法第 63 条の適用が妥当であるが、法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものと

し、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づき費用徴収決定をすみやかに行うこと。

① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき

② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(1) 届出又は申告の徹底について

保護の実施機関が被保護世帯に対して行った収入申告書の届出義務等に関する説明が不十分であり、又は説明を行ったとしても、ケース記録等に記録せず、説明を行ったことを挙証する資料がないなどの理由により、本来、法第78条を適用すべき事案にもかかわらず、法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

そのため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号本職通知)1の2に基づき、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも1年以上、世帯主及び世帯員等に配布等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておくよう徹底を図りたい。

法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等

し、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づき費用徴収決定をすみやかに行うこと。

① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき

② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(1) 届出又は申告の徹底について

保護の実施機関が被保護世帯に対して行った収入申告書の届出義務等に関する説明が不十分であり、又は説明を行ったとしても、ケース記録等に記録せず、説明を行ったことを挙証する資料がないなどの理由により、本来、法第78条を適用すべき事案にもかかわらず、法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

そのため、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号本職通知)1の2に基づき、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも1年以上、世帯主及び世帯員等に配布等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておくよう徹底を図りたい。

法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等

に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているもの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。

このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある。

よって、別添2の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明（収入に変動があった場合、すみやかに保護の実施機関に申告することや、申告等を怠った場合は、法第78条の適用を受け、全額費用徴収されること等）を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にするこ

(2) 収入申告を求めめる際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事実のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者（未成年）の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠ってい

に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているもの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分になされていない、あるいは説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にあると考えられる。

このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある。

よって、別添2の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明（収入に変動があった場合、すみやかに保護の実施機関に申告することや、申告等を怠った場合は、法第78条の適用を受け、全額費用徴収されること等）を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し明確にするこ

(2) 収入申告を求めめる際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事実のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者（未成年）の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠ってい

れば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時のみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。その際、高校生のアルバイト収入については、未成年者控除等の勤労控除及び高等学校等就学費の支給対象外経費、就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についても説明すること。

3 (略)

4 国税徴収の例による費用徴収について

法第78条第4項では、法第78条第1項から第3項までの規定による徴収金は、国税徴収の例により徴収することができる旨規定している。本規定に関して、特に以下の点に留意すること。

れば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時のみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。

3 (略)

4 国税徴収の例による費用徴収について

法第78条第4項では、法第78条第1項から第3項までの規定による徴収金は、国税徴収の例により徴収することができる旨規定している。ただし、保護の実施機関は、被保護世帯の保護金品及び最低生活

(1) 本規定により、法第78条第1項から第3項までの規定に基づき生じる債権は、破産法（平成16年法律第75号）第97条第4号に規定する租税等の請求権に該当し、同法第253条第1項の免責許可の決定の効力が及ばず、また、当該債権に係る債務の弁済は、同法第163条第3項の規定により、同法第162条第1項の適用を受けないこと

(2) 保護の実施機関は、被保護世帯の保護金品及び最低生活を維持するに当たって必要な程度の財産の徴収を行わないこと

(3) 本規定による徴収金の徴収については、平成26年7月1日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についての不正受給に対して適用されるものであり、平成26年6月30日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないこと

5 (略)

を維持するに当たって必要な程度の財産の徴収を行わないよう十分留意すること。

なお、本規定による徴収金の徴収については、平成26年7月1日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についての不正受給に対して適用されるものであり、平成26年6月30日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないことに留意する。

5

(略)

5 (略)

5 (略)

7 金融機関本店等に対する一括照会の実施について（平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号）【改正案】

社援保発0914第1号
平成24年9月14日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

金融機関本店等に対する一括照会の実施について

生活保護法（以下「法」という。）第29条による調査の実施については日頃よりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

金融機関本店に対する一括照会については、昨年12月の「生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間取りまとめ」で、保護の決定・実施のために福祉事務所が行う調査・照会を円滑に行うため、要保護者の資産・収入に関する金融機関本店に対する一括照会について速やかに導入に向けた手続を進める必要がある旨の提言がされています。このたび、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等（以下「銀行等」という。）に対する法第29条に基づく調査について、より効果的な手法である銀行等が指定する本店・本部・センター等（以下「本店等」という。）への一括照会を下記により平成24年12月（一部の団体は平成28年4月）から実施することとしたので、その取扱いに遺漏なきよう管内福祉事務所への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知については、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国労働金庫協会および労働金庫連合会と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

1～3（略）

社援保発0914第1号
平成24年9月14日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

金融機関本店等に対する一括照会の実施について

生活保護法（以下「法」という。）第29条による調査の実施については日頃よりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

金融機関本店に対する一括照会については、昨年12月の「生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間取りまとめ」で、保護の決定・実施のために福祉事務所が行う調査・照会を円滑に行うため、要保護者の資産・収入に関する金融機関本店に対する一括照会について速やかに導入に向けた手続を進める必要がある旨の提言がされています。このたび、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等（以下「銀行等」という。）に対する法第29条に基づく調査について、より効果的な手法である銀行等が指定する本店・本部・センター等（以下「本店等」という。）への一括照会を下記により平成24年12月から実施することとしたので、その取扱いに遺漏なきよう管内福祉事務所への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知については、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

1～3（略）

**8 生活保護法による医療扶助運営要領について
（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会
局長通知）【改正案】**

改正後

改正前

第1～2 (略)

第3 医療扶助実施方式

1 医療扶助の申請

医療扶助の申請は次によるものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 各給付要否意見書の発行

ア～エ (略)

オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、指定医療機関から次の標準により選定して、当該指定医療機関において各給付要否意見書に意見を記載のうえ提出すること。

なお、選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。

(ア) 要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関であること。

(イ) 病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものに限る。以下、この項において同じ。)の数が200以上である指定医療機関の受診については、以下の場合に限ること。

a 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合

b 緊急その他やむを得ない事情がある場合

c 地域において病床の数が200以上である指定医療機関のみが特定の診療科を標榜しており、当該診療科への受診が必要である場合

d a～cの他、個別の事情を考慮し、嘱託医に協議の上で病床の数が200以上である指定医療機関への受診が必要であると判断される場合

(ウ) 要保護者が人工妊娠中絶若しくは不妊手術又は結核の治療をうけようとするときは、原則としてそれぞれ同時に母体保護法による指定医師又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核指定医療機関としての指定を受けている指定医療機関であること。

(エ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定の取消を受けている指定医療機関でないこと。

(オ) 過去3箇月間に第6の3(2)イによる「戒告」を受けたことのない指定医療機関であること。

(4)～(5) (略)

2～13 (略)

第1～2 (略)

第3 医療扶助実施方式

1 医療扶助の申請

医療扶助の申請は次によるものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 各給付要否意見書の発行

ア～エ (略)

オ 福祉事務所又は町村において各給付要否意見書を発行する際は、指定医療機関から次の標準により選定して、当該指定医療機関において各給付要否意見書に意見を記載のうえ提出するよう指導すること。

なお、選定にあたっては、要保護者の希望を参考とすること。

(ア) 要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関であること。

(イ) 病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものに限る。以下、この項において同じ。)の数が200以上である指定医療機関の受診については、以下の場合に限ること。

a 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合

b 緊急その他やむを得ない事情がある場合

c 地域において病床の数が200以上である指定医療機関のみが特定の診療科を標榜しており、当該診療科への受診が必要である場合

d a～cの他、個別の事情を考慮し、嘱託医に協議の上で病床の数が200以上である指定医療機関への受診が必要であると判断される場合

(ウ) 要保護者が人工妊娠中絶若しくは不妊手術又は結核の治療をうけようとするときは、原則としてそれぞれ同時に母体保護法による指定医師又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核指定医療機関としての指定を受けている指定医療機関であること。

(エ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定の取消を受けている指定医療機関でないこと。

(オ) 過去3箇月間に第6の3(2)イによる「戒告」を受けたことのない指定医療機関であること。

(4)～(5) (略)

2～13 (略)

第4～6 (略)

第7 精神通院医療取扱要領

精神医療については、一般の取り扱いによるほか、次によること。
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定に基づく措置入院の要件に該当する精神医療の取扱手続

(1) (略)

(2) 医療扶助による入院の申請を行なった要保護者が、精神障害者若しくはその疑いのある者又は覚せい剤の慢性中毒患者若しくはその疑いのある者であるときは、国若しくは都道府県が設置した精神科病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院（同時に法による指定医療機関であるもの）と連絡をとり、当該要保護者を入院させなければ当該疾患のため自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると思われるときは、もよりの保健所長を経由し、都道府県知事（指定都市市長を含む。3を除き、以下同じ。）に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条に規定する申請を行なうと同時に3の要領により医療扶助による申請を行なうこと。

なお、この場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の申請結果が判明するまでは原則として医療扶助の決定を行なわないこと。

(3) (略)

(4) 医療扶助により入院している被保護者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の措置入院の要件に該当すると思われるときは、直ちに指定医療機関からその旨の連絡を求め、必要と認められる場合、に準じて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条に規定する申請を行なうこと。

なお、この被保護者に関して前記の申請をすときは、被保護者であることとを証する書類を添付すること。

(5)～(6) (略)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項の自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号の精神通院医療に限る。以下「精神通院医療」という。）の対象となる精神疾患に係る医療の取扱手続

(1)～(4) (略)

3 (略)

第8 (略)

様式第1号～第37号 (略)

別紙第1号～第4号の4 (略)

第4～6 (略)

第7 精神通院医療取扱要領

精神医療については、一般の取り扱いによるほか、次によること。
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定に基づく措置入院の要件に該当する精神医療の取扱手続

(1) (略)

(2) 医療扶助による入院の申請を行なった要保護者が、精神障害者若しくはその疑いのある者又は覚せい剤の慢性中毒患者若しくはその疑いのある者であるときは、国若しくは都道府県が設置した精神科病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院（同時に法による指定医療機関であるもの）と連絡をとり、当該要保護者を入院させなければ当該疾患のため自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると思われるときは、もよりの保健所長を経由し、都道府県知事（指定都市市長を含む。3を除き、以下同じ。）に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に規定する申請を行なうと同時に3の要領により医療扶助による申請を行なうこと。

なお、この場合、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の申請結果が判明するまでは原則として医療扶助の決定を行なわないこと。

(3) (略)

(4) 医療扶助により入院している被保護者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の措置入院の要件に該当すると思われるときは、直ちに指定医療機関からその旨の連絡を求め、必要と認められる場合、に準じて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に規定する申請を行なうこと。

なお、この被保護者に関して前記の申請をすときは、被保護者であることとを証する書類を添付すること。

(5)～(6) (略)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第23項の自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号の精神通院医療に限る。以下「精神通院医療」という。）の対象となる精神疾患に係る医療の取扱手続

(1)～(4) (略)

3 (略)

第8 (略)

様式第1号～第37号 (略)

別紙第1号～第4号の4 (略)

- 9 生活保護法による医療扶助運営要領に関する
疑義について」（昭和48年5月1日厚生省社
会局保護課長通知社保第87号）【改正案】**

改正後

改正前

1～12 (略)

13 施術の給付について

(問 20～22) (略)

(問 23) あん摩・マッサージの施術給付の承認判定上の明確な基準を示されたい。
 (答) あん摩・マッサージは、あん摩・マッサージの施術を受けようとする患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められるものである。単なる肩こり又は慰安のためには施術は認められないものである。

(問 24) (略)

14～16 (略)

17 他法活用上の留意事項について

(問 1) (略)

(問 28) (略)

(問 28-2) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、特定医療費の申請を行った後、支給認定が行われるまでの間の医療費について医療扶助による給付を行っていた場合について、当該医療費に関する福祉事務所の対応について教示されたい。

(答) 特定医療費については、支給認定が行われた場合、申請時点に遡って支給が行われる。このため、福祉事務所は支給認定が行われた被保護者に対して、都道府県難病局から遡及して、金銭給付が行われた後、法第63条の規定に基づいて返還させることとなる。

なお、当該被保護者に対して、遡及による特定医療費の給付について代理申請及び代理受領について十分な説明を行い、その実施について同意を得、委任状を徴収することを条件として、遡及給付について福祉事務所が被保護者の代理として都道

1～12 (略)

13 施術の給付について

(問 20～22) (略)

(問 23) あん摩・マッサージの施術給付の承認判定上の明確な基準を示されたい。
 (答) あん摩・マッサージは、主として外科的手術の後治療に効果があるものと考えられており、あん摩・マッサージの施術を受けようとする患者の症状が投薬その他の治療によって効果がなく、あん摩・マッサージの施術が絶対不可欠である場合に限り認められるものである。単なる肩こり又は慰安のためには施術は認められないものである。

(問 24) (略)

14～16 (略)

17 他法活用上の留意事項について

(1) 健康保険の被保険者又は被扶養者である被保護者に対する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の公費負担の申請協力料について

(問 1) (略)

府県難病部局から直接受領することが可能である。

また、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の給付に関する対応についても、これに準じること。

(問 29) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 22 項に規定する自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条第 3 号の精神通院医療の支給認定申請に要する「診断書料」等の請求はどのような様式を用いて行なうたらいいか。

(答) 福祉事務所に対する医療機関の請求の様式については、特に定められていないが、施行細則準則に定める「検診料請求書」(様式第 20 号)に準じて請求書を作成のうえ請求を行なわせることとされたい。

18 (略)

(問 29) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 23 項に規定する自立支援医療のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条第 3 号の精神通院医療の支給認定申請に要する「診断書料」等の請求はどのような様式を用いて行なうたらいいか。

(答) 福祉事務所に対する医療機関の請求の様式については、特に定められていないが、施行細則準則に定める「検診料請求書」(様式第 20 号)に準じて請求書を作成のうえ請求を行なわせることとされたい。

18 (略)

- 10 **生活保護法による医療券等の記載要領について（平成11年8月27日厚生省社会・援護局保護課長通知社援保第41号）【改正案】**

改正後

改正前

<p>(別紙)</p> <p>生活保護法による医療券等の記載要領</p> <p>1 医療券の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)「受給者番号」欄には、<u>受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の算用数字を組み合わせたものとする。</u>番号については、<u>被保護者ごとに固定化することとし、月ごとに変更する必要はないが、「生活保護法による医療扶助の適正な運営について」(平成12年12月14日社援第2700号厚生省社会・援護局長通知)に基づき資格審査の実施について万全を期すこと。</u></p> <p>検証番号は、「<u>保険者番号等の設定について</u>」(昭和51年8月7日保発第45号、庁保発第34号厚生省保険局長・公衆衛生局長・業務局長・社会局長・児童家庭局長・援護局長・社会保険庁医療保険部長通知)により設定すること。</p> <p>(5)～(17) (略)</p> <p>2 調剤券の作成 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>生活保護法による医療券等の記載要領</p> <p>1 医療券の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)「<u>受給者番号</u>」欄には、<u>受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の算用数字を組み合わせたものとする。</u></p> <p><u>受給者区分には、被保護者(又は被保護世帯)毎に固定化した番号(以下「固定番号」という。)を使用しないこと。ただし、診療報酬明細書等と医療券交付処理簿を照合するために固定番号とする必要がある場合には、固定番号を使用しても差し支えないこと。</u></p> <p>検証番号は、「<u>保険者番号等の設定について</u>」(昭和51年8月7日保発第45号、庁保発第34号厚生省保険局長・公衆衛生局長・業務局長・社会局長・児童家庭局長・援護局長・社会保険庁医療保険部長通知)により設定すること。</p> <p>(5)～(17) (略)</p> <p>2 調剤券の作成 (略)</p>
--	---

- 11 **生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について」の一部改正について（通知）（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】**

(案) 厚生労働省社会・援護局保護課長 (暫定) 様式例

社援発 第 号
平成 28 年 3 月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

「生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る
留意事項等について」の一部改正について (通知)

今般、「生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について」(平成 26 年 4 月 25 日社援保発 0 4 2 5 第 1 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の一部を下記のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添 1 様式例 (誓約書) を別添の様式に改める。

別添1 様式例（誓約書）

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない
旨の誓約書

〇〇知事殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しない
ことを誓約します。

住 所

氏名又は名称

印

（誓約項目）

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
るまでの者であること。

2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるも
のの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの規定

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
- 3 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- 4 医師法（昭和23年法律第201号）
- 5 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 7 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- 8 医療法（昭和23年法律第205号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 11 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- 13 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
- 14 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- 16 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 18 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- 19 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 20 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 21 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）

28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）

29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日以前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

5 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日以前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

8 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

9 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

- 12 生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務に係る留意事項等についての一部改正について（通知）（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】**

(警密管) 厚生労働省

(案)

社援発 第 号
平成28年3月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

「生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務に係る留意事項等について」の一部改正について (通知)

今般、「生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務に係る留意事項等について」(平成26年4月25日社援保発0425第9号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の一部を下記のとおり改正し、平成28年4月1日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添様式例(誓約書)を別添の様式に改める。

別添様式例（誓約書）

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）に該当しない旨の誓約書

〇 〇 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

住所（所在地）

氏 名

印

（誓約項目）

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者（以下「申請者」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第

77号)

- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
- 30 公認心理師法（平成27年法律第68号）

3 第2項第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること。

4 第2項第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

- 13 生活保護法の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」(平成25年5月16日厚生労働省社会・援護局保護課長通知社援保発0516第1号)【改正案】**

改正後

改正前

記

記

1 後発医薬品の使用促進について

1 後発医薬品の使用促進について

(1) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っている。また、平成25年4月5日には、使用促進に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して、今後、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取組む施策として「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品のさらなる使用促進に取り組んでいる。さらに、平成28年4月の診療報酬改定において、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を行っているところである。

(1) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っている。また、平成25年4月5日には、使用促進に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して、今後、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取組む施策として「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品のさらなる使用促進に取り組んでいる。さらに、平成26年4月の診療報酬改定においては、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を行っているところである。

(2) 行政や各医療保険者など国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、平成24年まで、生活保護における後発医薬品の使用割合は医療保険と比較して低率にとどまっていたが、平成25年5月に開始した処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない場合には、後発医薬品を原則として使用する取組等により、生活保護全体における数量シェアは63.8%(平成27年医療扶助実態調査、平成27年6月審査分)となり、医療全体の使用割合である56.2%(医薬品価格調査(薬価本調査)(速報値)(各年9月取引分))と比較して、+7.6%となった。特に、調剤における数量シェアは、66.2%(平成27年医療扶助実態調査・平成27年6月審査分)となり、医療全体の後発医薬品の数量シェア58.8%(最近の調剤医療費(電算処理分)の動向・平成27年5月診療分)に対し7.4%上回る状況まで進んでいる。

(2) 行政や各医療保険者など国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、これまで、生活保護における後発医薬品の使用割合は医療保険と比較して低率にとどまっていたが、平成25年5月に開始した処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない場合には、後発医薬品を原則として使用する取組等により、その数量シェアは、61.0%(平成26年医療扶助実態調査・平成26年6月審査分)となり、医療全体の後発医薬品の数量シェア54.5%(最近の調剤医療費(電算処理分)の動向・平成26年5月診療分)に対し6.5%上回る状況まで進んでいる。

しかし、一方で地方自治体別の状況に着目すると、後発医薬品の数量シェアについて地域差が見られ、低率にとどまっている地方自治体については、後発医薬品の使用促進について更に取組を進める必要がある。

しかし、一方で地方自治体別の状況に着目すると、後発医薬品の数量シェアについて地域差が見られ、低率にとどまっている地方自治体については、後発医薬品の使用促進について更に取組を進める必要がある。

(3) 経済・財政再生計画改革工程表の策定について

政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太の方針2015)に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済・財政一体改革推進委員会が設置され、経済・財政一体改革の進め方について、主要歳出分野ごとにKPIを設定するとともに、改革工程表を作成している。

後発医薬品については、医療全体で「2017年央70%、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ」とする目標が掲げられた、生活保護においては、これまでの使用割合を踏まえ、「2017年央までに75%、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する」との目標が設定されており、まずは2017年央までに75%を達成するべく取組を進める。

2 院外処方に関する後発医薬品に関する取組

(1) ~ (3) (略)

(4) 指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局（以下「指定薬局」という。）に対して、別添2の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんが発行された生活保護受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤することとする。

生活保護受給者が先発医薬品を希望する場合には、本取組内容について理解を促すものとするが、引き続き希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤する。この場合に、指定薬局はその事情等を確認するとともに、別添3の様式を参考にこれを記録すること。

指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんが発行された生活保護受給者に対して、薬剤師の専門的な知見やその時点の在庫の都合等により、先発医薬品を調剤することとあり得るものであること。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を一旦調剤した場合は、以後は、後発医薬品を調剤できるよる体制整備に努めるものとする。

こうした場合においても別添3の様式を参考に先発医薬品を調剤した事情等を記録すること。

指定薬局は、上記アまたはイで記録した先発医薬品を調剤した事情等について、定期的に福祉事務所へ送付すること。なお、平成26年度診療報酬改定により、一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由について、「患者の意向」、「保険薬局の備蓄」、「後発医薬品なし」又は「その他」から最も当ても理由は調剤報酬明細書の摘要欄に記載することとされていることから、福祉事務所においてこれを確認し、先発医薬品を調剤した事情等について把握することは差し支えなく、当該情報については、生活保護等版電子レセプト管理システムによる把握が可能であるので、使用促進の取組

2 院外処方に関する後発医薬品に関する取組

(1) ~ (3) (略)

(4) 指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局（以下「指定薬局」という。）に対して、別添2の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤することとする。

生活保護受給者が先発医薬品を希望する場合には、本取組内容について理解を促すものとするが、引き続き希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤する。この場合に、指定薬局はその事情等を確認するとともに、別添3の様式を参考にこれを記録すること。

指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、薬剤師の専門的な知見やその時点の在庫の都合等により、先発医薬品を調剤することとあり得るものであること。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を一旦調剤した場合は、以後は、後発医薬品を調剤できるよる体制整備に努めるものとする。

こうした場合においても別添3の様式を参考に先発医薬品を調剤した事情等を記録すること。

指定薬局は、上記アまたはイで記録した先発医薬品を調剤した事情等について、定期的に福祉事務所へ送付すること。なお、平成26年度診療報酬改定により、一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由について、「患者の意向」、「保険薬局の備蓄」、「後発医薬品なし」又は「その他」から最も当ても理由は調剤報酬明細書の摘要欄に記載することとされていることから、福祉事務所においてこれを確認し、先発医薬品を調剤した事情等について把握することは差し支えないこと。また、この場合、指定薬局による別添3の福祉事務所への送付は必要ないこと。

に積極的に活用すること。また、この場合、指定薬局による別添3の福祉事務所への送付は必要ないこと。

(5) (略)

(6) 後発医薬品使用促進計画の策定

後発医薬品の使用割合が一定以下である都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）においては、取組を計画的に進めるため、別添4の様式例を参考として、後発医薬品の使用促進が低調である原因の分析や、対応方針の検討を行い、後発医薬品使用促進計画の策定を行うこと。

ア～オ (略)

カ 計画については、毎年度見直すこととし、直近の使用割合をもとに、取組とその効果の状況を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

キ 計画の進捗状況の把握については、生活保護等版電子レセプト管理システムを活用して、任意の月の使用割合を算出することが可能であるので、取組に関する進捗状況の管理に活用すること。

ク 毎年度の計画については、各年度4月末までに策定すること。

ケ 都道府県本庁は管内自治体の策定状況について、別紙により毎年5月末までに厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。

3 院内処方に関する後発医薬品に関する取組

(1) 院内処方（医科入院・入院外）における後発医薬品の使用促進の状況

院内処方における後発医薬品の数量シェアは平成27年6月審査分においては、院外処方が66.2%に達する一方、院内処方については、56.3%にとどまっており、9.9%の差が生じているところである。

(2) ～ (7) (略)

4 留意事項

(1) ～ (2) (略)

(3) 生活保護適正実施推進事業にかかる国庫補助金では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を配置できるようにしているところであり、また、平成25年度より、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関する専門的に対応できる体制を強化できていること。

(4) ～ (5) (略)

(5) (略)

(6) 後発医薬品使用促進計画の策定

後発医薬品の使用割合が一定以下である都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）においては、取組を計画的に進めるため、別添4の様式例を参考として、後発医薬品の使用促進が低調である原因の分析や、対応方針の検討を行い、後発医薬品使用促進計画の策定を行うこと。

ア～オ (略)

3 院内処方に関する後発医薬品に関する取組

(1) 院内処方（医科入院・入院外）における後発医薬品の使用促進の状況

平成25年6月審査分においては、院外処方における後発医薬品の数量シェアは47.8%に対し、院内処方は49.2%と、若干上回っている状況であったが、平成26年6月審査分においては、院外処方が61.0%に達する一方、院内処方については、51.6%にとどまっており、9.4%の差が生じているところである。

(2) ～ (7) (略)

4 留意事項

(1) ～ (2) (略)

(3) 平成27年度予算では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を引き続き配置できるようにしているところであり、また、平成25年度より、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関する専門的に対応できる体制を強化できていること。

(4) ～ (5) (略)

<p>(別紙) (5) (別紙)</p> <p>(別添1 様式例)</p> <p>(別添2 様式例)</p> <p>(別添3 様式例)</p> <p>(別添4 様式例)</p> <p>(別添5 様式例)</p> <p>(1) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(2) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(3) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(4) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(5) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p>	<p>(別添1 様式例)</p> <p>(別添2 様式例)</p> <p>(別添3 様式例)</p> <p>(別添4 様式例)</p> <p>(別添5 様式例)</p> <p>(1) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(2) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(3) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(4) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(5) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p>
<p>(別紙) (5) (別紙)</p> <p>(別添1 様式例)</p> <p>(別添2 様式例)</p> <p>(別添3 様式例)</p> <p>(別添4 様式例)</p> <p>(別添5 様式例)</p> <p>(1) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(2) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(3) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(4) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(5) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p>	<p>(別紙) (5) (別紙)</p> <p>(別添1 様式例)</p> <p>(別添2 様式例)</p> <p>(別添3 様式例)</p> <p>(別添4 様式例)</p> <p>(別添5 様式例)</p> <p>(1) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(2) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(3) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(4) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p> <p>(5) 様式例 (別紙) (5) (別紙)</p>

平成 年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 ××年×月×日

自治体名 (福祉事務所名)	○○市 (○○市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成27年6月審査分)	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
<現在の状況>			75.0%	55.4%	19.6%
<対応方針> 服薬指導の実施					
○ 服薬指導が必要な者についてリストを作成。 ○ 薬剤師を嘱託雇用し、生活保護受給者に対し面接・指導を実施。 (薬剤師の派遣について、地域薬剤師会と調整) ○ ケースワーカーの訪問の際に原則服用について説明					
関係機関への説明					
○ 当市の使用促進の実績について、関係機関へ説明。 ○ 生活保護制度における原則服用について説明し、協力を得る。					
薬局における備蓄について					
特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため)					
その他					
昨年度から実施している差額通知については、引き続き実施するが、薬剤師による面接・指導や、ケースワーカーの訪問の際に活用することとする。					
<備考>					
<使用促進が進んでいない原因> ○ 服薬指導を要するケースについて、指導効果が上がっていない。 ○ 関係機関への説明が不十分。 ○ また、一定割合であるが、薬局における備蓄の問題がある。					

1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計)

先発医薬品を調剤した事情	割合
1. 薬局の在庫のため	20.0%
2. 薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため	20.0%
3. 後発医薬品の使用に不安を感ずるため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・特に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)	60.0%

2. 関係機関への説明の状況
 関係機関への説明は行えていない。(通知を送付したのみ)

※ 平成29年央までに75%達成を目指す。

院内処方を行う「生活保護法指定医療機関」の方へ

生活保護を受けている方に対する 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 取扱いについて、ご協力をお願い

平成27年4月1日から、生活保護を受けている方に対しては、院内処方で医師から後発医薬品の使用を促された場合には、原則として後発医薬品を使用していただくことになりました。

※院外処方では、処方医が後発医薬品への変更を可能としている場合、平成25年度から、原則として後発医薬品を使用いただいています。

生活保護を受けている方へのご対応

生活保護を受けている方に対する処方について、後発医薬品の処方が可能な場合には、以下に示した取組の内容をご説明の上、原則として後発医薬品を処方していただくようお願いします。

※ご説明の際には、別添のリーフレット（生活保護受給者に配布済）を活用ください。

<生活保護を受けている方への後発医薬品の取組>

- ① 後発医薬品は品質や効き目、安全性が、先発医薬品と同等であるとして、厚生労働大臣が製造販売の承認を行っています。
- ② 医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ③ 生活保護を受けている方で、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用していただきます。

※ 処方医が後発医薬品の使用を不可としている場合は対象外

<参考1> 生活保護法

第34条第3項 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

<参考2> 後発医薬品の使用割合（生活保護）

（出典：医療扶助実態調査（各年6月審査分））

	平成25年	平成26年	平成27年	伸び率 (26→27)
院外処方	47.8%	61.0%	66.2%	+5.2%
院内処方	49.2%	51.6%	56.3%	+4.7%

貴院における後発医薬品の使用割合： 00.0%

【照会先】 ○○県△△部局課◇◇係 （電話番号0000-0000-0000）

平成 年度後発医薬品使用促進計画の策定状況について

都道府県・市 名 _____

1. 管内自治体の策定率

管内自治体数	
うち、計画策定が必要な自治体数	
うち、4月末時点で策定を終えている自治体数	

策定率

2. 4月末時点で策定を終えていない自治体名

--

**14 平成 28 年度後発医薬品使用促進計画の策定等
にかかる留意事項について（事務連絡）【案】**

(案)

事 務 連 絡

平成28年3月●●日

都道府県

各 指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係 御中

中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係

平成28年度後発医薬品使用促進計画の策定等にかかる留意事項について

平素より、生活保護行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについては、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成28年3月●●日社援保発●●第●号。以下「課長通知」という。）により、示しているところであるが、その留意事項については、下記のとおりであるので、管内福祉事務所及び関係機関に対し周知徹底を図られたい。

【担当】

厚生労働省社会・援護局

保護課医療係

TEL：03-5253-1111（内線2829）

MAIL：hogo-iryuu@mhlw.go.jp

(案)

記

1. 平成 28 年度における課長通知 2 (6) オの「後発医薬品使用促進計画の策定を行うものとする後発医薬品の使用割合の水準」は、75.0%未満とする。
2. 平成 27 年における課長通知 2 (6) オの「自治体ごとの使用割合」及び課長通知 3 (3) の「院内処方を行う指定医療機関ごとの後発医薬品の数量シェア」は、次の数量シェアごとに、それぞれ別添のとおりであること。
なお、数量シェアは、 $[\text{後発医薬品の数量}] / ([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])$ により算出している。そのため、処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合についても含まれており、必ずしも 100%に達するものではないこと。
また、医療機関における全体の処方量が少ないために、数量シェアが低く出ている場合があるので、留意すること。
3. 平成 28 年度の補助における課長通知 2 (6) オの「評価の基準」は以下のとおりであり、ア、イのいずれか又は両方を満たす自治体については、補助率を $3/4$ から $7/8$ へ引き上げること。
ア 別添 1 における平成 27 年 6 月審査分の数量シェアが 75.0%を上回っている。
イ 別添 1 における平成 27 年 6 月審査分の使用割合から平成 26 年 6 月審査分の使用割合を差し引いた数が、75%から別添 1 における平成 26 年 6 月審査分の数量シェアを差し引き 3 で除した数を上回っている。
4. 平成 28 年度における課長通知 3 (3) の「別に定める割合」は 75.0%であること。

- 15 頻回受診者に対する適正受診指導について（平成 14 年 3 月 22 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知社援保発第 0322001 号）【改正案】**

○「頻回受診者に対する適正受診指導について」(平成14年3月22日厚生労働省社会・援護局保護課長通知 社援保発第0322001号)

改正後

改正前

	改正後	改正前
(別紙)	頻回受診者に対する適正受診指導要綱	頻回受診者に対する適正受診指導要綱
1～6 (略)	1～6 (略)	1～6 (略)
7	頻回受診適正化計画の策定	
	<p>頻回受診者の適正受診指導の実施等に当たっては、別紙5に基づき、福祉事務所設置自治体ごとに実施にかかる計画を策定すること。なお、計画については、毎年度4月末までに策定するものとし、策定にあたっては、これまでの取組や取組による改善実績を踏まえ、毎年度見直しを行うこと。</p> <p>ただし、前年度2月審査分レセプトまでの指導台帳の記載人数から、主治医訪問等の結果、指導対象外となった者を除いた人数が5人未満である自治体においては、計画の策定は要しないこと。</p> <p>また、都道府県本庁は管内自治体の策定状況について、別紙6により毎年5月末までに厚生労働省社会・援護局保護課あて情報提供すること。</p>	
8	報告 (略)	7 報告 (略)
9	本庁の福祉事務所に対する指導監査	8 本庁の福祉事務所に対する指導監査
10	その他 (略)	9 その他 (略)
	別紙1～2 (略)	別紙1～2 (略)
	別紙3	別紙3
	別紙4	別紙4
	別紙5	別紙5
	別紙6	別紙6
	別添 (略)	別添 (略)

平成 年度 頻回受診者に対する適正受診指導結果について

(福祉事務所) 名

1 総括表

受診状況把握対象者数 (指導台帳の記載人数)	主治医訪問等の結果、 指導対象外となった者	やむを得ない理由(※)に より指導が実施できない 者	指導対象者数	指導実施者数	うち改善された者(「2 受診指導結果」の記載 人数)
()	()	()	()	()	()

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護廃止となった場合等である。

(注)指導台帳の主たる傷病名が筋骨格系・結合組織の疾患に係る者の数を、()内に内数で記載すること。

2 受診指導結果

	氏名	医療機関名	適正受診指導に伴う効果				当該年度中に改善され た月数(効果月数)	効果日数 (A-B)×C	備考
			1ヶ月当たりの平均通院日数			差 A-B			
			頻回受診者の判断材料と なった3ヶ月間 A	適正受診が3ヶ月続いた 期間 B					
1									
2									
3									
4									
5									
6									
計									
1人当たり平均									

(注)指導台帳に登載されている者のうち、前年度において頻回受診が改善された者(指導台帳で削除された者)の状況を記入すること。

平成 年度 繰り返し受診者に対する通正受診指導結果について

〔都道府県・市〕名

福祉事務所名	受診状況把握対象者数		主治医問等の結果、指導対象外となった者		やむを得ない理由(※)により指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数		うち改善された者					備考		
	人数		人数		人数		人数		人数		人数	1人当たり平均効果月数 (効果月数)	G	H	H/G			
	A	B	C	D	E	F												
	うち訪問系・結核 各種	うち訪問系・結核 各種	うち訪問系・結核 各種	うち訪問系・結核 各種	うち訪問系・結核 各種	うち訪問系・結核 各種	うち訪問系・結核 各種	うち訪問系・結核 各種	うち訪問系・結核 各種	うち訪問系・結核 各種								
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
												()	()	()	()			
計												()	()	()	()			

※ 指導を行う前に指導対象者が入院した場合、治ゆにより指導対象者が通院を終了した場合、指導対象者が保護停止となった場合等である。

(注) 「1人当たり平均効果月数(効果月数計)G」欄及び「1人当たり平均効果日数(効果日数計)H」欄は、別紙3の各種福祉事務所の1人当たり平均欄(括弧内は別紙3の各種福祉事務所の計欄)と一致すること。

平成 年度頻回受診適正化計画

自治体名	〇〇市
策定年月日	××年××月××日

取組の現状(前年度実績)	
受診状況把握対象者数(A)	〇〇人
適正受診指導対象者数(B)	〇〇人
改善者数(C)	〇〇人
改善者割合(C/B)	〇〇%

※「改善者数」については、前年度2月審査分レセプトまでの実績による。

(参考)過去の改善者割合	
〇〇年度	〇〇%
〇〇年度	〇〇%
〇〇年度	〇〇%

改善者割合の目標
〇〇%

※各自治体が現状の取組における実績を踏まえて設定。

取組	評価
① 家庭訪問時にCWが指導を実施。	一定の改善に結び付いていないものの、本人の意識改善に繋がっていないケースや、精神疾患等により指導に苦慮するケースがある。
② CWが主治医訪問を実施。	通常のケースワークに手間取られ、主治医訪問が遅れがちである。また、一部、主治医と囑託医の間で意見が一致しないケースがある。
③	
④	

今年度の取組等		課題に対する取組事項	対応のスケジュール
適正化への課題	今年度の取組等		
① 家庭訪問時に指導を行っているが、本人の意識改善に繋がっていないケースがある。	未改善が3ヶ月以上続いているケースについては、SVとCWによる訪問を実施。また、家庭訪問を行わない月にはTELにより指導を行う。	SVとCWの訪問については、家庭訪問時より順次実施。TELによる指導については、4月以降順次実施。	
② 精神疾患等、指導が難しい患者に対する指導が効果を上げていない。	保健師と連携した指導を検討。	4月中に保健師と同行訪問について調整。5月以降順次実施。	
③ 通常のケースワークに手間取られ、主治医訪問が遅れがちである。	主治医訪問のスケジュールについて、SVが把握し、遅れがある場合はフォローを行う。	順次実施。	
④ 医療扶助の決定にあたり、被保護者の病状に疑いがあるケースがある。	病状に疑いがあるケースについては、検診命令を実施。	順次、囑託医に協議し、必要に応じて検診命令を実施。	

平成 年度頻回受診適正化計画の策定状況について

都道府県・市 名 _____

1. 管内自治体の策定率

管内自治体数	
うち、計画策定が必要な自治体数	
うち、4月末時点で策定を終えている自治体数	
	策定率

2. 4月末時点で策定を終えていない自治体名

--

**16 生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方
の適正化等について（厚生労働省社会・
援護局保護課長通知）【案】**

(案)

社援保発 第 号
平成28年3月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局長保護課長

(公 印 省 略)

生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について

生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方にかかる適正受診指導については、「生活保護法の医療扶助の適正な運営について」(平成23年3月31日社援保発0331第5号保護課長通知)等により実施されている。

先般、生活保護受給者による向精神薬の転売事案が発生したが、本事案においては、従来の確認の対象外となっていた精神通院医療の給付と医療扶助の給付の間で向精神薬の重複処方となっていたこと等がわかっている。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)第58条に基づく自立支援医療のうち精神通院医療の活用については、「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」(平成18年9月29日社援保発第0929003号・社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課・総務課指導監査室長連名通知)により実施されているが、他法他施策の優先活用の不徹底となっている事案が散見されているところである。

これらを踏まえ、下記のとおり対応を定めるので、了知の上、管内の実施機関及び関係機関に周知されたい。

なお、本通知については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課と協議済みであることを申し添える。

記

1. 精神通院医療の給付と医療扶助の給付の間で向精神薬の重複処方となっている事案への対応について

(1) 対象者の把握等

福祉事務所は、生活保護等版レセプト管理システムを活用し、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）のうち、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の9に定める第1種向精神薬の記載があるレセプトを抽出・把握する。

(2) 精神通院医療の支給認定の有無の確認

福祉事務所は、(1)で把握された生活保護受給者について、生活保護基幹システムを活用する等、精神通院医療の支給認定の有無について確認を行う。

(3) 都道府県等自立支援医療担当部局への照会

福祉事務所は、(2)で精神通院医療の支給認定を受けていることが確認された生活保護受給者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条第1項第1号に基づき、都道府県又は指定都市の自立支援医療担当部局に対し、当月分の精神通院医療における向精神薬の処方により、重複処方となっていないかについて照会を行う。

(4) 精神通院医療において向精神薬の処方があった者への対応

(3)の照会の結果、医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間において向精神薬の重複処方があったことが判明した生活保護受給者に関し、福祉事務所は、医療扶助における向精神薬の処方について、囑託医への協議及び主治医等への確認を行い、不適切な処方であったことが判明した場合は、当該生活保護受給者に対し、適正受診指導を行う。

(5) 確認の頻度

年1回以上の確認を行うこと。

2. 精神通院医療の優先活用の徹底について

(1) 対象者の把握等

福祉事務所は、生活保護等版レセプト管理システムを活用し、レセプトのうち、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア及び精神科デイ・ナイト・ケアの記載があるレセプトを抽出・把握する。

(2) 精神通院医療の支給認定の有無の確認

福祉事務所は、(1)で把握された生活保護受給者について、生活保護基幹システムを

活用する等、精神通院医療の支給認定の有無について確認を行う。

(3) 精神通院医療の優先活用の検討

福祉事務所は、(2)において、精神通院医療の支給認定を受けていることが確認された生活保護受給者に対し、精神通院医療により受診することを徹底するよう指示する。一方、精神通院医療の支給認定を受けていないことが確認された生活保護受給者については、精神通院医療の適用可能性について嘱託医へ協議の上、主治医に確認を行い、精神通院医療の適用の可能性のある者に対しては、福祉事務所が直ちに適用に向けた申請指導を行う。

(4) 確認の頻度

3か月ごとに上記の確認を行うこと。

3. その他

社会保険診療報酬支払基金から受領しているレセプトの形態が紙レセプトである場合は、生活保護等版レセプト管理システムによる抽出におけるリストアップはされないの
で、別途、紙レセプトにおける確認を徹底すること。

- 17 **生活保護法の一部を改正する法律等の施行についての一部改正について（通知）（厚生労働省社会・援護局長通知）【案】**

(案)

社援発 第 号
平成 28 年 3 月 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」
の一部改正について (通知)

今般、「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和 28 年 3 月 31 日社
乙発第 49 号厚生省社会局長通知)の一部を下記のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日よ
り適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別紙様式 2 を別添の様式に改める。

**18 医療扶助の適正実施に関する指導監査等について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
【案】**

(案)

社援保発 第 号
平成 28 年 3 月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

医療扶助の適正実施に関する指導監査等について

平素より生活保護行政の推進に御尽力を賜り、御礼申し上げます。

標記について、下記のとおり行うこととしたので、御了知いただき、医療扶助の運営について一層適正な処理にあられるよう管内福祉事務所に對し周知徹底いただくよう、御協力をお願いします。

記

1 平成 28 年度の地方厚生局における指導監査について

(1) 自立支援医療の適用状況に関する監査

平成 28 年度においても自立支援医療の適用状況に着目した監査を実施するが、監査内容については、以下の通りとする。

- ① 都道府県・指定都市・中核市本庁（以下「都道府県等本庁」という。）においては、別紙様式 1「自立支援医療制度の活用徹底に関する取組状況」を作成し、地方厚生局が指定する日を期限として、地方厚生局あて提出すること。なお、作成にあたっては、平成 27 年度の状況を記載し、平成 28 年度に改善や見直しがあったものについては、併せてその旨を記載すること。
- ② 監査当日は、提出された資料を基に、福祉事務所における自立支援医療制度の活用が徹底されているか等、主として「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成 22 年 3 月 24 日社援保発 0324 第 1 号本職通知）に示す取組の実施状況についてヒアリングを行う。

(2) 向精神薬の重複処方 of 改善状況に関する監査

(案)

平成28年度においても向精神薬の重複処方の改善状況に着目した監査を実施するが、監査方法については、以下の通りとする。

- ① 都道府県等本庁においては、平成28年1月基金審査分のレセプト（紙レセプト分を含み、連名簿分を除く。）のうち、「同一月に複数の医療機関から向精神薬を重複して処方されている者」の台帳（別紙様式2）を作成し、平成28年5月末日を期限として当職あて提出すること。
なお、当職あてに提出する台帳（別紙様式2）は、「是正改善措置状況」については記入する必要がないこと。
- ② また、地方厚生局が指定する日を期限として、各都道府県等本庁が保有する別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4を記入の上、地方厚生局あて提出すること。
なお、別紙様式4の作成にあたっては、平成27年度の状況を記載し、平成28年度に改善や見直しがあったものについては、併せてその旨を記載すること。
- ③ 監査当日は、提出された資料を基に、「是正改善措置状況」及び「向精神薬の重複処方等における適正受診の徹底に関する取組状況」の内容についてヒアリングを行う。

(3) 指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する監査

平成28年度においても都道府県等本庁の指定医療機関に対する指導等の実施状況に着目した監査を実施する。

監査方法については、以下の通りとする。

- ① 都道府県等本庁においては、別紙様式5「指定医療機関への指導等の状況」を作成し、地方厚生局が指定する日を期限として、地方厚生局あて提出すること。
なお、作成にあたっては、記載時点での状況等を記載すること。
- ② 監査当日は、提出された資料を基に、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）に則り、適切に指定医療機関に対する指導等が実施されているか等についてヒアリングを行う。

2 向精神薬の重複処方の改善状況の報告について

上記1(2)①にて、当職あて提出した台帳（別紙様式2）に掲載された全ての者の平成29年3月末現在までの改善状況について、別紙様式6に記入の上、平成29年6月末日まで当職あて提出するようお願いする。

**19 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施
に関する指導監査）の実施について（留意事項）
（事務連絡）【案】**

(案)

事務連絡
平成28年3月●●日

都道府県
各指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係

生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施に関する指導監査）
の実施について（留意事項）

生活保護制度につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。
標記については、「医療扶助の適正実施に関する指導監査等について」（平成28年3月●●日社援保発●●●●第●●号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）により通知したところですが、当該監査の実施方式等について、下記のとおりお知らせ致しますので、了知の上、管内福祉事務所への周知を図っていただくとともに、監査準備等を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 監査の目的

本監査は、生活保護の医療扶助事務について、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じるとともに、医療扶助事務がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助するものです。

2. 実施方式

- (1) 本監査は、地方厚生局の生活保護監査官等において、実地に都道府県・指定都市・中核市本庁（以下「都道府県等本庁」という。）に対して行います。
- (2) 本監査は、課長通知のとおり、「自立支援医療の適用状況に関する監査」、「向精神薬の重複処方の改善状況に関する監査」及び「指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する監査」を実施します。

ア 自立支援医療の適用状況に関する監査

「自立支援医療の適用状況に関する監査」は、課長通知の別紙様式1に基づき、自立支援医療の活用徹底に関する都道府県等本庁による指導状況等について、地方厚生局が確認します。なお、平成28年度より、精神通院医療の活用徹底について

(案)

も確認することとしています。

イ 向精神薬の重複処方の改善状況に関する監査

- ① 「向精神薬の重複処方の改善状況に関する監査」は、課長通知の別紙様式2の台帳を基に、当該被保護者に係る処方の適否、是正改善措置の状況について地方厚生局が確認します。また、別紙様式3を基に全体の改善状況についても地方厚生局が確認します。
- ② 監査対象者について、地方厚生局において、当該台帳を基に選定し、監査実施月の1ヶ月前までに、都道府県等本庁に伝達します。
- ③ また、①と併せて、課長通知の別紙様式4を基に、向精神薬の重複処方の改善状況に関する都道府県等本庁による指導状況等について、地方厚生局が確認します。

ウ 指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する監査

「指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する監査」は、課長通知の別紙様式5に基づき、都道府県等本庁による指定医療機関に対する指導状況等について、地方厚生局が確認します。

3. 台帳の作成及び監査事前準備について

- (1) 課長通知で示した向精神薬の重複処方の改善状況に関する台帳は参考様式ですので、必要な項目が記載されている台帳等を既に有している場合は、改めて作成する必要はありません。

なお、台帳の提出に当たっては、電子媒体を当課あて電子メールにより提出願います。

- (2) 2(2)イの監査において、地方厚生局が監査対象者を選定後、監査実施前に都道府県等本庁担当者に監査対象者の「ケース番号」等を伝達するので、監査当日、監査対象者に係る是正改善措置状況等が記載された台帳を監査会場に用意願います。

4. 留意事項

都道府県等本庁において、各地方厚生局と日程等の調整を行う御担当者を別紙様式に記入し、平成28年4月8日(金)までに当課あて電子メールにより提出願います。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局保護課医療係

TEL 03-5253-1111 (内線2829)

E-mail hogo-iryuu@mhlw.go.jp

20 生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知)【改正案】

改正後

改正前

介護扶助運営要領

- 第1～第4 (略)
- 第5 介護扶助実施方式

1 (略)

2 介護扶助の決定

要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以下の点に留意すること。

(1) 決定の際の留意事項

ア～ウ (略)

エ 他市町村の地域密着型サービス等(居宅介護のうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防のうち施設型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護、施設介護のうち地域密着型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに介護予防・生活支援サービスを行う事業者について、当該地域密着型サービス等を利用する市町村の指定を受けている市町村の地域密着型サービス等を利用すること。ただし、住所地特例により他市町村の地域密着型サービス等を利用する市町村の指定を受けていることである。なお、その際の介護の報酬の額については、住所地特例対象施設の利用が可能な市町村が定める報酬単位によること。

また、被保険者以外の者についても被保険者に準じた範囲とするものであること。

(2) 他法他施策との関係 (略)

○介護扶助(生活保護法)による介護サービスと自立支援給付(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)による障害福祉サービス等との対応関係表

1 在宅の要介護者への介護給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同	障害福祉サービス等	の利用可能となる状態
---------------	----------	----------	-----------	------------

介護扶助運営要領

- 第1～第4 (略)
- 第5 介護扶助実施方式

1

2 介護扶助の決定

要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以下の点に留意すること。

(1) 決定の際の留意事項

ア～ウ (略)

エ 他市町村の地域密着型サービス等(居宅介護のうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護、介護予防のうち施設型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護、施設介護のうち地域密着型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに介護予防・生活支援サービスを行う事業者について、当該地域密着型サービス等を利用する市町村の指定を受けている市町村の地域密着型サービス等を利用すること。ただし、住所地特例により他市町村の地域密着型サービス等を利用する市町村の指定を受けていることである。なお、その際の介護の報酬の額については、住所地特例対象施設の利用が可能な市町村が定める報酬単位によること。

また、被保険者以外の者についても被保険者に準じた範囲とするものであること。

(2) 他法他施策との関係 (略)

○介護扶助(生活保護法)による介護サービスと自立支援給付(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)による障害福祉サービス等との対応関係表

1 在宅の要介護者への介護給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同	障害福祉サービス等	の利用可能となる状態
---------------	----------	----------	-----------	------------

ス	(居宅サービス)	訪問介護	(略)	(略)	<p>住宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)が対象となる。重度訪問介護は障害支援区分が4以上であって、「二肢以上に麻痺等があること」等の要件を満たす肢体不自由者が対象となる。</p>
ス	(居宅サービス)	訪問入浴介護	(略)	(略)	<p>利用希望者は原則対象となる。</p>
ス	(居宅サービス)	訪問リハビリテーション	(略)	(略)	<p>生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要となる者であって、</p> <p>① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者が対象となる。</p>
ス	(居宅サービス)	訪問介護	(略)	(略)	<p>住宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者)が対象となる。重度訪問介護は障害支援区分が4以上であって、「二肢以上に麻痺等があること」と「二肢以上に麻痺等があること」等の要件を満たす肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者が対象となる。</p>
ス	(居宅サービス)	訪問入浴介護	(略)	(略)	<p>身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。</p>
ス	(居宅サービス)	訪問リハビリテーション	(略)	(略)	<p>生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要となる者であって、</p> <p>① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者が対象となる。</p>
ス	(居宅サービス)	通所介護	(略)	(略)	<p>生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要となる者であって、</p> <p>① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者が対象となる。</p>

	(略)	(略)	(略)	通所リハビリテーション	(略)	利用希望者は原則対象となる。
	(略)	(略)	(略)	短期入所生活介護	(略)	短期入所 (シヨートステイ)
	(略)	(略)	(略)	短期入所療養介護	(略)	短期入所 (シヨートステイ)
短期入所サービス						<p>居室においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要となる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療型 (病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能) <ul style="list-style-type: none"> ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患を有する者及び重症心身障害児・者等が対象となる。
	(略)	(略)	(略)	福祉用具貸与	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	特定福祉用具販売	(略)	(略)
福祉用具						
(地域密着型サービス)						
	(略)	(略)	(略)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(略)	居室介護は障害支援区分が1以上の障害者等 (身体障害、知的障害、精神障害) が対象となる。
	(略)	(略)	(略)	夜間対応型訪問介護	(略)	居室介護は障害支援区分が1以上の障害者等 (身体障害、知的障害、精神障害) が対象となる。
	(略)	(略)	(略)	通所リハビリテーション	(略)	<p>■ 機能訓練 身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。</p> <p>■ 生活訓練 知的障害又は精神障害を有する者であって、利用希望者は原則対象となる。</p>
	(略)	(略)	(略)	短期入所生活介護	(略)	短期入所 (シヨートステイ) (福祉型)
	(略)	(略)	(略)	短期入所療養介護	(略)	短期入所 (シヨートステイ) (医療型)
短期入所サービス						<p>居室においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要となる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療型 (病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能) <ul style="list-style-type: none"> ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患を有する者及び重症心身障害児・者等が対象となる。
	(略)	(略)	(略)	福祉用具貸与	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	特定福祉用具販売	(略)	(略)
福祉用具						
(地域密着型サービス)						
	(略)	(略)	(略)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(略)	居室介護は障害支援区分が1以上の障害者等 (身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者) が対象となる。
	(略)	(略)	(略)	夜間対応型訪問介護	(略)	居室介護は障害支援区分が1以上の障害者等 (身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者) が対象となる。

地域密着型通所介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人福祉センター・老人デイサービスセンター等の施設に通って受けける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練 (略)	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むための、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むための、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
認知症対応型通所介護 【認知症専用デイサービス】	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むための、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むための、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。	(略)	(略)	(略)	(略)
小規模多機能型居宅介護	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むための、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むための、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。	(略)	(略)	(略)	(略)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【小規模（定員29人以下）介護老人福祉施設】	(略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むための、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むための、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。	(略)	(略)	(略)	(略)

看護小規模多機能型居宅介護	(略)	(略)	ある者が対象となる。
(居宅要介護者へのその他の給付)	(略)	(略)	(略)
2 要支援者への予防給付	介護サービス内容	介護サービス等の支援による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービス等の支援による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
(介護予防サービス)	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)が対象となる。
訪問サービス	介護予防訪問介護	(略)	(略)
	介護予防入浴訪問介護	(略)	(略)
	介護予防リハビリテーション	(略)	利用希望者は原則対象となる。
通所サービス	介護予防通所介護	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要となる者であって、 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合

看護小規模多機能型居宅介護	(略)	(略)	ある者等が対象となる。
(居宅要介護者へのその他の給付)	(略)	(略)	(略)
2 要支援者への予防給付	介護サービス内容	介護サービス等の支援による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービス等の支援による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
(介護予防サービス)	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者)が対象となる。
訪問サービス	介護予防訪問介護	(略)	(略)
	介護予防入浴訪問介護	(略)	(略)
	介護予防リハビリテーション	(略)	■ 機能訓練 身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。 ■ 生活訓練 知的障害又は精神障害を有する者であって、利用希望者は原則対象となる。
通所サービス	介護予防通所介護	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要となる者であって、 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合

介護 【認知症高齢者専用デイサービス】	め、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入室する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入室する場合は区分3）以上である者が対象となる。				
介護予防小規模多機能型居宅介護	(略)	(場合によっては)短期入所	(略)		
(居宅要介護者へのその他の給付) (略)					

介護 【認知症高齢者専用デイサービス】	め、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入室する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入室する場合は区分3）以上である者が対象となる。				
介護予防小規模多機能型居宅介護	(略)	(場合によっては)短期入所 (福祉型)	(略)		
(居宅要介護者へのその他の給付) (略)					

3 要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者への給付	介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態	
(介護予防・生活支援サービス)	訪問型サービス	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等（身体障害、知的障害、精神障害）が対象となる。	

3 要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者への給付	介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態	
(介護予防・生活支援サービス)	訪問型サービス	(略)	(略)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等（身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者）が対象となる。	

通所型サービス (略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等）に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等）に入所する場合は区分3）以上である者 等が対象となる。
(要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者へのその他の給付) (略)		

- (3) 本人支払額の決定
本人支払額は、次により決定すること。
- ア (略)
- イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額3000円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。
- ただし、介護扶助と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、前記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいれずれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(精神通院医療)	(略)	(略)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(更生医療)	(略)	(略)

通所型サービス (略)	(略)	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等）に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等）に入所する場合は区分3）以上である者 が対象となる。
(要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者へのその他の給付) (略)		

- (3) 本人支払額の決定
本人支払額は、次により決定すること。
- ア (略)
- イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額3000円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。
- ただし、介護扶助と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、前記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいれずれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(精神通院医療)	(略)	(略)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(更生医療)	(略)	(略)

原爆被爆者医療費の （一般疾病医療費の 給付）	（略）	（略）
被爆体験者精神影響 等調査研究事業	（略）	（略）
難病の患者に対する法律 医療等に関する法律 （難病医療費助成）	（略）	（略）
原爆被爆者の訪問介 護利用者負担に対す る助成事業	訪問介護、第1号訪問事業（従前の介護予 防訪問介護に相当する事業のみ）	100%
原爆被爆者の介護保 険等利用者負担に対 する助成事業	通所介護、短期入所生活介護（食費及び居 住費を除く。）、介護予防短期入所生活介護 （食費及び居住費を除く。）、介護老人福祉 施設（食費及び居住費を除く。）、地域密着 型介護老人福祉施設（食費及び居住費を除 く。）、第1号通所事業（従前の介護予防防 通所介護に相当する事業のみ）	100%

ウ～エ （略）

(4)～(9) (略)

3～5 (略)

6 移送

移送費の支給は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、その費用は最
小限度の実費とすること。なお、エについては、なるべく現物給付の方法によっ
て行うこと。

ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、
通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看
護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、
介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、
介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症
対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第
1号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費（要保護者の居宅が当該事業所
の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であって、近
隣に適切な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る。）

イ～エ （略）

原爆被爆者医療費の （一般疾病医療費の 給付）	（略）	（略）
被爆体験者精神影響 等調査研究事業	（略）	（略）
難病の患者に対する法律 医療等に関する法律 （難病医療費助成）	（略）	（略）
原爆被爆者の訪問介 護利用者負担に対す る助成事業	訪問介護、介護予防訪問介護、第1号訪問 事業（従前の介護予防訪問介護に相当する 事業のみ）	100%
原爆被爆者の介護保 険等利用者負担に対 する助成事業	通所介護、短期入所生活介護（食費及び居 住費を除く。）、地域密着型通所介護、認知 症対応型通所介護、介護予防通所介護、介 護予防認知症対応型通所介護、介護予防防 短期入所生活介護（食費及び居住費を除 く。）、介護老人福祉施設（食費及び居住費 を除く。）、地域密着型介護老人福祉施設 （食費及び居住費を除く。）、第1号通所事 業（従前の介護予防通所介護に相当する事 業のみ）	100%

ウ～エ (略)

(4)～(9) (略)

3～5 (略)

6 移送

移送費の支給は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、その費用は最
小限度の実費とすること。なお、エについては、なるべく現物給付の方法によっ
て行うこと。

ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、
通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看
護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小
規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、
介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーシ
ン、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用
具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、
第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費（要保護
者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行
われる場合であって、近隣に適切な事業者がない等真にやむを得ないと認め
られる場合に限る。）

イ～エ (略)
第6～第9 (略)
附則 (略)

- (様式第1号)
- (様式第2号)
- (様式第3号)
- (様式第4号の1)
- (様式第4号の2)
- (様式第5号)
- (様式第6号)

第6～第9 (略)
附則 (略)

- (様式第1号)
- (様式第2号)
- (様式第3号)
- (様式第4号の1)
- (様式第4号の2)
- (様式第5号)
- (様式第6号)

様式第3号

生活保護法介護券（ 年 月分）

公費負担者番号		有効期間	日から	日まで
受給者番号		単独・併用別	単 独 ・ 併 用	
保険者番号		被保険者番号		
(フリガナ) 氏 名	-----		生年月日 1.明・2.大・3.昭 年 月 日生	性別 1.男 2.女
要介護状態等区分	基本チェックリスト該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5			
認定有効期間	平成 年 月 日から		平成 年 月 日まで	
居 住 地				
指定居宅介護支援事業者・ 指定介護予防支援事業者・ 地域包括支援センター名	事業所番号			
指定介護機関名	事業所番号			
居 宅 介 護 介 護 予 防 介護予防・日常生活支援	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護	居 宅 介 護 介 護 予 防	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護	
		施 設 介 護	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設	
		居宅介護支援 介護予防支援 介護予防・日常生活支援	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援	
		本人支払額	円	
地区担当員名	取扱担当者名			
	福祉事務所長 印			
備 考	介 護 保 険	あ り な し		
	そ の 他			

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。

- 21 **生活保護法の規定により国保連に対し介護報酬の支払等について委託する場合における被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票に係る記載要領について（平成12年4月28日厚生省社会・援護局保護課長通知社援保第27号）【改正案】**

○「生活保護法の規定により国保連に対し介護報酬の支払等について委託する場合における被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票に係る記載要領について」（平成12年4月28日厚生省社会・援護局保護課長通知 社保保第27号）

改正後	改正前
<p>1 作成及び送付について (略)</p> <p>2 各記載事項 (1)～(22) (略)</p> <p>(23) 上限管理適用開始年月日及び上限管理適用終了年月日 居宅介護サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(短期利用に限る。)、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る。)、看護小規模多機能型居宅介護をいう。)、介護予防サービス(介護予防訪問介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型生活介護(短期利用に限る。))及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービス(訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自)、通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定率)、その他の生活支援サービス(見守り/定率)、その他の生活支援サービス(見守り/定率)、その他の生活支援サービス(配食/定率)、その他の生活支援サービス(見守り/定率)、その他の生活支援サービス(見守り/定率)、その他の生活支援サービス(配食/定率))については、「上限管理適用開始年月日」には(17)の「有効期間開始年月日」の属する月の初日を、「上限管理適用期間終了年月日」には(17)の「有効期間終了年月日」を記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>[申請情報] (24)～(27) (略) 別表 (略)</p>	<p>1 作成及び送付について (略)</p> <p>2 各記載事項 (1)～(22) (略)</p> <p>(23) 上限管理適用開始年月日及び上限管理適用終了年月日 居宅介護サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(短期利用に限る。)、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る。)、地域密着型特定期間型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る。))及び介護予防サービス(介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型生活介護(短期利用に限る。))及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービス(訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)、訪問型サービス(独自/定率)、訪問型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自)、通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定率)、通所型サービス(独自/定率)、その他の生活支援サービス(見守り/定率)、その他の生活支援サービス(見守り/定率)、その他の生活支援サービス(配食/定率)、その他の生活支援サービス(見守り/定率)、その他の生活支援サービス(配食/定率))については、「上限管理適用開始年月日」には(17)の「有効期間開始年月日」の属する月の初日を、「上限管理適用期間終了年月日」には(17)の「有効期間終了年月日」を記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>[申請情報] (24)～(27) (略) 別表 (略)</p>

22 生活保護法による介護券の記載要領及び留意点について」(平成 12 年 3 月 13 日厚生省社会・援護局保護課長通知 社援保第 11 号)【改正案】

改正後

改正前

1 受給者番号

(1) (略)

(2) 「受給者番号」欄には、受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の算用数字を組み合わせたものとする。番号については、被保護者ごとに固定化することをとし、月ごとに変更する必要はないが、「介護扶助の適正化について」(平成23年3月31日社援保発0331第14号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき介護券交付処理簿と介護給付費受給者別一覧表との照合の実施について万全を期すこと。

(3) 医療扶助が同時に提供される場合には医療扶助における受給者番号と共通番号とすること。

2～3 (略)

(別紙) (略)

了内子院
課長

1 受給者番号

(1) (略)

(2) 生活保護制度は、交付された介護券に基づき指定介護機関が介護の報酬の請求を行う方式であること、また、開始や停止、廃止が頻繁であることから、要介護者等(又は世帯)毎に固定化して受給者番号(以下「固定番号」という)を付さない方法とすべきであること。

ただし、国民健康保険連合会からの介護給付費公費受給者別一覧表と介護券交付処理簿(施行細則第11号の2)の照合作業のために固定番号とする必要がある場合は、固定番号を付す方法としても差し支えないこと。

(3) 介護券を複数発行する場合において、同一月に発行する番号はすべて同じとすること。

(4) 同一月において医療扶助が同時に提供される場合には医療扶助における受給者番号と共通番号としても差し支えないこと。

2～3 (略)

(別紙) (略)

23 就労支援促進計画の策定について」（平成 27 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 22 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【改正案】

(案)

社 援 保 発 第 号

平 成 2 8 年 月 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

(公 印 省 略)

「就労支援促進計画の策定について」の一部改正について

被保護者に対する就労支援事業等については、平成 27 年度から各自治体において、「就労支援促進計画」を策定し、就労支援事業等の効果の検証を実施していただいているところである。

この度、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に基づく「経済・財政再生計画改革工程表」が決定され、生活保護受給者の就労支援事業について、KPI (改革の進捗管理や測定に必要となる指標) として目標値 (就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60% とする、就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50% とする、「その他の世帯」の就労率 (就労者のいる世帯の割合) を 2018 年度までに 45% とする) が設定されたほか、就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集していくとされたところである。

については、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、各自治体においては、就労支援促進計画の策定及び実績評価等にあたって、下記の点に留意いただき就労支援を着実に実施されたい。

記

- 1 平成 27 年度就労支援促進計画の実績評価において、当該目標値を下回っている自治体については、平成 30 年度 (2018 年度) までに KPI として設定した目標値に近づくよう努めるとともに、当該目標値を上回っている又は目標値に近い自治体においても、改善に努めていくこと。
- 2 これらの目標を達成するために、ハローワークの常設窓口等への支援対象者

(案)

別添

「就労支援促進計画の策定について」(平成27年3月31日社援保発0331第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正案	現行
<p>社援保発0331第22号 平成27年3月31日 〔改正 社援保発 第 号〕 平成 年 月 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長 (公印省略)</p> <p>就労支援促進計画の策定について</p> <p>稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでも自立支援プログラム等を活用して積極的に支援いただいているところである。 また、就労による自立助長に向けて就労支援に関する事業(就労</p>	<p>社援保発0331第22号 平成27年3月31日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長 (公印省略)</p> <p>就労支援促進計画の策定について</p> <p>稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでも自立支援プログラム等を活用して積極的に支援いただいているところである。 また、就労による自立助長に向けて就労支援に関する事業(就労</p>

(案)

支援プログラムとして実施するものをいう。以下「事業」という。)を効果的・効率的に実施していくためには、各自治体において定期的に就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証し、事業を的確に見直していくことが重要である。

また、平成 26 年 8 月、総務省が実施した「生活保護に関する実態調査」の結果に基づき総務大臣の勧告(以下「勧告」という。)において、事業の実施効果を検証する上で重要となる事業の対象者等の指標の把握や設定の水準が福祉事務所によって区々となっていることから、事業の効果検証及びその結果に基づく見直しを的確に行うことが困難な状況となつていくとの指摘を受けたところである。

このため、今般、事業の適切な効果検証及び的確な見直しを図る観点から、政策循環の仕組みを導入することとし、各自治体において就労支援促進計画(以下「計画」という。)を策定することとした。自治体における計画策定を推進するため、計画の達成状況など事業効果を検証するための指標の内容、事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等について下記のとおり目安を定めたので、御了知の上、管内の福祉事務所に対し周知を図りたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

支援プログラムとして実施するものをいう。以下「事業」という。)を効果的・効率的に実施していくためには、各自治体において定期的に就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証し、事業を的確に見直していくことが重要である。

また、平成 26 年 8 月、総務省が実施した「生活保護に関する実態調査」の結果に基づき総務大臣の勧告(以下「勧告」という。)において、事業の実施効果を検証する上で重要となる事業の対象者等の指標の把握や設定の水準が福祉事務所によって区々となっていることから、事業の効果検証及びその結果に基づく見直しを的確に行うことが困難な状況となつていくとの指摘を受けたところである。

このため、今般、事業の適切な効果検証及び的確な見直しを図る観点から、政策循環の仕組みを導入することとし、各自治体において就労支援促進計画(以下「計画」という。)を策定することとした。自治体における計画策定を推進するため、計画の達成状況など事業効果を検証するための指標の内容、事業効果の検証、検証結果に基づく見直しの手順・方法等について下記のとおり目安を定めたので、御了知の上、管内の福祉事務所に対し周知を図りたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

(案)

<p>記</p> <p>1 計画に盛り込む事業</p> <p>計画は、以下の事業を対象として策定を行うものとする。</p> <p>(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業</p> <p>(2) 被保護者就労支援事業（就労支援員を活用した就労支援）</p> <p>(3) 被保護者就労準備支援事業</p> <p>(4) その他、上記以外の就労支援</p> <p>(1)～(3)以外の就労支援を受ける者を計上すること。 また、ケースワーカーのみによる就労支援を受ける者は含まないものとすること。 なお、別途実施する実績評価においては、以下の項目毎に分類して実績を計上すること。</p> <p>① ハローワーク等が実施している労働施策 公共職業訓練、求職者支援制度など。</p>	<p>記</p> <p>1 計画に盛り込む事業</p> <p>計画は、以下の事業を対象として策定を行うものとする。</p> <p>(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業</p> <p>(2) 被保護者就労支援事業（就労支援員を活用した就労支援）</p> <p>(3) 被保護者就労準備支援事業（平成26年度までは自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領3（2）就労意欲喚起等支援事業、（8）社会的な居場所づくり支援事業のうち「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」（平成23年3月31日付け社援保発0331第1号本職通知）別紙「社会的な居場所づくり支援事業実施要領」3（1）（2）で就労に関する取り組みを行っているもの及び（10）日常・社会生活及び就労自立総合支援事業</p> <p>(4) その他、上記以外の就労支援</p>
--	--

(案)

<p>② 障害者に対する就労支援事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、就労移行支援、就労継続支援など。</p> <p>③ 母子家庭向けの就労支援事業 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、母子家庭就業支援事業など。</p> <p>④ 自治体独自の就労支援事業 各自治体が就労支援プログラムに位置づけて独自に実施している就労支援事業。</p> <p>⑤ その他の就労支援事業 上記①から④のいずれの項目にも該当しない就労支援事業。</p>	
<p>2 計画策定主体及び時期 福祉事務所設置自治体において毎年度策定する。</p> <p>3 計画内容 計画の記載内容は以下のとおりとする。 なお、策定に当たっては、厚生労働省が別途通知する様式を活用すること。 (1) 現状・課題の把握 ① 現状 管内の被保護者数、被保護世帯数、稼働能力を有するとみられる「その他の世帯」数や有効求人倍率、これまでの就労</p>	<p>2 計画策定主体及び時期 福祉事務所設置自治体において毎年度策定する。</p> <p>3 計画内容 計画の記載内容は以下のとおりとする。 なお、策定に当たっては、厚生労働省が別途通知する様式を活用すること。 (1) 現状・課題の把握 ① 現状 管内の被保護者数、被保護世帯数、稼働能力を有するとみられる「その他の世帯」数や有効求人倍率、これまでの就労</p>

<p>支援プログラム参加者の実績などの現状を前年度の目標・取組を踏まえて記載すること。</p> <p>その際、ハローワーク、社会福祉法人、NPO法人、企業等の被保護者の就労支援に協力する関係機関（以下「関係機関」という。）との連携状況などについても記載すること。</p> <p>② 課題</p> <p>①で把握した現状に基づき、関係機関との連携や社会資源の活用状況も踏まえ、被保護者に対する就労支援に係る課題を記載すること。</p>	<p>支援プログラム参加者の実績などの現状を記載すること。</p> <p>その際、ハローワーク、社会福祉法人、NPO法人、企業等の被保護者の就労支援に協力する関係機関（以下「関係機関」という。）との連携状況などについても記載すること。</p> <p>② 課題</p> <p>①で把握した現状に基づき、関係機関との連携や社会資源の活用状況も踏まえ、被保護者に対する就労支援に係る課題を記載すること。</p>
<p>(2) 取組事項等</p> <p>① (1)により把握した現状及び課題を踏まえ、当該年度において実施する事業について取り組むべき事項、改善の方策について記載すること。また、取り組む内容が明らかになるよう、具体的な手順や方法を盛り込むこと。</p> <p>② 被保護者は職歴や学歴等において求人と求職におけるミスマッチがあり、加えて、高齢者になる手前の者については年齢が阻害要因となつて、就労に結びつきにくいという課題があることから、地域において行政機関や関係団体等が協働しながら、就労体験の場を含め、本人の特性に合う就労の場を開拓し、求人と求職を丁寧にマッチングしていくことが必要である。</p> <p>そのため、「被保護者就労支援事業の実施について」（平成27年3月31日付け社援保発 0331 第20号本職通知）4の就</p>	<p>(2) 取組事項等</p> <p>① (1)により把握した現状及び課題を踏まえ、当該年度において実施する事業について取り組むべき事項、改善の方策について記載すること。また、取り組む内容が明らかになるよう、具体的な手順や方法を盛り込むこと。</p> <p>② 被保護者は職歴や学歴等において求人と求職におけるミスマッチがあり、加えて、高齢者になる手前の者については年齢が阻害要因となつて、就労に結びつきにくいという課題があることから、地域において行政機関や関係団体等が協働しながら、就労体験の場を含め、本人の特性に合う就労の場を開拓し、求人と求職を丁寧にマッチングしていくことが必要である。</p> <p>そのため、「被保護者就労支援事業の実施について」（平成27年3月31日付け社援保発 0331 第20号本職通知）4の就労</p>

<p>労支援連携体制の構築に関すること（関係機関との協議の場の設置状況や検討内容など）についても記載すること。</p> <p>【参考：協議の場等における検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有・地域の被保護者に対する就労支援の方向性を共有・中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討・就労の場の掘り起こしについて協力要請 等 <p>(3) 指標及び目標の設定</p> <p>取組事項等について、事後に定量的な評価が実施できよう、以下の指標ごとに、数値目標を設定する。</p> <p>①事業対象者数、②事業参加者数、③事業参加率、④達成者数（就労した者及び就労による収入が増加した者の数）、⑤達成率（就労・増収率）、⑥就労・増収による生活保護費削減額、⑦生活保護廃止者数、⑧生活保護廃止率、⑨その他の世帯数</p>	<p>支援連携体制の構築に関すること（関係機関との協議の場の設置状況や検討内容など）についても記載すること。</p> <p>【参考：協議の場等における検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有・地域の被保護者に対する就労支援の方向性を共有・中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討・就労の場の掘り起こしについて協力要請 等 <p>(3) 指標及び目標の設定</p> <p>取組事項等について、事後に定量的な評価が実施できよう、以下の指標ごとに、数値目標を設定する。</p> <p>指標は、事業の実施過程で入手可能な数値等であって、事業効果の検証のため必ず設定すべき指標（以下「必須指標」という。）及び地域の実情を踏まえ自治体が任意に設定する指標（以下「独自指標」という。）とし、具体的には以下のとおりとする。</p> <p>(必須指標)</p> <ul style="list-style-type: none">①就労支援対象者数、②事業の参加者数、③事業の参加率、④達成者数（就労・増収者数）、⑤達成率（就労・増収率）、⑥就労・増収による生活保護費削減額、⑦生活保護廃止者数、⑧生活保護廃止率、⑨その他世帯数 <p>(独自指標)</p> <p>地域の実情を踏まえて、自治体が任意に指標として設定する</p>
---	--

もの	
<p>4 指標の定義について</p> <p>3 (3) の数値目標を設定するに当たり、事業対象者数、事業参加者数、達成者数(就労した者及び就労による収入が増加した者の数)及び生活保護廃止者数については、いずれも実人数で計上すること。</p> <p>また、被保護者によっては、複数の事業に参加することもあり得るが、その場合は、主たる事業で計上することとし、重複してカウントしないこと。</p> <p>(1) 事業対象者数</p> <p>保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者(高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護者も含む。)の数とする。</p> <p>なお、これは、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」(平成14年3月29日付け社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「就労及び就職状況把握通知」という。)に基づく「就労・求職状況管理台帳」の掲載者(計画年度に掲載が見込まれる者)及び就労及び就職状況把握通知では自立支援プログラムその他の実施機関による就労支援対策が実施されている場合に当該台帳の対象者としていない「就労支援プログラム参加者」(計画年度の参加目標実人数)の合計数とする。</p>	<p>4 必須指標の定義について</p> <p>3 (3) の数値目標を設定するに当たり、事業対象者数、事業参加者数、達成者数(就労・増収者数)及び生活保護廃止者数については、いずれも実人数で計上すること。</p> <p>また、被保護者によっては、複数の事業に参加することもあり得るが、その場合は、主たる事業で計上することとし、重複してカウントしないこと。</p> <p>(1) 事業対象者数</p> <p>保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者(高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護者も含む。)の数とする。</p> <p>なお、これは、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」(平成14年3月29日付け社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「就労及び就職状況把握通知」という。)に基づく「就労・求職状況管理台帳」の掲載者(計画年度に掲載が見込まれる者)及び就労及び就職状況把握通知では自立支援プログラムその他の実施機関による就労支援対策が実施されている場合に当該台帳の対象者としていない「就労支援プログラム参加者」(計画年度の参加目標実人数)の合計数とする。</p>

<p>(2) 事業参加者数 1の(1)から(4)までのいずれかの事業に参加した者を合計した数とする。</p> <p>(3) <u>事業参加率</u> ① 参加率ア (2)の事業参加者数を(1)の事業対象者数で除したものとす。</p> <p>② 参加率イ (2)の事業参加者数を管内の被保護者数で除したものとす。</p> <p>(4) 達成者数 (2)の事業参加者数のうち、就労した者及び増収となった者(就労又は増収したことにより生活保護を廃止した者を含む。)の数とする。</p> <p>(5) 達成率 (4)の達成者数を(2)の<u>事業参加者数</u>で除したものとす。</p> <p>(6) 就労・増収による生活保護費削減額 事業の実施により就労又は増収したことにより削減された生活保護費の額とする。</p> <p>(7) 生活保護廃止者数 (2)の事業参加者数のうち、就労又は増収したことにより生活保護廃止となった者の数とする。</p>	<p>(2) 事業参加者数 1の(1)から(4)までのいずれかの事業に参加した者を合計した数とする。</p> <p>(3) <u>事業の参加率</u> ① 参加率ア (2)の事業参加者数を(1)の事業対象者数で除したものとす。</p> <p>② 参加率イ (2)の事業参加者数を管内の被保護者数で除したものとす。</p> <p>(4) 達成者数 (2)の事業参加者数のうち、就労した者及び増収となった者(就労・増収により生活保護を廃止した者を含む。)の数とする。</p> <p>(5) 達成率 (4)の達成者数を(2)の<u>事業の参加者数</u>で除したものとす。</p> <p>(6) 就労・増収による生活保護費削減額 事業の実施により就労又は増収となり削減される生活保護費の額</p> <p>(7) 生活保護廃止者数 (2)の事業参加者数のうち、就労又は増収したことにより生活保護廃止となる者の数とする。</p>
---	---

(案)

<p>(8) 生活保護廃止率 <u>(7) の生活保護廃止者数を (2) の事業参加者数で除したものとす。</u></p> <p>(9) その他の世帯数 <u>計画期間終了時 (毎年度末) におけるその他の世帯数とする。</u></p> <p>5 <u>事業対象者のうち、就労支援事業等に参加していない者及び就労中の者の割合の状況の把握</u> <u>(1) 就労支援事業等に参加していない者の状況</u> 1の(1)から(4)までのいずれの事業にも参加しなかった者について、以下の状況別に実績を計上すること。 <u>なお、被保護者によっては、複数の状況に該当することもあり得るが、その場合は重複してカウントしないこと。</u></p> <p>① <u>就労中</u> <u>就労していた期間がある者 (就労又は増収したことにより生活保護を廃止した者を含む。) の数とする。</u></p> <p>② <u>ハローワーク等で求職活動中</u> <u>就労していた期間がない者であって、ハローワーク等で求職活動を行っている者の数とする。</u></p> <p>③ <u>事業を実施していない又は事業に空きがないために参加できない</u> <u>就労していた期間がない者であって、希望する就労支援事業等を福祉事務所が実施していない、又は希望する就労支援</u></p>	<p>(8) 生活保護廃止率 <u>(7) の生活保護の廃止者数を (2) 事業参加者数で除したものとす。</u></p> <p>(9) その他の世帯数 <u>計画期間終了時 (毎年度末) におけるその他の世帯数とする。</u></p>
--	--

(案)

事業等の定員等の関係により参加できない者の数とする。

④ 稼働能力を失った(傷病・障害が発生した等)

就労していた期間がない者であって、年度途中において、傷病・障害の発生等を理由に就労が困難になったと保護の実施機関が判断した者の数とする。

⑤ その他

①～④いずれの項目にも該当しない者の数とする。なお、当該項目に計上する場合は、具体的な状況を必ず記載すること。

なお、上記①から⑤までに計上した人数と4の(2)事業参加者数の合計は、4の(1)事業対象者数に一致すること。

(2) 就労中の者の割合

(1)の①就労中の者の数を(1)の就労支援事業等に参加していない者の数で除したものとす。

6 計画策定に当たったの留意点

3(2)の取組事項等を踏まえ、必要があると認める時は、ハローワークをはじめ関係機関と連絡調整を行うこと。

7 評価及び見直しについて

(1)計画の実施状況について、毎年度、厚生労働省が実施する「就労支援等の状況調査(注)」を活用するなどにより、設定した

5 計画策定に当たったの留意点

3(2)の取組事項等を踏まえ、必要があると認める時は、ハローワークをはじめ関係機関と連絡調整を行うこと。

6 評価及び見直しについて

(1)計画の実施状況について、毎年度、厚生労働省が実施する「就労支援等の状況調査(注)」を活用するなどにより、設定した

<p>数値目標に対する達成状況を把握し、とりまとめ、評価を実施すること。</p> <p>(2) 設定した数値目標に対する達成状況等を踏まえて以下の評価の視点を参考に、評価を実施すること。なお、評価については、事業担当課のみならず、必要と認める時は関係部署や外部有識者を参画させて行うこと。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none">・数値目標を達成できているか・事業の成果が見られるか・事業は効果的（費用対効果等）に実施されているか 等 <p>(3) 設定した目標値に対する達成状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて次年度以降に事業内容等の見直しを行うこと。</p> <p>(注) 就労支援等の状況調査</p> <p>各自治体が前年度において実施した就労支援施策の効果等を把握するため、毎年度厚生労働省が実施している調査</p>	<p>数値目標に対する達成状況を把握し、とりまとめ、評価を実施すること。</p> <p>(2) 必須指標、独自指標について設定した数値目標に対する達成状況等を踏まえて以下の評価の視点を参考に、評価を実施すること。なお、評価については、事業担当課のみならず、必要と認める時は関係部署や外部有識者の参画させて行うこと。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none">・数値目標を達成できているか・事業の成果が見られるか・事業は効果的（費用対効果等）に実施されているか 等 <p>(3) 設定した目標値に対する達成状況が不十分な場合、その原因を分析した上で、必要に応じて次年度以降に事業内容等の見直しを行うこと。</p> <p>(注) 就労支援等の状況調査</p> <p>各自治体が前年度において実施した就労支援施策の効果等を把握するため、毎年度厚生労働省が実施している調査</p>
<p>8. 提出時期</p> <p>(1) 計画の提出時期</p> <p>毎年度各自治体において、計画を策定し、厚生労働省が別途通知する提出期限までに提出すること。</p> <p>(2) 評価結果の提出時期について</p> <p>計画期間終了後、計画の達成状況の評価を行い、厚生労働省が毎年度実施する「就労支援等の状況調査」の回答とあわせて</p>	<p>7. 提出時期</p> <p>(1) 計画の提出時期</p> <p>毎年度各自治体において、計画を策定し、厚生労働省が別途通知する提出期限までに提出すること。</p> <p>(2) 評価結果の提出時期について</p> <p>計画期間終了後、計画の達成状況の評価を行い、厚生労働省が毎年度実施する「就労支援等の状況調査」の回答とあわせて</p>

<p>当該調査実施時に示す様式により評価結果を提出すること。</p> <p><u>9 留意事項</u></p> <p>(1) 勸告において、福祉事務所によっては、就労・求職状況管理台帳により就労可能な被保護者の把握に漏れがあるものや、把握している就労可能な被保護者数が適切なものとは認められないとの指摘があったことから、本計画の策定にあわせて就労・求職状況管理台帳についても「就労及び就職状況把握通知」に基づいて適切に整備すること。</p> <p>(2) 被保護者就労準備支援事業を実施している自治体については、参加者の状況について別途把握することを予定している。</p>	<p>当該調査実施時に示す様式により評価結果を提出すること。</p> <p><u>8 留意事項</u></p> <p>勸告において、福祉事務所によっては、就労・求職状況管理台帳により就労可能な被保護者の把握に漏れがあるものや、把握している就労可能な被保護者数が適切なものとは認められないとの指摘があったことから、本計画の策定にあわせて就労・求職状況管理台帳についても「就労及び就職状況把握通知」に基づいて適切に整備すること。</p>
--	--

(案)

平成27年度就労支援促進計画の実績評価(様式)							
自治体名	〇〇〇〇市		27年4月1日時点における管内被保護者数				人
取り組み事項等の達成状況(A)							
就労支援体制の構築の達成状況							
	目標	実績			目標	実績	
指標及び目標(B)	①:事業対象者数(就労・求職状況管理台帳の掲載者及び就労支援プログラム参加者)		人				
	②:事業参加者数		人		⑥:就労・増収による生活保護費削減額		千円
	生活保護受給者等就労自立促進事業の参加者数		人		生活保護受給者等就労自立促進事業の保護費削減額		千円
	被保護者就労支援事業の参加者数		人		被保護者就労支援事業の保護費削減額		千円
	被保護者就労準備支援事業の参加者数		人		被保護者就労準備支援事業の保護費削減額		千円
	上記以外の就労支援事業の参加者数(※)		人		上記以外の就労支援事業の保護費削減額		千円
	③ア:事業参加率(②/①)		%		⑦:生活保護廃止者数		人
	生活保護受給者等就労自立促進事業の参加率		%		生活保護受給者等就労自立促進事業の廃止者数		人
	被保護者就労支援事業の参加率		%		被保護者就労支援事業の廃止者数		人
	被保護者就労準備支援事業の参加率		%		被保護者就労準備支援事業の廃止者数		人
	上記以外の就労支援事業の参加率(※)		%		上記以外の就労支援事業の廃止者数(※)		人
	③イ:事業参加率(②/被保護者数)		%		⑧:生活保護廃止率(⑦/②)		%
	生活保護受給者等就労自立促進事業の参加率		%		生活保護受給者等就労自立促進事業の廃止率		%
	被保護者就労支援事業の参加率		%		被保護者就労支援事業の廃止率		%
	被保護者就労準備支援事業の参加率		%		被保護者就労準備支援事業の廃止率		%
	上記以外の就労支援事業の参加率		%		上記以外の就労支援事業の廃止率(※)		%
	④:達成者数(就労・増収者数)		人		⑨:計画期間終了後のその他の世帯数		世帯
	生活保護受給者等就労自立促進事業の達成者数		人		(1)就労支援事業等に参加していない者の状況 ①就労中 ②ハローワーク等で求職活動中 ③事業を実施していない又は事業に空きがないため参加できない ④稼働能力を失った(傷病・障害が発生した等) ⑤その他 その他欄に記載の場合、具体的な状況を必ず記載 (2)就労中の者の割合(①/(1))		人
	被保護者就労支援事業の達成者数		人				人
	被保護者就労準備支援事業の達成者数		人				人
上記以外の就労支援事業の達成者数(※)		人		人			
⑤:達成率(④/②)		%		人			
生活保護受給者等就労自立促進事業の達成率		%		人			
被保護者就労支援事業の達成率		%		人			
被保護者就労準備支援事業の達成率		%		人			
上記以外の就労支援事業の達成率(※)		%		%			
全体の評価及び今後の方向性(C)							
備考							

※「上記以外の就労支援事業」に関する項目の内訳について、別シートに再掲すること。

26/09/16

(案)

【別紙】その他の就労支援事業に関する項目の内訳票

		実績			実績
①:事業対象者数(就労・求職 状況管理台帳の掲載者及び就 労支援プログラム参加者)		人			
②:その他の就労支援事業 の事業参加者数		人	⑤:その他の就労支援事業 の達成率		%
ハローワーク等が実施して いる労働施策の参加者数		人	ハローワーク等が実施して いる労働施策の達成率		%
障害者に対する就労支援 事業の参加者数		人	障害者に対する就労支援 事業の達成率		%
母子家庭向けの就労支援 事業の参加者数		人	母子家庭向けの就労支援 事業の達成率		%
自治体独自の就労支援事 業の参加者数		人	自治体独自の就労支援事 業の達成率		%
その他の就労支援事業の 参加者数		人	その他の就労支援事業の 達成率		%
③:その他の就労支援事業 の事業参加率(ア)		%	⑦:その他の就労支援事業 の生活保護廃止者数		人
ハローワーク等が実施して いる労働施策の参加率		%	ハローワーク等が実施して いる労働施策の廃止者数		人
障害者に対する就労支援 事業の参加率		%	障害者に対する就労支援 事業の廃止者数		人
母子家庭向けの就労支援 事業の参加率		%	母子家庭向けの就労支援 事業の廃止者数		人
自治体独自の就労支援事 業の参加率		%	自治体独自の就労支援事 業の廃止者数		人
その他の就労支援事業の 参加率		%	その他の就労支援事業の 廃止者数		人
④:その他の就労支援事業 の達成者数(就労・増収者 数)		人	⑧:その他の就労支援事業 の生活保護廃止率		%
ハローワーク等が実施して いる労働施策の達成者数		人	ハローワーク等が実施して いる労働施策の廃止率		%
障害者に対する就労支援 事業の達成者数		人	障害者に対する就労支援 事業の廃止率		%
母子家庭向けの就労支援 事業の達成者数		人	母子家庭向けの就労支援 事業の廃止率		%
自治体独自の就労支援事 業の達成者数		人	自治体独自の就労支援事 業の廃止率		%
その他の就労支援事業の 達成者数		人	その他の就労支援事業の 廃止率		%
備考					

平成28年度就労支援促進計画(様式)

自治体名 (A)				担当者名 連絡先		
前年度の目標・取組を 踏まえた現状(B)	被保護者数 (C)	被保護世帯 数(D)	その他の世帯数(E)			
	就労支援員 配置数(F)	就労支援プ ログラム参 加者数(G)				
関係機関との連携状況						
今年度の課題(H)						
関係機関との連携状況						
今年度の目標達成に向けた 取り組み事項等(I)						
就労支援体制の構築						
就労 支援 関係 予算 (J)	a: 被保護者就労支援事業	千円	c: その他就労支援関係予算	千円		
	b: 被保護者就労準備支援事業	千円	d: 合 計[a+b+c]	0 千円		

(案)

	前年度実績 (参考)	目標		前年度実績 (参考)	目標		
指標 及び 目標 (K)	①: 事業対象者数(就労・求職状況管理台帳の掲載者及び就労支援プログラム参加者)						
			人				
	②: 事業参加者数			⑥: 就労・増収による生活保護費削減額			
			人			千円	
	生活保護受給者等就労自立促進事業の参加者数		人	生活保護受給者等就労自立促進事業の保護費削減額		千円	
	被保護者就労支援事業の参加者数		人	被保護者就労支援事業の保護費削減額		千円	
	被保護者就労準備支援事業の参加者数		人	被保護者就労準備支援事業の保護費削減額		千円	
	上記以外の就労支援事業の参加者数		人	上記以外の就労支援事業の保護費削減額		千円	
	③ア: 事業参加率(②/①)			⑦: 生活保護廃止者数			
			%			人	
	生活保護受給者等就労自立促進事業の参加率		%	生活保護受給者等就労自立促進事業の廃止者数		人	
	被保護者就労支援事業の参加率		%	被保護者就労支援事業の廃止者数		人	
	被保護者就労準備支援事業の参加率		%	被保護者就労準備支援事業の廃止者数		人	
	上記以外の就労支援事業の参加率		%	上記以外の就労支援事業の廃止者数		人	
	③イ: 事業参加率 (②/被保護者数)			⑧: 生活保護廃止率(⑦/②)			
			%			%	
	生活保護受給者等就労自立促進事業の参加率		%	生活保護受給者等就労自立促進事業の廃止率		%	
	被保護者就労支援事業の参加率		%	被保護者就労支援事業の廃止率		%	
	被保護者就労準備支援事業の参加率		%	被保護者就労準備支援事業の廃止率		%	
	上記以外の就労支援事業の参加率		%	上記以外の就労支援事業の廃止率		%	
	④: 達成者数(就労・増収者数)			⑨: 計画期間終了後のその他の世帯数			
			人			世帯	
	生活保護受給者等就労自立促進事業の達成者数		人	就労支援事業等に参加していない者の状況	(1) 就労支援事業等に参加していない者の状況		人
	被保護者就労支援事業の達成者数		人		① 就労中		人
	被保護者就労準備支援事業の達成者数		人		② ハローワーク等で求職活動中		人
上記以外の就労支援事業の達成者数		人	③ 事業を実施していない又は事業に空きがないため参加できない			人	
		人	④ 稼働能力を失った(傷病・障害が発生した等)			人	
⑤: 達成率(④/②)				⑤ その他		人	
		%		その他欄に記載の場合、具体的な状況を必ず記載		人	
生活保護受給者等就労自立促進事業の達成率		%		○			
被保護者就労支援事業の達成率		%		○			
被保護者就労準備支援事業の達成率		%					
上記以外の就労支援事業の達成率		%					
			② 就労中の者の割合(①/①)				
						%	
その他(L)							

24 「居住の安定確保支援事業」の実施について(平成 25 年 5 月 15 日社援保発 0515 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)【改正案】

(案)

別添

「居住の安定確保支援事業」の実施について（平成25年5月15日社援保発0515第2号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知

改正案	現行
<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>社援保発 第 号 平成28年 月 日 〔 改正 社援保発 第 号 〕 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長 （公 印 省 略）</p> <p>「居住の安定確保支援事業」の実施について</p> <p>生活保護の住宅扶助については、住宅扶助費が家賃払いに的確に充てられる必要があることから、家賃滞納者の代理納付を推進することとしている。 また、生活保護受給者（以下「受給者」という。）の居住の確保については、本来一時的な利用が前提である無料低額宿泊所等に長期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例や、十分な処遇がされない例もあるとの指摘もある。 一方、都市部では民間賃貸住宅に、一定程度空き室の存在が見込</p>	<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>社援保発0515第2号 平成25年5月15日</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長 （公 印 省 略）</p> <p>「居住の安定確保支援事業」の実施について</p> <p>生活保護の住宅扶助については、住宅扶助費が家賃払いに的確に充てられる必要があることから、家賃滞納者の代理納付を推進することとしている。 また、生活保護受給者（以下「受給者」という。）の居住の確保については、本来一時的な利用が前提である無料低額宿泊所等に長期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例や、十分な処遇がされない例もあるとの指摘もある。 一方、都市部では民間賃貸住宅に、一定程度空き室の存在が見込</p>

まれ、当該住宅の空室活用を図ることが考えられるが、受給者が契約により民間賃貸住宅に入居する場合、受給者が地域に円滑に定着できるかといった賃貸人の不安や、家賃の支払を代理納付とした場合に、本来、受給者と賃貸人との間で解決すべき日常生活上の課題についてまで、自治体での対応が求められる可能性もあるなど、解決すべき課題も多い。

そのため、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、安定的に家賃収入の確保がされることについて賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への受給者の入居を促進するとともに、地域において、民間団体等関係機関が連携して、入居後に受給者への日常生活支援等を行うことにより、地域での生活を円滑に行えるよう支援することが必要である。

これらのことは、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）においても指摘されているところである。

これらを踏まえ、今般、受給者の居住支援等を目的とした事業を別紙のとおり行うこととしたので、管内福祉事務所に対して周知徹底を図るとともに、その他の福祉部局や住宅関係部局等関係部局と連携の上、本事業を積極的に活用し、自立支援の取組を推進された

い。

まれ、当該住宅の空室活用を図ることが考えられるが、受給者が契約により民間賃貸住宅に入居する場合、受給者が地域に円滑に定着できるかといった賃貸人の不安や、家賃の支払を代理納付とした場合に、本来、受給者と賃貸人との間で解決すべき日常生活上の課題についてまで、自治体での対応が求められる可能性もあるなど、解決すべき課題も多い。

そのため、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、安定的に家賃収入の確保がされることについて賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への受給者の入居を促進するとともに、地域において、民間団体等関係機関が連携して、入居後に受給者への日常生活支援等を行うことにより、地域での生活を円滑に行えるよう支援することが必要である。

これらのことは、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）においても指摘されているところである。

これらを踏まえ、今般、受給者の居住支援等を目的とした事業を「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号社会・援護局長通知）の別添 1 「自立支援プログラム策定実施推進事業」として、別紙のとおり行うこととしたので、管内福祉事務所に対して周知徹底を図るとともに、その他の福祉部局や住宅関係部局等関係部局と連携の上、本事業を積極的に活用し、自立支援の取組を推進されたい。

別紙	別紙
<p style="text-align: center;">居住の安定確保支援事業実施要領</p> <p>1 目的 生活保護受給者に係る、住宅扶助の代理納付の活用等により、安定的な家賃収入の確保について賃貸人の理解を得て、<u>安価で質の良い既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、見守り等の日常生活を支援する取組を推進し、生活保護受給者の安定した地域生活の継続を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。） また、実施主体が事業の一部又は全部について適切に事業を実施できると認められた団体に委託することができる。</p> <p>3 事業内容 (1) 家賃の代理納付の推進 家賃滞納者等について、家賃の代理納付を推進する。</p> <p>(2) 民間賃貸住宅への入居支援及び日常生活支援 民間住宅への入居を希望する生活保護受給者や、一時宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等に長期にわたり入居している者について、代理納付を活用した民間賃貸住宅への受け入れを促進し、あわせて、<u>① 安価で質の良い住宅や身寄りのない方が入居できる住宅のリスト化</u> <u>② 不動産業者への同行や現地確認による入居に向けた支援</u></p>	<p style="text-align: center;">居住の安定確保支援事業実施要領</p> <p>1 目的 生活保護受給者に係る、住宅扶助の代理納付の活用等により、安定的な家賃収入の確保について賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、見守り等の日常生活を支援する取組を推進し、生活保護受給者の安定した地域生活の継続を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。） また、実施主体が事業の一部又は全部について適切に事業を実施できると認められた団体に委託することができる。</p> <p>3 事業内容 (1) 家賃の代理納付の推進 家賃滞納者等について、家賃の代理納付を推進する。</p> <p>(2) 民間賃貸住宅への入居支援及び日常生活支援 民間住宅への入居を希望する生活保護受給者や、一時宿泊施設である無料低額宿泊所等に長期にわたり入居している者について、代理納付を活用した民間賃貸住宅への受け入れを促進し、あわせて、不動産業者への同行や現地確認による入居に向けた支援、入居した生活保護受給者が地域での生活を維持し、円滑に定着できるよう、見守りや、地域で活動するボランティア団体の紹介等、社会参加活動の働きかけ等を行う事業</p>

③ 居住支援協議会、地方自治体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携

④ 入居した生活保護受給者が地域での生活を維持し、円滑に定着できるよう、見守りや、地域で活動するボランティア団体の紹介等、社会参加活動の働きかけ等、生活保護受給者の課題に応じた支援を実施する。

4 事業実施に当たったの留意事項

(1) 本事業は自立支援プログラムに位置付けて実施すること。

(2) 救護施設居宅生活訓練事業について

救護施設居宅生活訓練事業を利用している者について、事業終了後に居住生活へ円滑に移行できるよう、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業に要する経費と、救護施設居宅生活訓練事業の経費は明確に区分すること。

(3) 生活困窮者への対応について

本事業を実施する上で、本事業の実施が効果的であると思われ
る生活困窮者がいる場合には、生活困窮者自立支援法に基づく自
立相談支援機関等と連携し、必要な支援を実施すること。

4 事業実施に当たったの留意事項

救護施設居宅生活訓練事業を利用している者について、事業終了後に居住生活へ円滑に移行できるよう、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業に要する経費と、救護施設居宅生活訓練事業の経費は明確に区分すること。

25 被保護者就労準備支援事業（生活困窮者等の就農訓練事業分）の実施について（厚生労働省社会・援護局長通知）【案】

(案)

社 援 保 発 第 号
平 成 28 年 月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

被保護者就労準備支援事業（生活困窮者等の就農訓練事業分）の実施について

就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題を抱える被保護者に対しては、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成 27 年 4 月より被保護者就労準備支援事業を実施いただいているところである。

このたび、被保護者に対して、農業への従事、農業法人や農産物の加工・販売等を行う事業者への就労支援や農作業を通じて、心身の健康づくりや社会参加への支援を行う就農訓練事業を被保護者就労準備支援事業の一事業として、下記のとおり行うこととしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

記

1 基本的事項

(1) 被保護者の中には、長期間、労働市場から離れているため、就労意欲が低下し、就業体験などの段階的な支援が必要な者や、自尊感情や自己有用感を失っているなど複合的な課題を抱えている者もいる。

一方で、就労は、被保護者にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であるなど、日常生活におけ

(案)

る自立や社会生活における自立にもつながる営みとして被保護者の課題を解消するということにもつながるものである。

その際、被保護者が農業に従事することは、自然の中で作業を行うなどにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるなどの効果があるとされているだけでなく、農業分野における人材の確保にも資するものと考えられる。

(2) こうしたことも踏まえて、NPO 法人、農業法人等民間団体との連携により農業体験や研修を通して就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）を含めた就労支援や社会参加促進を支援する生活困窮者等の就農訓練事業を被保護者就労準備支援事業の一事業として実施することとした。

2 対象者

就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題を抱える被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者。

3 事業内容

「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成 27 年 4 月 9 日付け社援保発 0409 第 1 号社会・援護局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）の「3 事業内容」に定める支援を踏まえ、以下の（1）及び（2）に掲げる業務について、概ね年間を通じて取り組むことができる訓練計画を作成し、支援を実施すること。

また、被保護者の相談支援や基本的な体調管理を行える体制を整えておくこと。

(1) 基礎的研修

農業に関する基本的な知識を身につけるため、以下に掲げるような支援を実施する。

(支援例)

- ・短期の農作業・農業体験
- ・作物の知識に関する研修
- ・農業機械の操作方法・メンテナンスに関する研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・支援対象者に対する生活相談・個別相談 等

(2) 就農訓練

農業を含めた就労支援や以下に掲げるような支援を実施する。

(案)

(支援例)

- ・継続した農作業の実施
- ・農業法人等での農作業に関する実習
- ・加工・販売を含めた農業に関する就労体験の実施
- ・支援対象者に対する生活相談・個別相談 等

4 実施規模

原則として、一事業につき、15人以上の参加を得て実施するものとする。

なお、実際の利用者が15人に満たない場合であっても、事業を行うことは可能である。

また、生活困窮者を対象とする就農訓練事業と本事業を一体的に実施する場合には、両事業の利用者数を合わせて算定することが可能であること。

5 就労準備支援のための職員の配置

(1) 配置人数

原則として、対象者の数を15で除した数以上の支援員（以下「就農訓練事業担当者」という。）を置く。

(2) 要件

就農訓練事業担当者は、農業に関する指導を行うことができる者とする。

また、社会福祉士等を配置するなど、訓練期間中に支援対象者に対する生活相談・個別相談といった相談支援ができる体制を整えておくこと。

なお、相談支援の担当者は、就農訓練事業担当者ではなく別途配置することも可能であること。

6 実施方法

(1) 事業の実施に当たっては、業務の全て又は一部を委託により実施することが可能であること。

(2) 農地の確保・利用に関しては、市町村の農業担当や市町村に設置されている農業委員会に問い合わせること。

(3) 一時の農作物収穫の手伝いのみといった「体験」だけではなく、概ね年間を通じて農業に関する訓練を実施すること。

(4) 農業に関する基礎的な研修を行うこと。

(5) 加工・販売を含む農業に関する必要な技術等を取得させるための研修を行うこと。

(案)

7 生活困窮者を対象とする就農訓練事業との連携

対象者の安定的な確保、事業の効率的運営の観点から、本事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて生活困窮者を対象とする就農訓練事業との一体的実施に努めること。

8 留意事項

本事業は、自立支援プログラムに位置付けて実施すること。

この通知に定めるものの他、本事業の実施については、課長通知の例によるものとする。

本通知は、農林水産省を通じて地方農政局等にも周知する予定であるので、了知いただきたい。



